

愛知県廃棄物処理計画 (愛知県食品ロス削減推進計画)

(2022 年度～2026 年度)

(案)

2022年 月



目 次

第1章 計画の策定	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	5
3 計画期間・目標年度	6
4 計画の対象	6
第2章 廃棄物処理の現況	7
1 背景	7
2 一般廃棄物（ごみ）の現況	8
3 産業廃棄物の現況	15
4 計画目標の進捗状況と課題	32
第3章 廃棄物処理の目標	43
1 目標設定の考え方	43
2 計画目標	44
第4章 施策の展開	48
1 施策の方針	48
2 具体的施策	49
施策1 3Rの促進	49
施策2 適正処理と監視指導の徹底	52
施策3 廃棄物処理施設の整備の促進	56
施策4 非常災害時等における処理体制の構築	58
施策5 循環ビジネスの振興	60
施策6 プラスチックごみ削減の推進	63
施策7 食品ロス削減の推進	65
第5章 愛知県食品ロス削減推進計画	66
1 計画の策定	66
2 食品ロス発生の現況	68
3 計画の目標	79
4 施策の展開	80
5 計画の推進	88
第6章 廃棄物処理計画の推進	91
1 各主体の責務・役割	91
2 計画の進行管理	94
3 今後の展望	95

【トピックス】

・ サーキュラーエコノミー	3
・ あいちプラスチックごみゼロ宣言	64
・ 家庭の食品ロスを減らすためにできること	81
・ 食品ロス削減環境学習プログラム	82
・ 外食時の食品ロスを減らすためにできること	85

参考資料

1 廃棄物排出量等の将来予測手法	96
2 用語解説	98
3 産業廃棄物の種類	112

第1章 計画の策定

1 策定の趣旨

(1) 経緯

本県では、産業廃棄物の適正処理の確保や減量化、資源化の推進を図るため、1973年から6次にわたり「愛知県産業廃棄物処理計画」を策定してきた。その後、2000年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）の改正を受け、産業廃棄物に加え一般廃棄物を含めた総合的な「愛知県廃棄物処理計画」を4次にわたり策定し、施策を推進してきた。

前計画期間（2017年度～2021年度）においては、循環型社会の形成を目指し、3Rの促進を始め、本県の産業、文化、人材などの地域資源を生かした地域循環圈づくりの推進などの施策を進めた結果、一般廃棄物、産業廃棄物とも、最終処分量の削減など一定の成果を上げることができた。

一方、一般廃棄物、産業廃棄物の再生利用率は、2012～2013年度をピークとして減少の傾向を示しており、計画の目標値を下回る見込みであり、今後の施策のあり方について、見直しを含めた検討が必要である。

また、近年社会的な問題となっているプラスチックごみや食品ロス削減に向けた施策を検討していく必要がある。

(2) 廃棄物処理に関わる情勢、課題

前計画を策定した2017年以降の廃棄物処理に関わる情勢及び課題は次のとおりである。

ア 持続可能な開発目標（SDGs）の取組拡大

SDGsは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までの国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っており、SDGsの達成のためには、社会を変革することが重要であると示している。

企業、NPOなどでは、既にSDGsの達成に向けた取組が進められており、例えば、企業では、事業活動が社会へ与える影響に責任を持とうとする考え方(CSR)から、SDGsを本業として取り組むことで社会課題の解決(社会価値)と企業の利益(経済価値)を同時実現する共有価値の創造(CSV)という考え方方が広まっているほか、環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance)に配慮している企業を重視・選別して投資を行うESG投資が拡大している。今後の環境施策においても、経済・社会面との関係性も考慮し、環境問題はもとより経済・社会的課題も統合的に解決するというSDGsの理念を取り入れる必要がある。

廃棄物処理に関連する主なSDGsのゴール



イ 循環経済への転換

市場や社会からの環境配慮要請の高まりやSDGsの策定等により、持続可能な発展に向け、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の線形経済から、経済活動におけるあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値を最大化し経済成長を目指す循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換を図ることの重要性が高まっている。

ウ プラスチックごみ問題

環境中で分解され自然に還ることがほとんどないプラスチックごみ等による地球規模での海洋汚染が深刻化している。特に5mm以下の微細なプラスチック、いわゆるマイクロプラスチックが生態系に及ぼす影響が懸念されている。こうした世界規模でのプラスチックごみ問題に対して、2019年5月に国は「プラスチック資源循環戦略」を策定し、「3R + Renewable」を基本原則とするとともに、消費者のライフスタイルの変革の促進の一環として、2020年7月にレジ袋の有料化を義務づけた。さらに2021年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が成立し、今後プラスチックごみ削減に向けた一層の取組強化が求められている。

エ 食品ロス問題

まだ食べられるのにも関わらず捨てられる食品、いわゆる「食品ロス」の発生は、食品が無駄となるだけでなく、その生産から廃棄までに用いられた多くの資源やエネルギーの無駄にもつながり、家計負担の増加や、廃棄物処理に係る地方公共団体の財政支出の悪化、CO₂排出量の増加による気候変動への影響も懸念されている。本県では、2017年3月に「食品ロス削減に関する府内連絡会議」を立ち上げ、関係部局の協力により全庁を挙げてこの問題に取り組んできたところである。また、2019年10月には「食品ロス削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくことが求められている。

オ 新型コロナウイルス感染症を発端とした新たなライフスタイルへの転換

2019年12月に新型コロナウイルス感染症が確認されて以来、感染が国際的に広がりを見せ、2020年3月には世界保健機関（WHO）が「パンデミック（世界的な大流行）とみなせる」と宣言するまでに至った。新型コロナウイルスの感染拡大は、国境を越えたヒト・モノ・カネの移動に依存する世界経済のリスクを顕在化させた。

環境面においては社会経済活動の停滞により、エネルギー消費量の減少に伴うCO₂排出量の大幅な減少や、大気汚染の改善につながる一方、衛生目的での使い捨てマスク等のプラスチック製品の使用の増加や巣ごもりによる家庭ごみの増加が懸念されており、感染症対策と環境対策の両立を図っていく必要がある。

こうした廃棄物処理に関する情勢変化や課題がある中、県民・事業者・市町村等との連携・協働のもと、SDGsの考え方を取り入れ、環境・経済・社会の調和のとれた循環型社会の実現に向けた取組をより一層進める必要がある。

トピックス

サーキュラーエコノミー (Circular Economy : 循環経済)

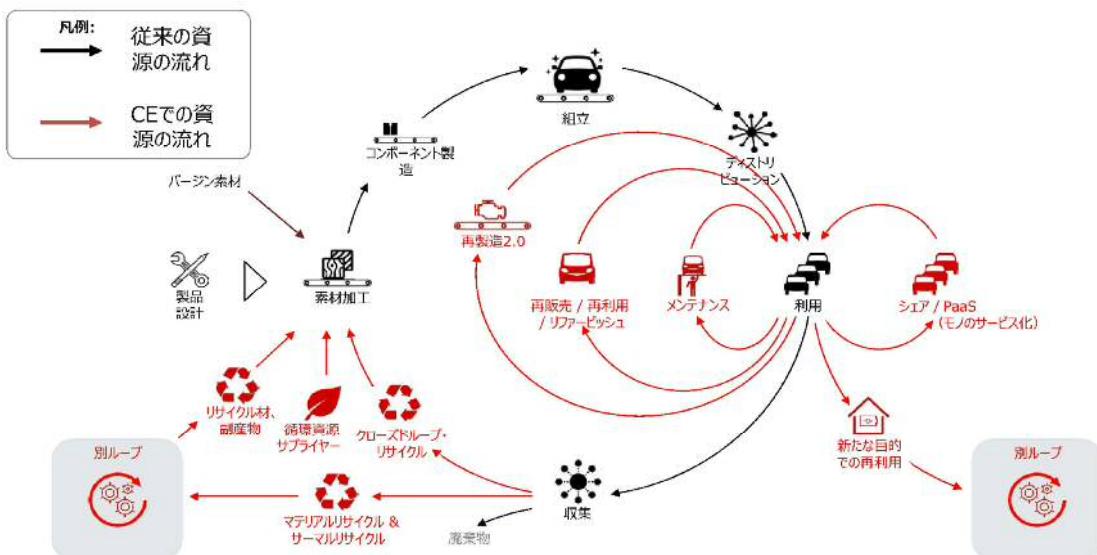
サーキュラーエコノミーとは、製品の製造から消費・リサイクルまでの各段階で資源投入量と廃棄物排出量を可能な限り小さくする経済の仕組みのことである。

従来の廃棄物の発生抑制や再資源化を中心とした「3R」の取組に加え、廃棄物を出さない設計により、一度採取した資源から「作って、使い」、「作り続ける」システムに移行することで、脱炭素社会や、自然共生社会の実現を図るとともに、事業活動の持続可能性を高め、経済成長に寄与するものである。

2021年1月に国と経団連が「循環経済パートナーシップ（J4CE）」を立ち上げ、官民連携によるサーキュラーエコノミーの取組加速化を図っている。

サーキュラーエコノミーの考え方を踏まえた具体的な取組として、「リサイクルしやすい製品」や「製品の長寿命化」など、製品の設計段階からサーキュラーエコノミーの取組が行われているほか、車等のシェアリングサービスなどもサーキュラーエコノミーの考え方によるものであり、今後、様々な分野で取組が広まっていくものと考えられる。

【概念図】



出典：循環経済ビジョン2020（経済産業省）

(3) 基本的な方向

以上のような本県における廃棄物処理を巡る課題等を踏まえつつ、できる限り廃棄物の発生を抑制する、排出された廃棄物については再使用・再生利用・熱回収の順にできる限り循環的な利用を行う、最終的に廃棄物となるものは適正に処理する、という基本認識は堅持しながら、新たな「愛知県廃棄物処理計画」を策定することにより、循環型社会の形成を目指す。

具体的には、一般廃棄物（ごみ）の分野では、県民一人一人が取り組みやすい目標を設定することなどにより、県民の自主的な環境配慮行動（エコアクション）を促進する。

また、社会的な問題となっているプラスチックごみや食品ロスについて、普及啓発等を通じて、県民、事業者、行政が一体となった削減に向けた取組を促進する。

循環ビジネスの振興支援においては、製品を利用・廃棄する静脈側の事業者を中心に支援を行ってきたが、今後は、設計・製造の段階におけるリサイクルや廃棄物削減を推進する必要があるため、動脈側の事業者にも支援を拡充していく、サーキュラーエコノミーへの転換を進めるとともに、社会的な問題となっているプラスチックなどを循環利用する新たなビジネスモデルの構築を目指していく。

さらに、本県は歴史的に見てもしばしば大地震に襲われており、また、近年では、異常気象による台風の大型化等に伴う水害や、南海トラフ地震等により、大きな被害が予想されることから、災害時における迅速かつ適正な廃棄物処理体制の構築・強化に努める。

2 計画の位置付け

我が国における環境政策の基本的な考え方は環境基本法（平成5年法律第91号）で定められており、また、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みについては、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）で定められている。

本計画は、廃棄物処理法第5条の5に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年環境省告示第7号。以下「国の基本方針」という。）に即して定めるものであり、本県の環境政策の指針である「愛知県環境基本計画」を上位計画とし、本県における廃棄物対策の基本となる計画である。

また、食品ロスの削減の推進にあたっては、廃棄物行政全体の調和を保つことが重要であるため、本計画を食品ロス削減推進法第12条第1項の規定に基づき、都道府県が「食品ロスの削減に関する基本的な方針（2020年3月31日閣議決定）」を踏まえて策定する「都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（都道府県食品ロス削減推進計画）として位置付ける。



3 計画期間・目標年度

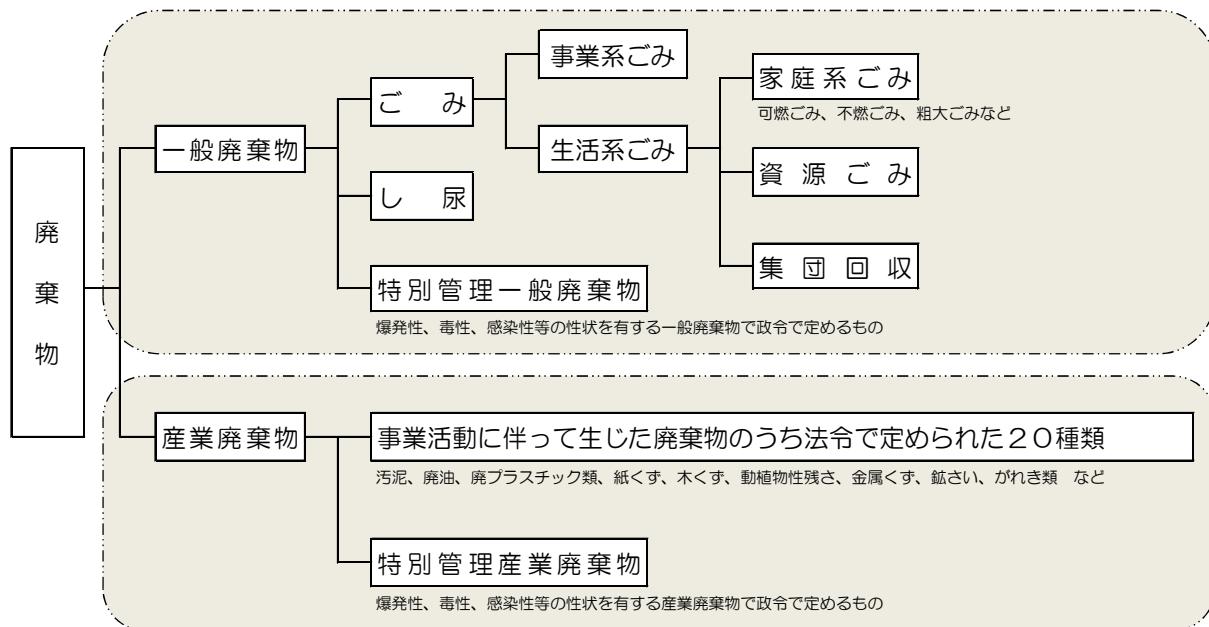
この計画の期間は、2022 年度から 2026 年度までの 5 年間とし、2026 年度を目標年度とする。

また、2026 年度の目標値の設定にあたり、基準にする数値は原則として 2019 年度の実績値とする。

なお、今後の社会情勢の変化や廃棄物行政に関連する制度の改正、施策の実施状況等に応じて、計画期間内であっても必要に応じ、計画の見直しを行う。

4 計画の対象

愛知県内の一般廃棄物及び産業廃棄物を対象とする。



第2章 廃棄物処理の現況

1 背景

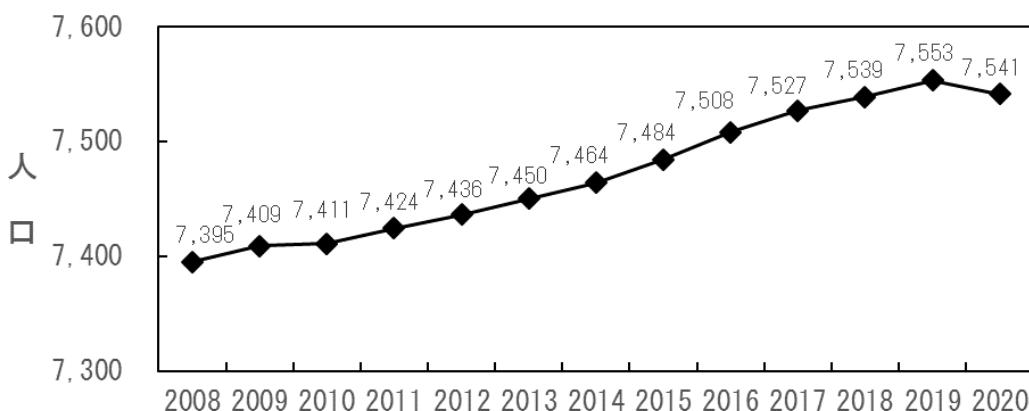
(1) 人口

人口の変動は日常生活を通して、ごみ、し尿等の一般廃棄物、また、様々な経済活動を通じて産業廃棄物の発生量の増減の要因となる。

2008年以降の本県の人口の推移をみると、2019年までは毎年増加していたが、2020年は減少に転じている。

2020年の本県の人口は754万1千人であり、2014年の746万4千人に比べ6年間で1.0%増加している（図1）。

図1 人口の推移



資料：2020年愛知県人口動向調査結果年報をもとに作成（愛知県環境局）（年）

(2) 産業構造の特徴

2020年の本県の製造品出荷額等は、全国の14.9%を占める47兆9,244億円であり、日本を代表する産業県である。さらに製造業の中でも自動車関連産業である輸送用機械器具製造業の占める割合が55.6%と最も高い（表1）。

表1 業種別製造品出荷額等の構成比（2020年）

区分	愛知県	全国
輸送用機械器具製造業	55.6%	21.1%
鉄鋼業	5.0%	5.5%
電気機械器具製造業	5.8%	5.7%
生産用機械器具製造業	4.8%	6.5%
食料品製造業	3.6%	9.3%
プラスチック製品製造業	3.5%	4.0%
金属製品製造業	3.5%	4.9%
その他	18.2%	43.0%
総額 (総額の全国に占める割合)	47兆9,244億円 (14.9%)	322兆5,334億円

注：数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

資料：2020年工業統計調査（経済産業省）

2 一般廃棄物（ごみ）の現況

（1）一般廃棄物（ごみ）の発生及び処理の状況

2019年度のごみの総排出量は253万7千トンであり、2014年度の255万1千トンに比べ0.5%減少している。

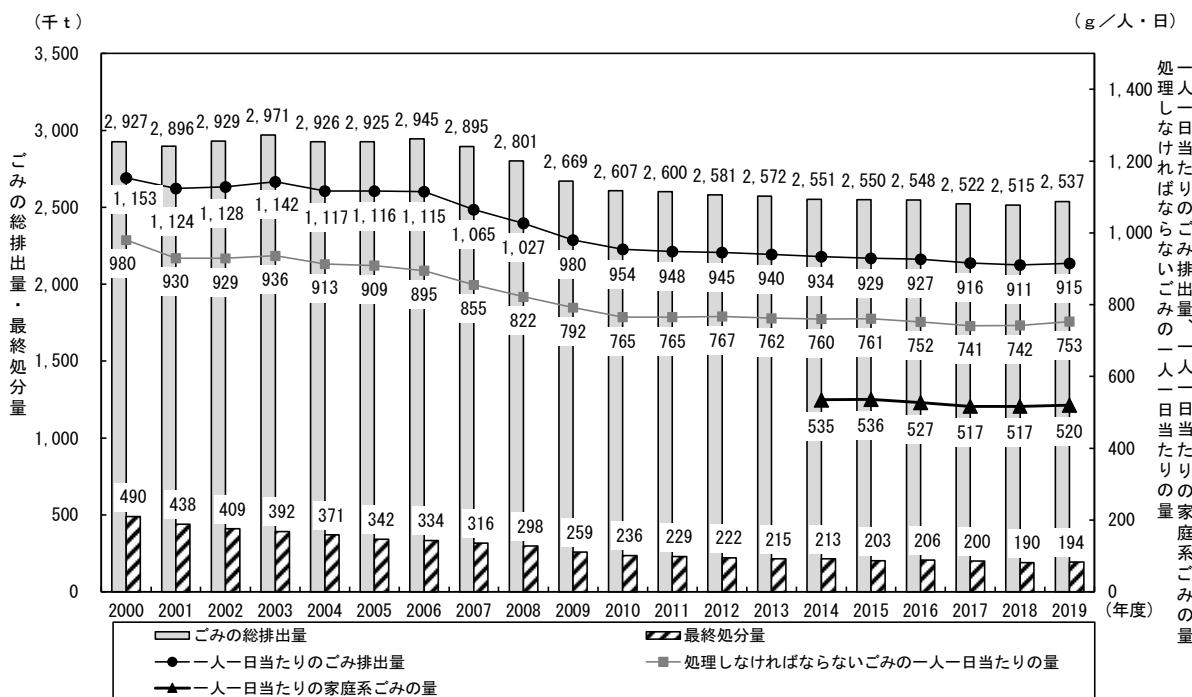
ごみの一年間の総排出量を一人一日当たりに換算（以下「一人一日当たりのごみ排出量」という。）すると、2019年度は915gとなり、2014年度の934gに比べ2.0%減少している。

また、ごみの総排出量から資源ごみ量と集団回収量を除いた「処理しなければならないごみの量」を一人一日当たりに換算（以下「処理しなければならないごみの一人一日当たりの量」という。）すると、2019年度は753gとなり、2014年度の760gに比べ0.9%減少している。

さらに、「処理しなければならないごみの量」から事業系ごみの量を除いた「家庭系ごみの量」を一人一日当たりに換算（以下「一人一日当たりの家庭系ごみの量」という。）すると2019年度は520gとなり、2014年度の535gに比べ、2.8%減少している。

2019年度の最終処分量は19万4千トンで、2014年度の21万3千トンに比べ8.9%減少している（図2）。

図2 ゴミの排出・処理状況の経年変化



注1：「ごみの総排出量」とは、「収集ごみ量」、「直接搬入ごみ量」、「自家処理量」、「集団回収量」の合計値をいう。

注2：「一人一日当たりの家庭系ごみの量」とは、「ごみの総排出量」から「事業系収集ごみ量」、「生活系資源ごみ量」及び「集団回収量」を除き、一人一日当たりに換算した値をいう。

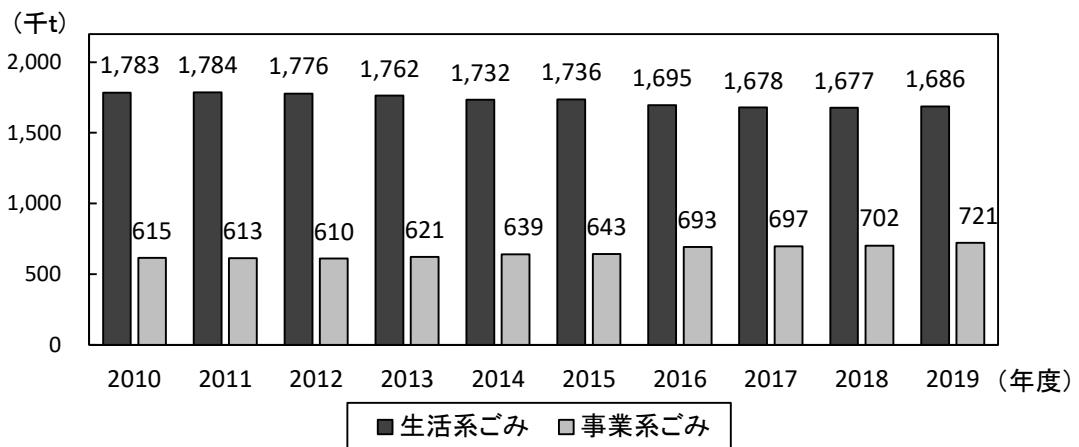
注3：「人口」の定義について、2007年度から2011年度までは外国人登録人口を含めている。

注4：数値は四捨五入のため、合計値が一致しないことがある。以下、全ての図について同様。

資料：愛知県

2019 年度における、生活系ごみの収集量は 168 万 6 千トン、事業系ごみの収集量は 72 万 1 千トンであり、収集した総量のうち、生活系のごみが 70.0% を占めた。2014 年度と比較すると、生活系ごみは 2.7% 減少しているが、事業系ごみは 12.8% 増加している。(図 3)。

図 3 ゴミの収集量の経年変化

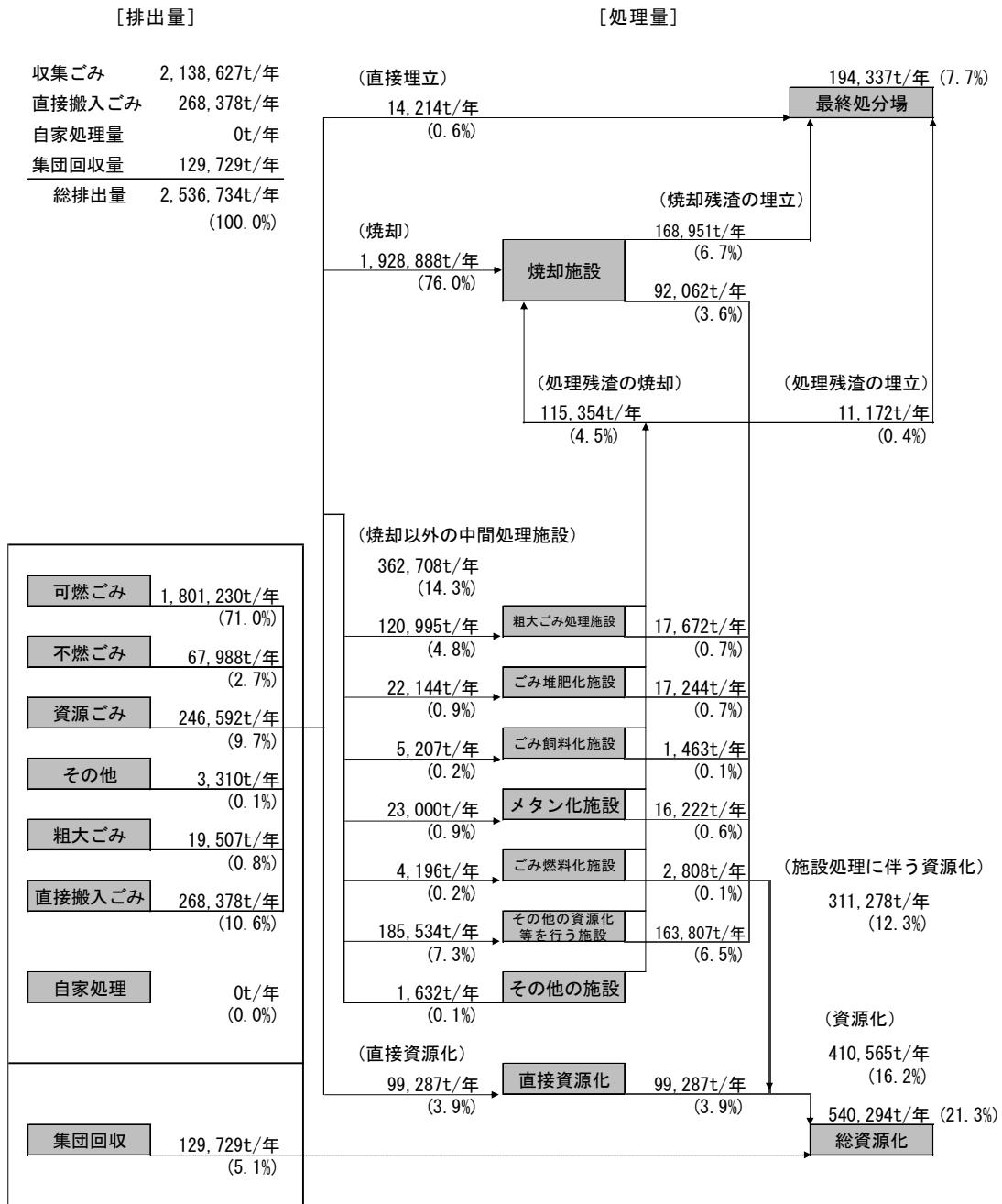


生活系ごみ：家庭系ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみなど）、資源ごみ、集団回収量の合計

資料：愛知県

ごみ処理の流れは、図4のとおりであり、2019年度中に収集されたごみ213万9千トンと直接搬入されたごみ26万8千トン、集団回収量13万トンの総量253万7千トンが1年間でどのように処理されたかを表したもので、最終的に資源化されたものが54万トン、埋立処分されたものが19万4千トンであった。

図4 ごみ処理の流れ（2019年度）



注1：「自家処理量」とは、計画収集区域内で、市町村等により計画収集される以外の生活系ごみで、自家肥料として用いるなど自ら処分している、又は直接農家等に依頼して処分されている量

注2：収集ごみの「その他」とは、スプレー缶やライターなどの危険ごみなど、他の収集区分に分類できないものをいう。

注3：「他の施設」とは、資源化を目的とせず埋立処分のための破碎・減容化等を行う施設をいう。

注4：収集から処理までのタイムラグにより、「収集ごみ量と直接搬入ごみの合計」と「処理量（直接埋立、焼却、焼却以外の中間処理、直接資源化）」は一致しない。

注5：（ ）は総排出量に対する割合を示す。

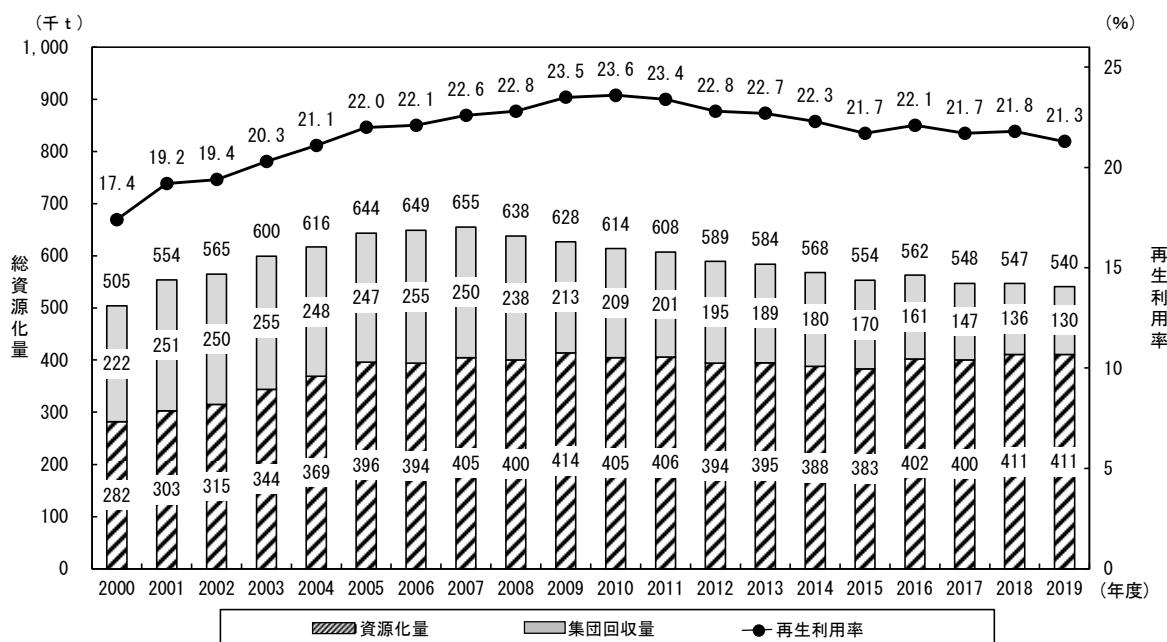
資料：愛知県

(2) 一般廃棄物(ごみ)の資源化の状況

集団回収及び中間処理により直接資源化されるものを含めた2019年度の総資源化量は54万トンで、2014年度の56万8千トンに比べ4.9%減少している(図5)。

また、2019年度の再生利用率は21.3%であり、2014年度の22.3%と比べ、1.0ポイント減少している。

図5 総資源化量と再生利用率の経年変化



注1：「資源化量」とは、「施設処理に伴う資源化量」と「直接資源化量」の合計値をいう。

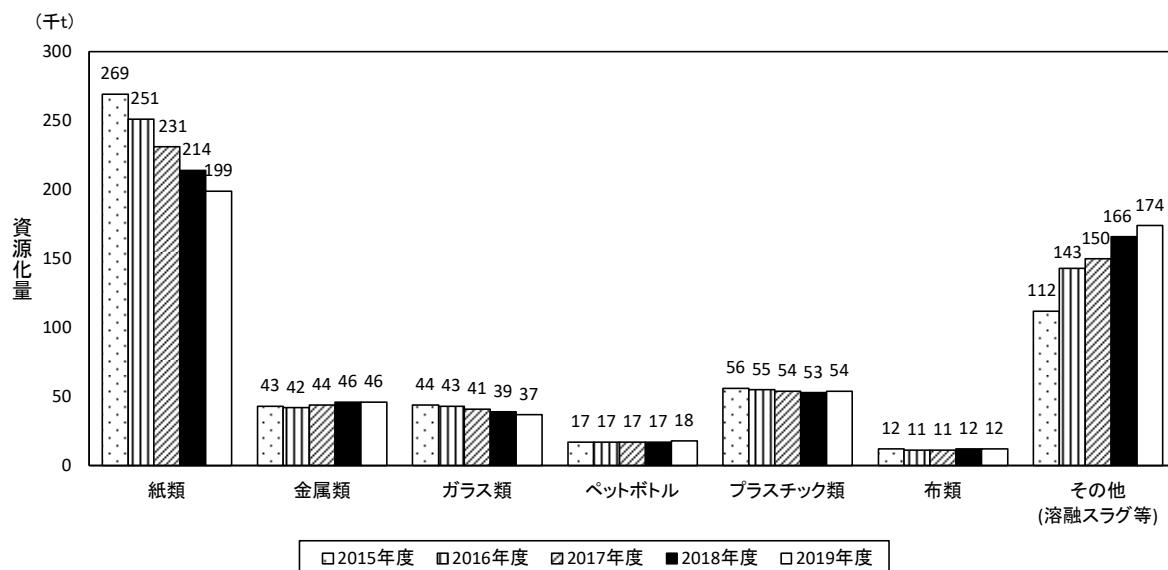
注2：「総資源化量」とは、「資源化量」と「集団回収量」の合計値をいう。

注3：「再生利用率」 = (「総資源化量」 / (「収集ごみ量」 + 「直接搬入ごみ量」 + 「集団回収量」)) × 100
資料：愛知県

消費者の分別排出、市町村の分別収集等による資源化の取組が行われ、2019年度の総資源化量の内訳は、紙類19万9千トン、金属類4万6千トン、ガラス類3万7千トン、ペットボトル1万8千トン、プラスチック類5万4千トン、布類1万2千トン、溶融スラグや肥料等、その他17万4千トンとなっている(図6)。

紙類については、新聞や雑誌の発行部数の減少やIT化の影響で、紙の消費が減っていることにより近年減少傾向にある一方で、溶融スラグやセメント原料等、他の資源化が増加傾向にある。

図6 資源化の状況



資料：愛知県

(3) 一般廃棄物処理施設の設置状況

ア 中間処理施設及び資源化施設の状況

2019年度末の市町村又は一部事務組合が設置し、稼働している中間処理施設及び資源化施設の数は97である。その内訳は焼却施設が36、ごみ燃料化施設が1、粗大ごみ処理施設が20、リサイクルプラザ、資源化センター等の資源化施設が39（うち堆肥化施設が5）、その他（破碎処理）施設が1となっている（表2）。

表2 中間処理施設及び資源化施設の設置状況（2019年度末現在）

区分	施設数	処理能力	備考
焼却施設	36	11,397.5t/日	ほかに4施設休止
ごみ燃料化施設	1	691.7t/日	ほかに1施設休止
粗大ごみ処理施設	20	1,175.4t/日	ほかに1施設休止
資源化施設	39	749.5t/日	39施設のうち5施設が堆肥化施設、ほかに1施設休止
その他施設	1	67.7t/日	破碎処理
合計 (2014年度末)	97 (97)	14,081.8t/日 (11,467.6t/日)	

注：施設数、処理能力は稼働中の数を示す。

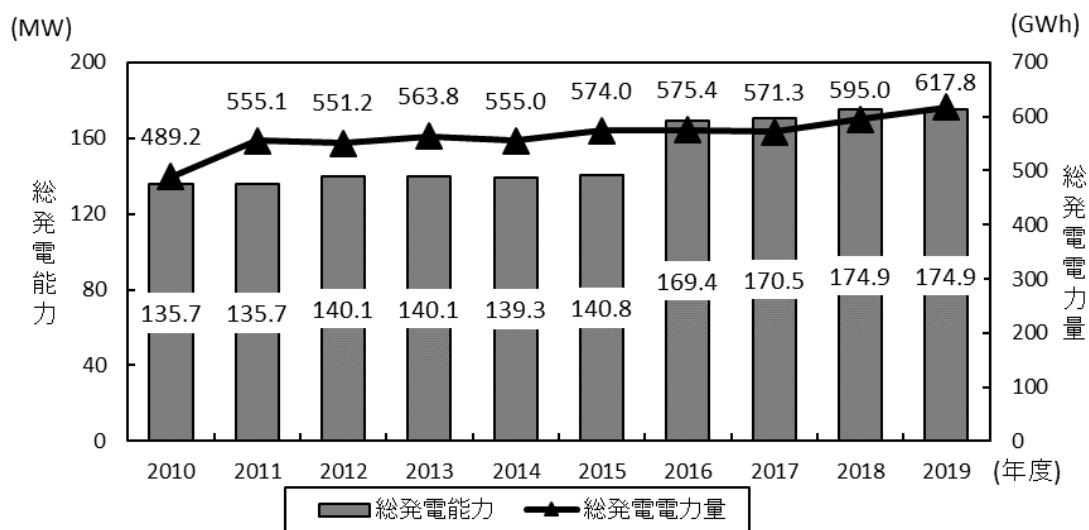
資料：愛知県

イ 焼却施設におけるごみ発電の状況

2019度末の市町村又は一部事務組合が設置している焼却施設の総発電能力^{*}は174.9MW（発電設備を有する26施設の合計）で、総発電量は617.8GWh（発電実績のある24施設の合計）となっている。総発電能力は、2014年度の139.3MWに比べ25.6%増加している。総発電量は、2014年度の555.0GWhに比べ11.3%増加している（図7）。

※ 総発電能力には休止施設及び当該年度に着工した施設を含み、廃止施設は除いている。そのため、総発電量の数値の傾向とは必ずしも一致しない。

図7 焼却施設におけるごみ発電の状況

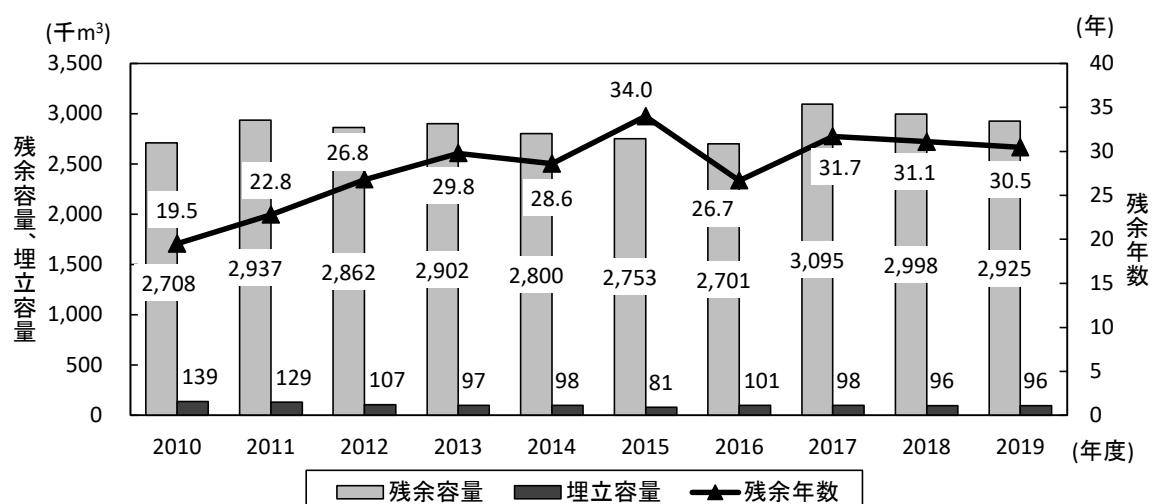


資料：愛知県

ウ 最終処分場の状況

2019年度末の市町村又は一部事務組合が管理している最終処分場の数は83（休止、埋立終了を含む。）で、残存容量は292万5千m³である。これを2019年度の埋立容量9万6千m³で除した値（残余年数）は30.5年となり、2014年度に比べ2年程度増加した（図8）。

図8 最終処分場の残存容量、最終処分量、残余年数の経年変化



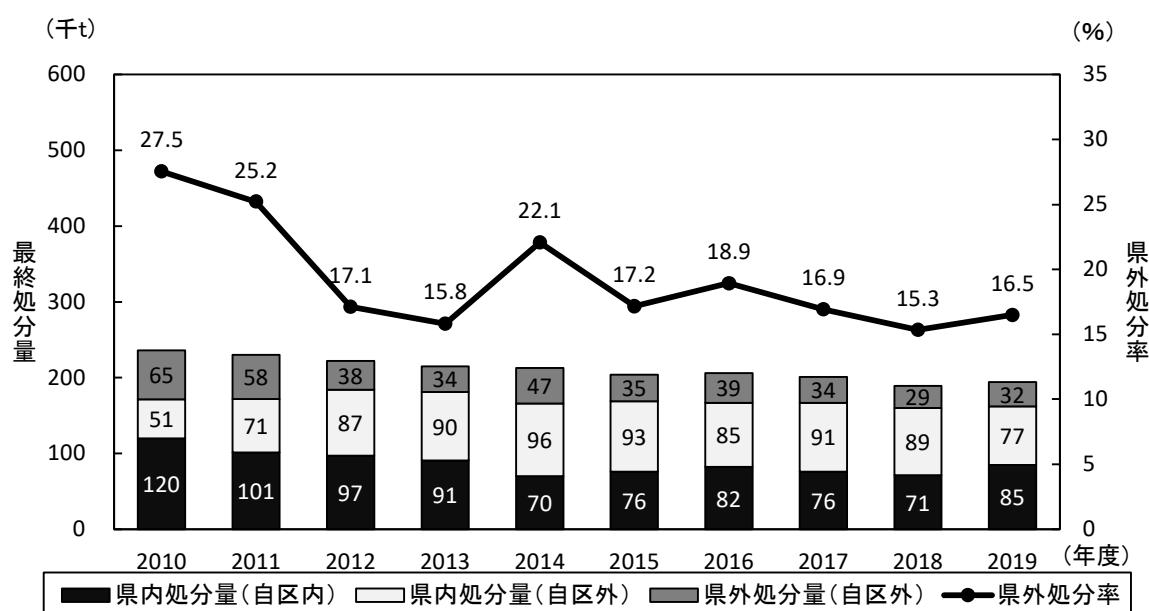
資料：愛知県

(4) 一般廃棄物（ごみ）の最終処分の状況

中間処理の際に発生した処理残さ、焼却残さの処分を含め、2019年度の最終処分量は19万4千トンで、2014年度の21万3千トンに比べ8.9%減少している。最終処分量は、この10年で約2割減少している。

なお、このうち自区外（県外）の処分量は3万2千トンで、2014年度の4万7千トンに比べ31.9%減少している。県外処分率は、増加・減少を繰り返しているが、長期的にみると減少傾向にある（図9）。

図9　ごみの最終処分量の経年変化



資料：愛知県

3 産業廃棄物の現況

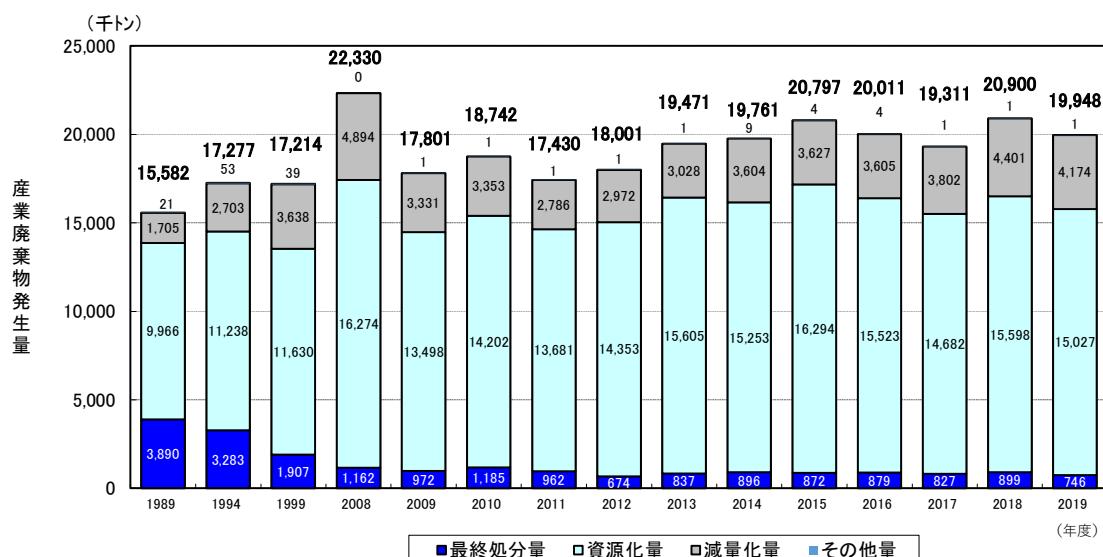
(1) 産業廃棄物の発生の状況

2020 年度に本県が実施した産業廃棄物処理状況調査によると、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の 2019 年度の発生量は 1,994 万 8 千トンであり、2014 年度の発生量 1,976 万 1 千トンに比べ 0.9% 増加している（図 10）。

発生量が 2009 年度で大きく減少した原因是、2008 年度に発生した世界的な経済低迷による生産活動への影響と考えられ、その後も東日本大震災による影響や、県内の主要産業である自動車産業が円高による影響を受け、発生量が 1999 年度以前の低い水準で推移していた。その後、2013 年度以降は生産活動が活発となり、2,000 万トン前後で推移している。

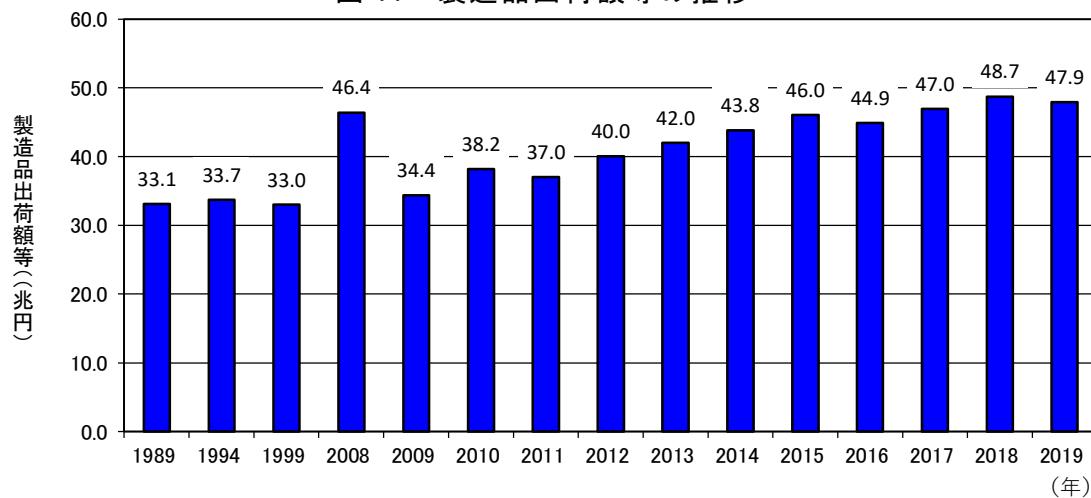
なお、2008 年度以降、本県の産業廃棄物の発生量の推移は、ものづくり県であることを反映して、製造品出荷額等の推移と類似する傾向にある（図 10 及び図 11）。

図 10 産業廃棄物の発生量等の推移



資料：愛知県

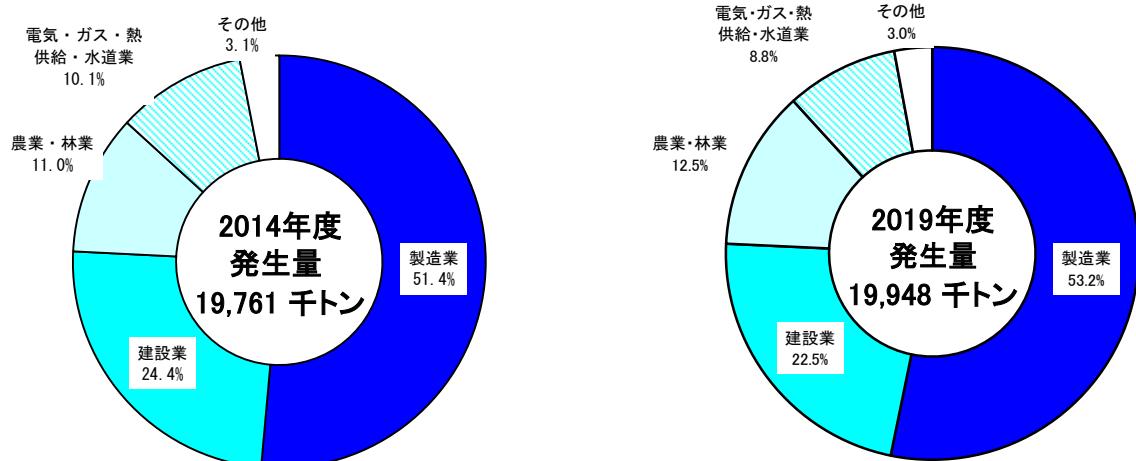
図 11 製造品出荷額等の推移



資料：工業統計調査（経済産業省）

2019 年度の産業廃棄物の発生量を業種別にみると、製造業が 53.2%、建設業が 22.5%、農業・林業が 12.5%、電気・ガス・熱供給・水道業が 8.8%を占めている。業種別の発生割合は、2014 年度と比べ大きな変化はない（図 12）。

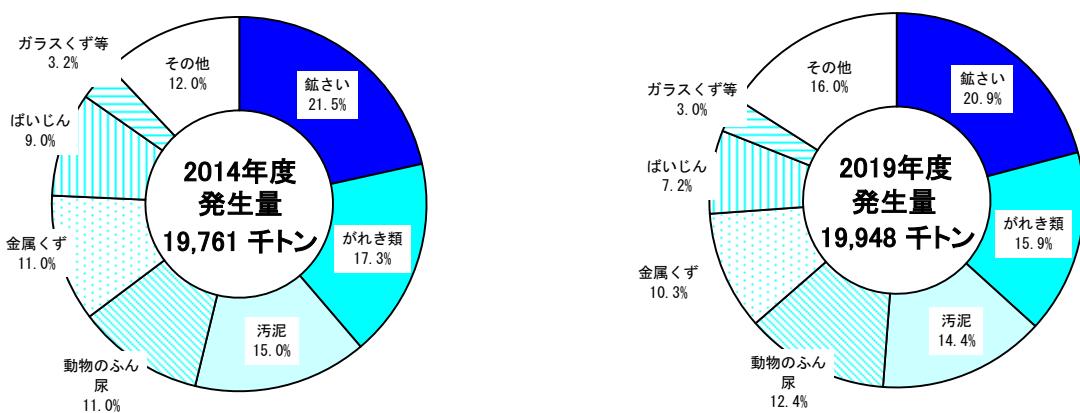
図 12 業種別発生状況



資料：愛知県

また、2019 年度の産業廃棄物の発生量を種類別にみると、鉱さいは 20.9%、がれき類は 15.9%、汚泥は 14.4%、動物のふん尿は 12.4%、金属くずは 10.3%、ばいじんは 7.2%であり、上位 6 種類の産業廃棄物で全体の約 80%を占めている。2014 年度と比べ上位 6 種類の発生割合の合計は大きな変化はない（図 13）。

図 13 種類別発生状況



資料：愛知県

2019年度の発生量は、この6種類の産業廃棄物のうち、鉱さい、がれき類、汚泥、金属くず及びばいじんの5種類は減少しているが、動物のふん尿は増加している（図14及び図15）。

図14 種類別発生量

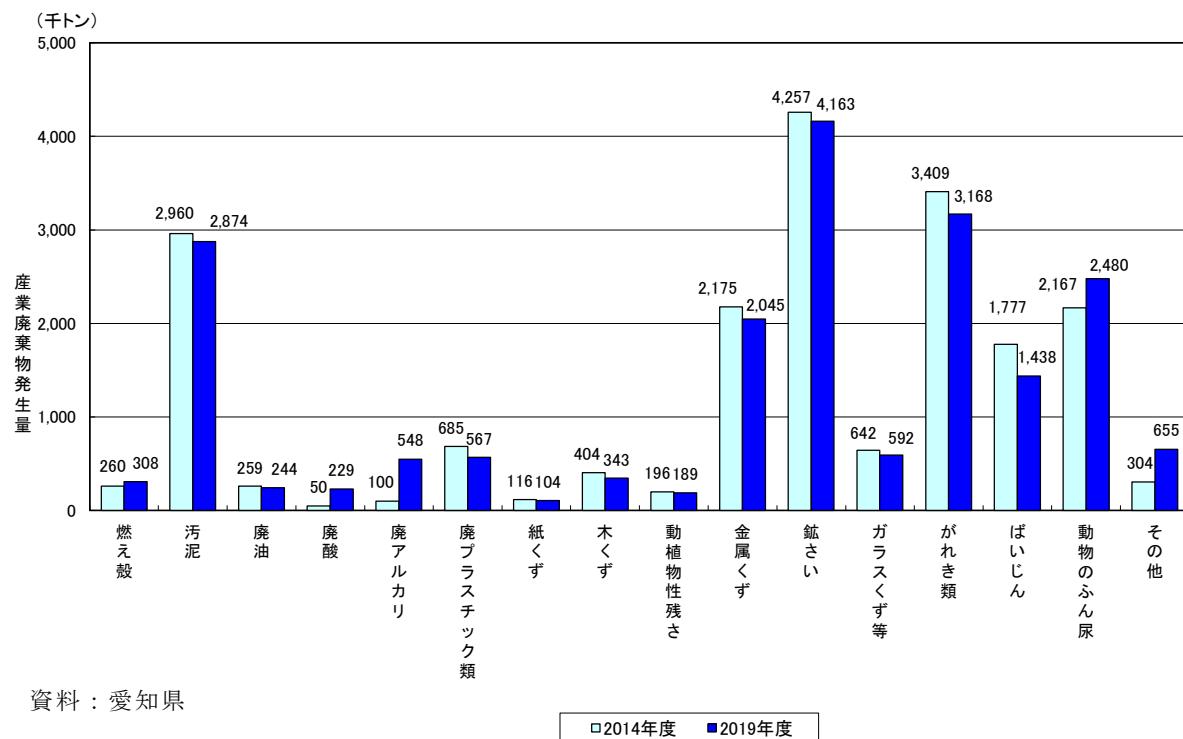
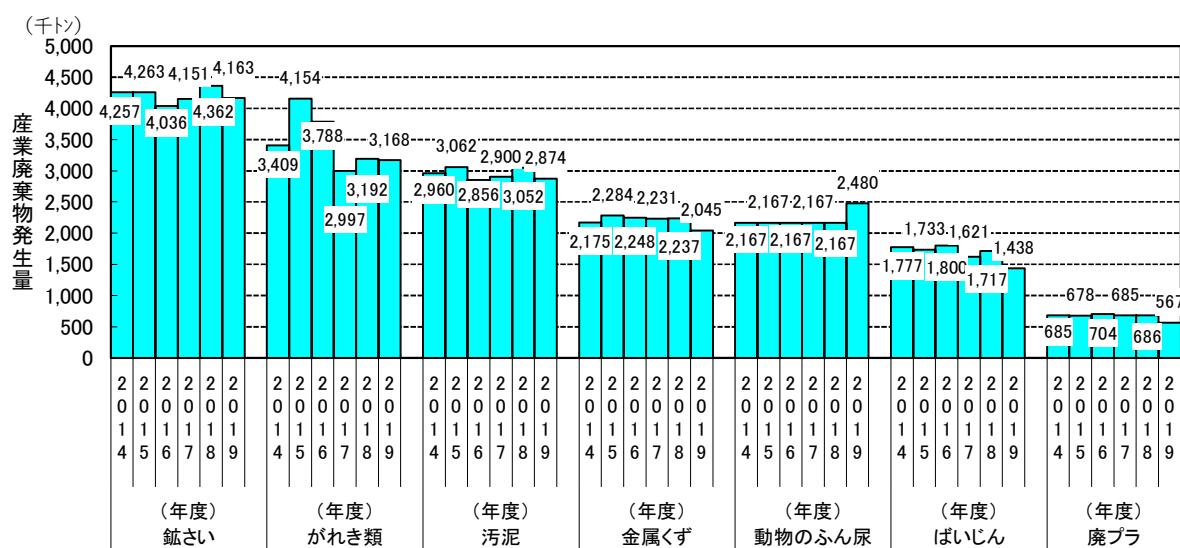


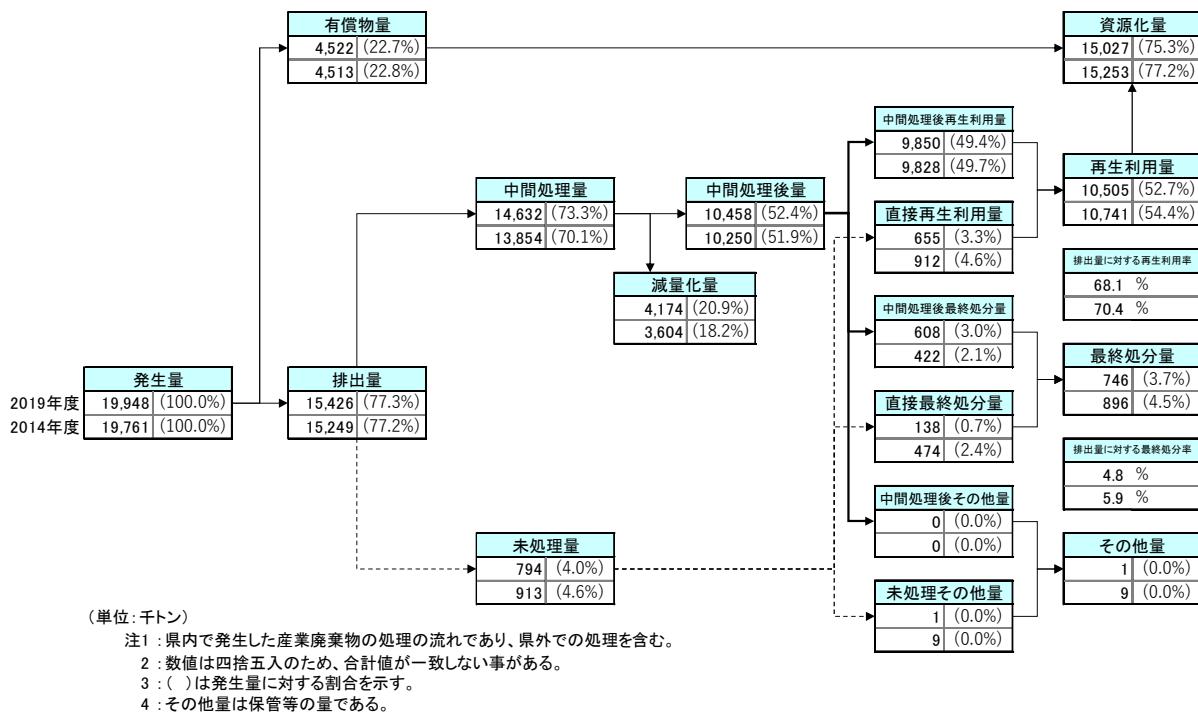
図15 主な種類別発生量の経年変化



資料：愛知県

また、産業廃棄物の処理の流れ（図 16）に沿ってみると、2019 年度の資源化量は 1,502 万 7 千トン、減量化量は 417 万 4 千トン、最終処分量は 74 万 6 千トンとなっている。全最終処分量のうち 13 万 8 千トン（全最終処分量の 18.5%）が中間処理されることなく直接最終処分されている。

図 16 産業廃棄物の処理の流れ



資料：愛知県

（2）産業廃棄物の減量化、資源化等の状況

ア 業種別の減量化、資源化の状況

2019 年度の減量化の状況（減量化率）を主な業種別にみると、高いものから農業・林業の 54.9%、電気・ガス・熱供給・水道業の 33.6%、製造業の 18.1%、建設業の 3.0% の順となっている。また、2019 年度の資源化の状況（資源化率）を業種別にみると、高いものから建設業の 91.0%、製造業の 78.8%、電気・ガス・熱供給・水道業の 62.0%、農業・林業の 45.1% の順となっている。（表 3）

表3 主な業種別の産業廃棄物の処理・処分状況

単位:千トン

業種	年度	発生量	減量化量		資源化量		有償物量		再生利用量		最終処分量	その他量
製造業	2019	10,619	1,923	(18.1%)	8,365	(78.8%)	4,359	(41.1%)	4,006	(37.7%)	330	(3.1%)
	2014	10,156	1,259	(12.4%)	8,537	(84.1%)	4,290	(42.2%)	4,247	(41.8%)	351	(3.5%)
建設業	2019	4,496	136	(3.0%)	4,093	(91.0%)	6	(0.1%)	4,087	(90.9%)	267	(5.9%)
	2014	4,827	359	(7.4%)	4,242	(87.9%)	32	(0.7%)	4,210	(87.2%)	226	(4.7%)
農業・林業	2019	2,489	1,367	(54.9%)	1,122	(45.1%)	0	(0.0%)	1,122	(45.1%)	0	(0.0%)
	2014	2,169	1,216	(56.0%)	953	(44.0%)	0	(0.0%)	953	(44.0%)	0	(0.0%)
電気・ガス・熱供給・水道業	2019	1,752	588	(33.6%)	1,085	(62.0%)	120	(6.9%)	965	(55.1%)	78	(4.5%)
	2014	2,001	645	(32.2%)	1,159	(58.0%)	112	(5.6%)	1,047	(52.3%)	196	(9.8%)
その他	2019	592	161	(27.2%)	362	(61.1%)	37	(6.3%)	325	(54.8%)	70	(11.7%)
	2014	608	124	(20.4%)	361	(59.3%)	79	(12.9%)	283	(46.4%)	123	(20.2%)
合計	2019	19,948	4,174	(20.9%)	15,027	(75.3%)	4,522	(22.7%)	10,505	(52.7%)	746	(3.7%)
	2014	19,761	3,604	(18.2%)	15,253	(77.2%)	4,513	(22.8%)	10,741	(54.4%)	896	(4.5%)

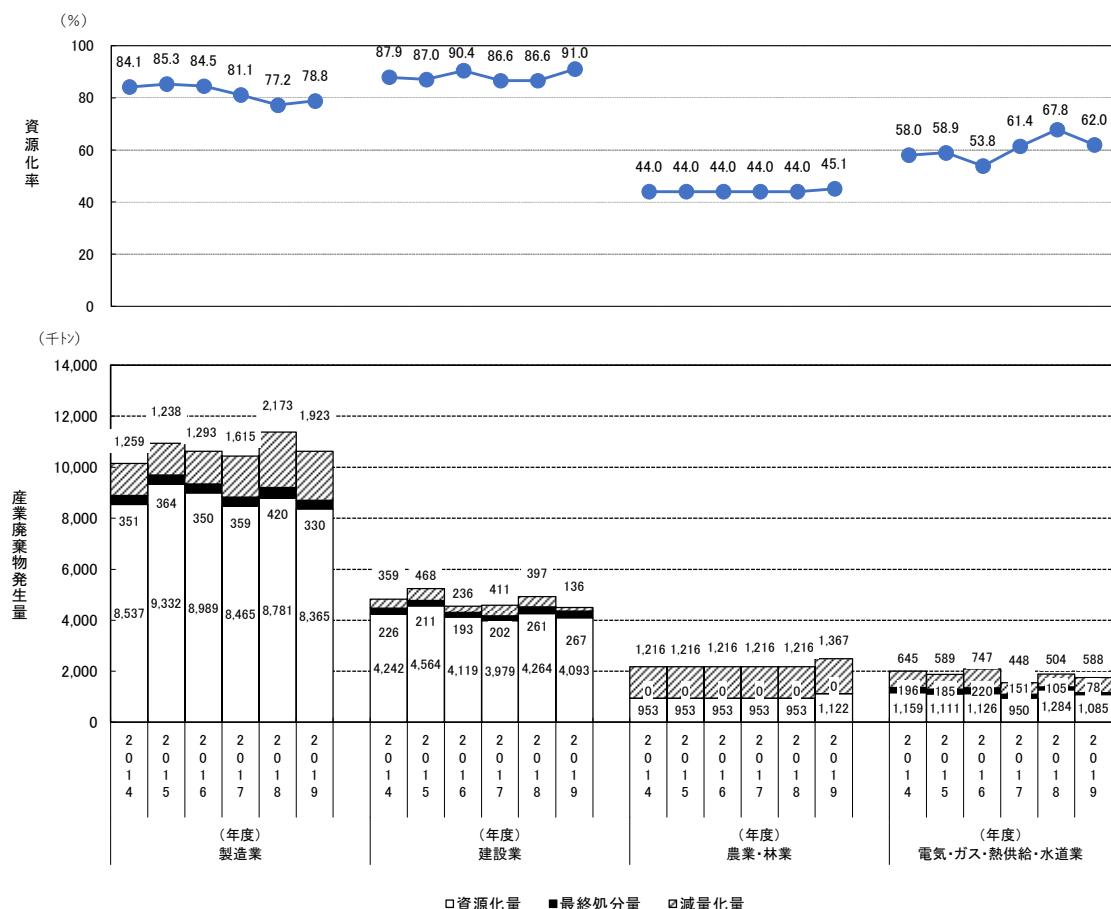
注1：数値は四捨五入のため、合計が合わない場合がある。

注2：()は、発生量に対する割合を示す。

資料：愛知県

また、主な業種別の産業廃棄物の処理・処分状況を経年的にみると、資源化率は、建設業は90%前後、製造業は80%前後で推移している（図17）。

図17 主な業種別の産業廃棄物の処理・処分状況経年変化



資料：愛知県

イ 種類別の減量化、資源化の状況

2019年度の発生量に対する減量化の状況（減量化率）を種類別にみると、高いものから廃アルカリの95.3%、廃酸の91.9%、汚泥の57.0%、廃油の56.0%、動物のふん尿の55.0%、の順となっており、2014年度と比較すると、廃アルカリ、廃酸及び廃油は増加し、汚泥及び動物のふん尿については減少した。

また、2019年度の資源化の状況（資源化率）を種類別にみると、高いものから金属くずの99.4%、ばいじんの98.7%、鉱さいの98.2%、紙くずの97.3%、がれき類の94.7%となっており、2014年度と比較すると、金属くずはわずかに減少しているが、ばいじん、鉱さい、紙くず及びがれき類についてはいずれも増加している（図18）。

図18 産業廃棄物の種類別の処理・処分状況

2014年度

2019年度



注1：発生量の単位は千トンである。

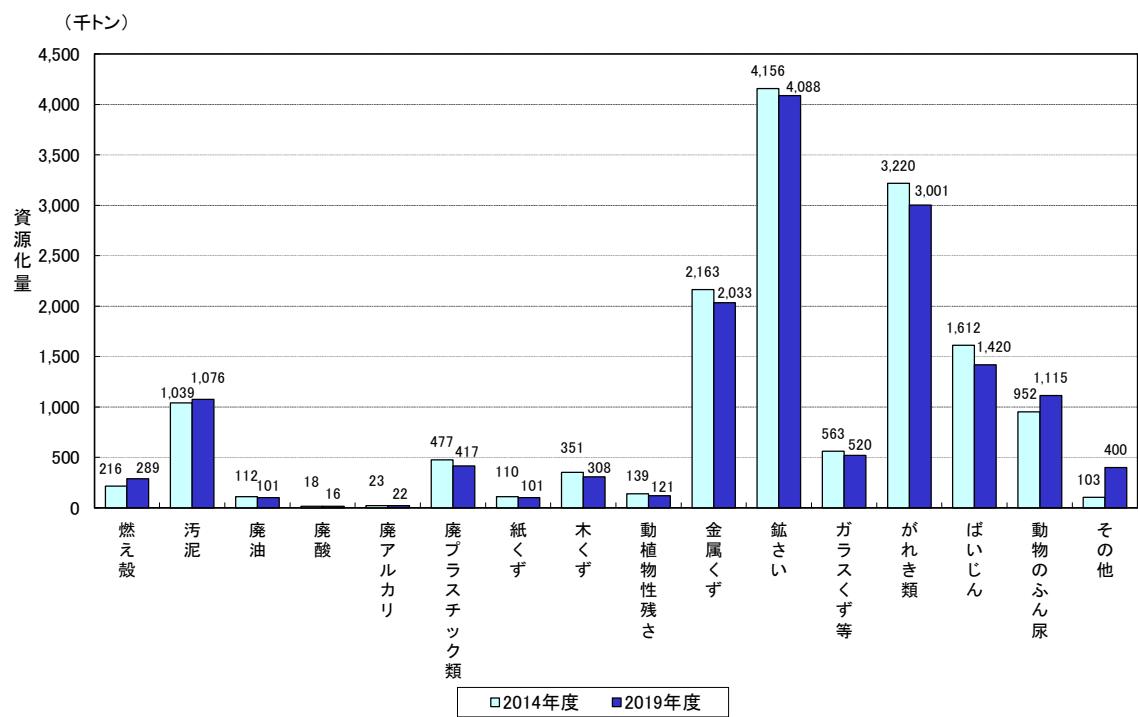
注2：図18における、その他量が入っていないため合計が一致しない場合がある。

注3：数値は四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

資料：愛知県

また、2019年度の資源化量を種類別にみると、多いものから鉱さいの408万8千トン、がれき類の300万1千トン、金属くずの203万3千トン、ばいじんの142万トンの順となっている（図19）。

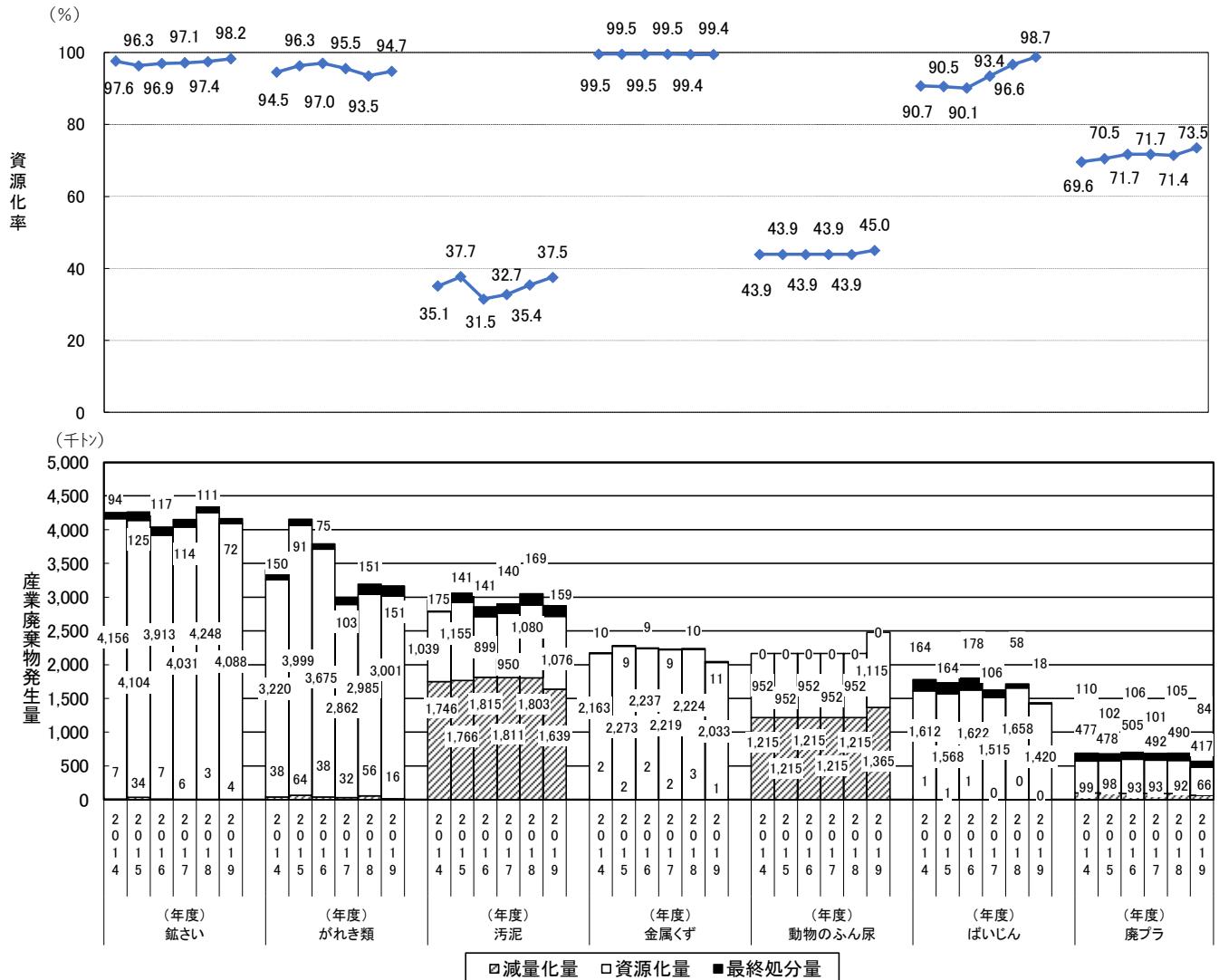
図19 産業廃棄物の種類別の資源化量



資料：愛知県

発生量の多い産業廃棄物について減量化・資源化の状況を経年的にみると、鉱さい、がれき類、金属くず及びばいじんについては、各年度とも資源化率は90%以上となっており経年的な変化は認められない(図20)。

図20 産業廃棄物の処理状況の経年変化

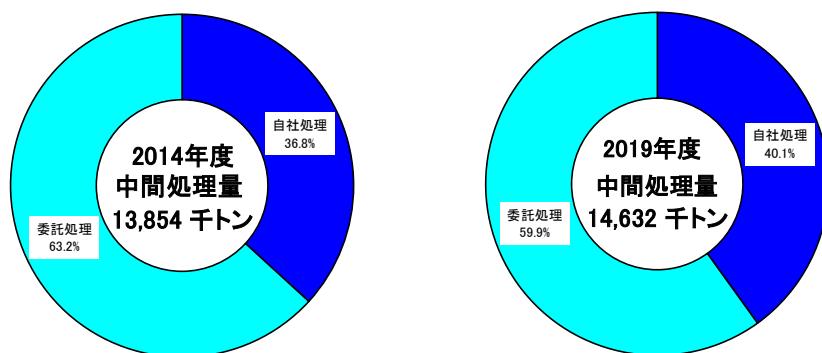


資料：愛知県

ウ 中間処理の自社処理、委託処理の状況

2019年度の産業廃棄物の中間処理量 1,463万2千トンを実施主体別にみると、自社処理が 40.1%、委託処理が 59.9%となっており、2014年度とほぼ同じ割合となっている（図 21）。

図 21 中間処理の自社処理、委託処理状況



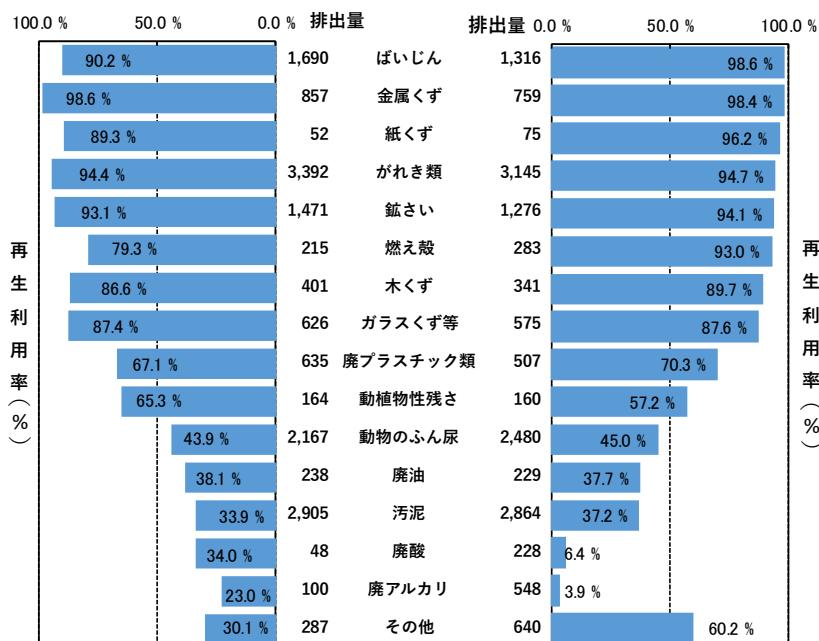
資料：愛知県

エ 再生利用の状況

2019年度の再生利用率（排出量に対する再生利用量の割合）の状況を産業廃棄物の種類別にみると、高いものからばいじんの 98.6%、金属くずの 98.4%、紙くずの 96.2%、がれき類の 94.7%、鉱さいの 94.1%の順となっている。2014年度と比べ、多くの品目で再生利用率が上昇している（図 22）。

産業廃棄物全体での再生利用率は、70%前後で推移している（図 23）。

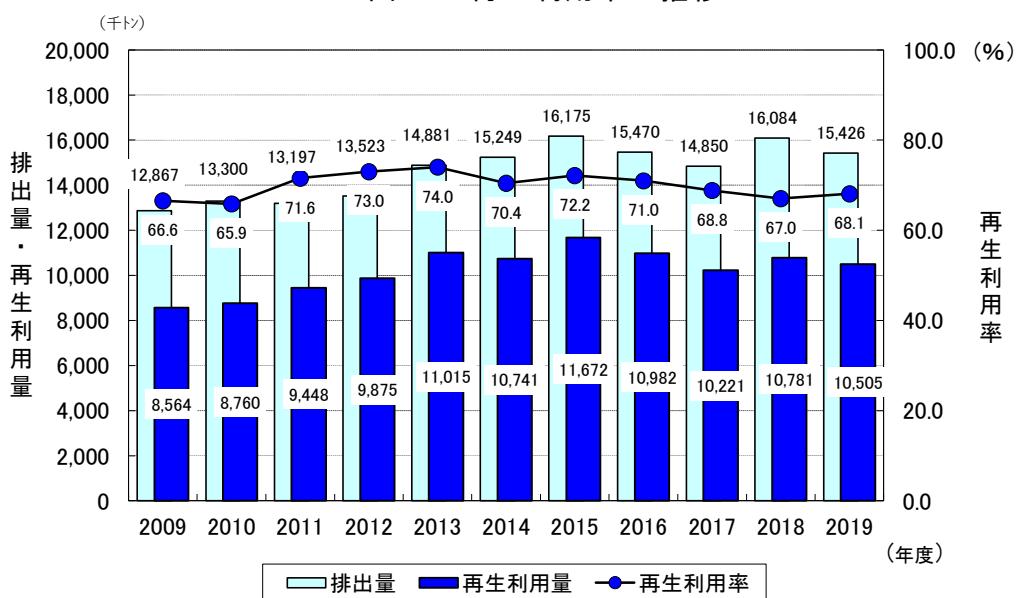
図 22 産業廃棄物の種類別の再生利用率
2014年度 2019年度



注：廃棄物の排出量の単位は千トンである。

資料：愛知県

図 23 再生利用率の推移

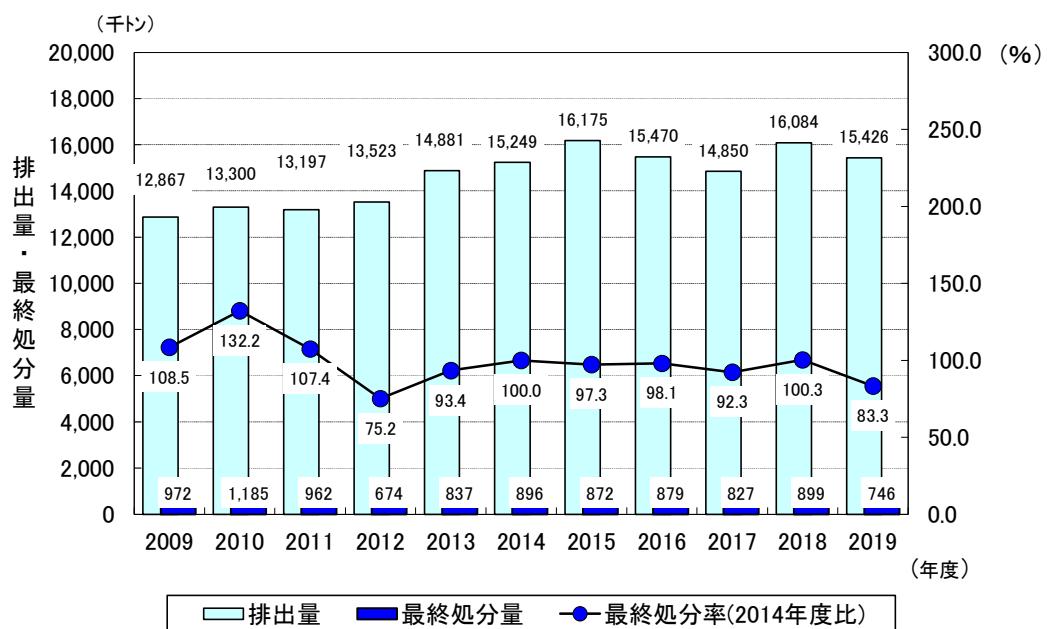


資料：愛知県

(3) 産業廃棄物の最終処分の状況

2019 年度の最終処分量は 74 万 6 千トンであり、2014 年度の 89 万 6 千トンに比べ 16.7% 減少している（図 24）。

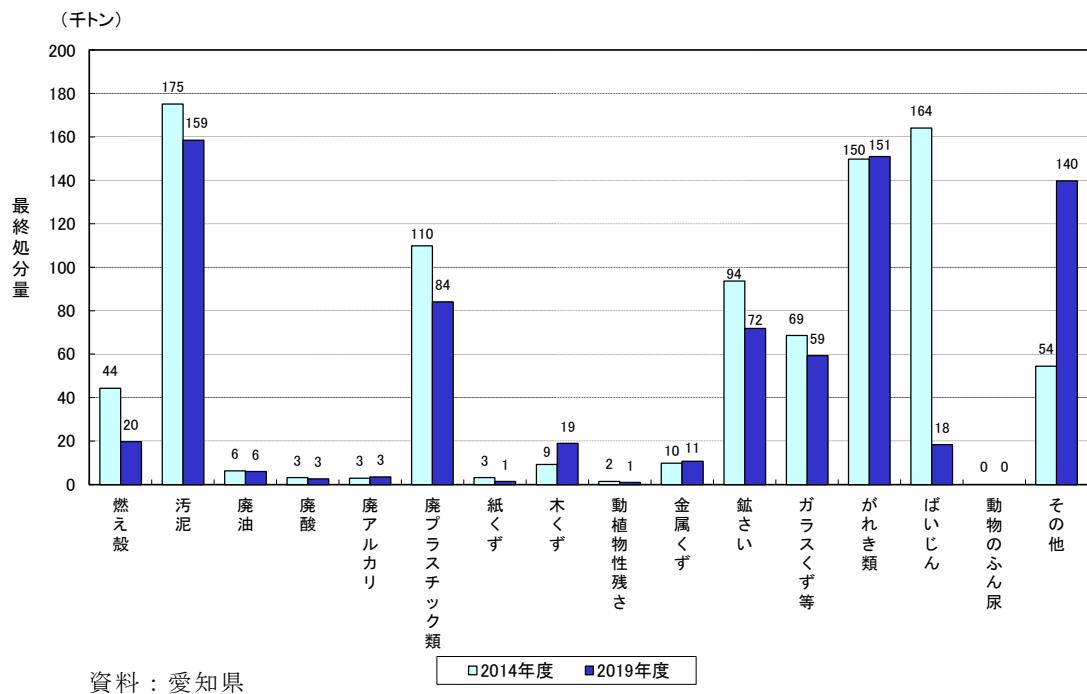
図 24 最終処分量の推移



資料：愛知県

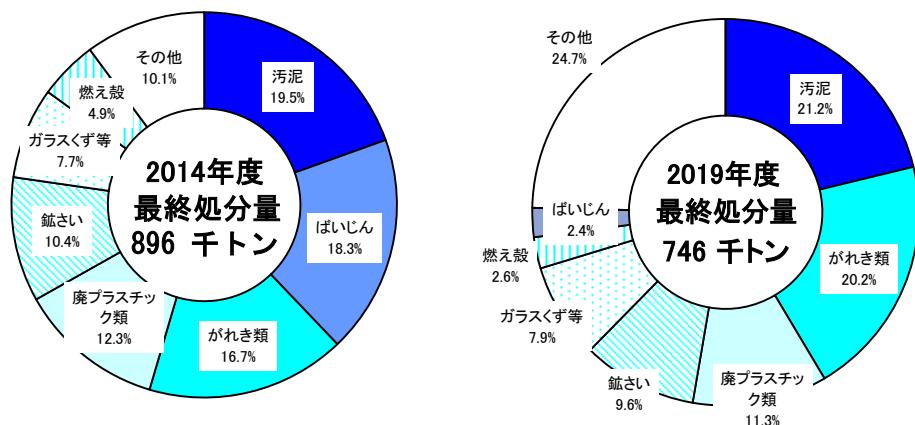
2019年度の最終処分量を産業廃棄物の種類別にみると、多いものから汚泥の15万9千トン、がれき類の15万1千トン、廃プラスチック類の8万4千トン、鉱さいの7万2千トン、ガラスくず等の5万9千トンの順となっている（図25）。

図25 種類別の最終処分量



2019年度の最終処分量の種類別内訳をみると、汚泥 21.2%、がれき類 20.2%、廃プラスチック類 11.3%、鉱さい 9.6%、ガラスくず等 7.9%となっており、5種類の産業廃棄物で全体の約70%を占めている。2014年度と比べ、汚泥及びがれき類の割合が増加し、ばいじん、廃プラスチック類及び鉱さいの割合が減少している（図26）。

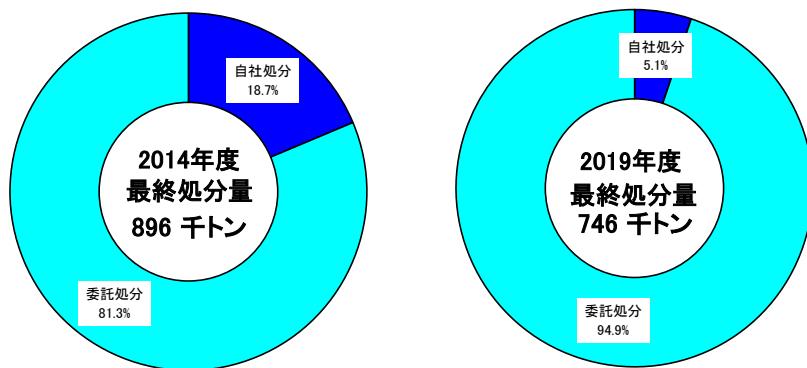
図26 産業廃棄物の種類別の最終処分状況



資料：愛知県

2019年度の最終処分量 74万6千トンを実施主体別にみると、自社処分が5.1%、委託処分が94.9%となっており、2014年度と比べ、自社処分の割合が減少している（図27）。

図27 最終処分の自社処分、委託処分状況



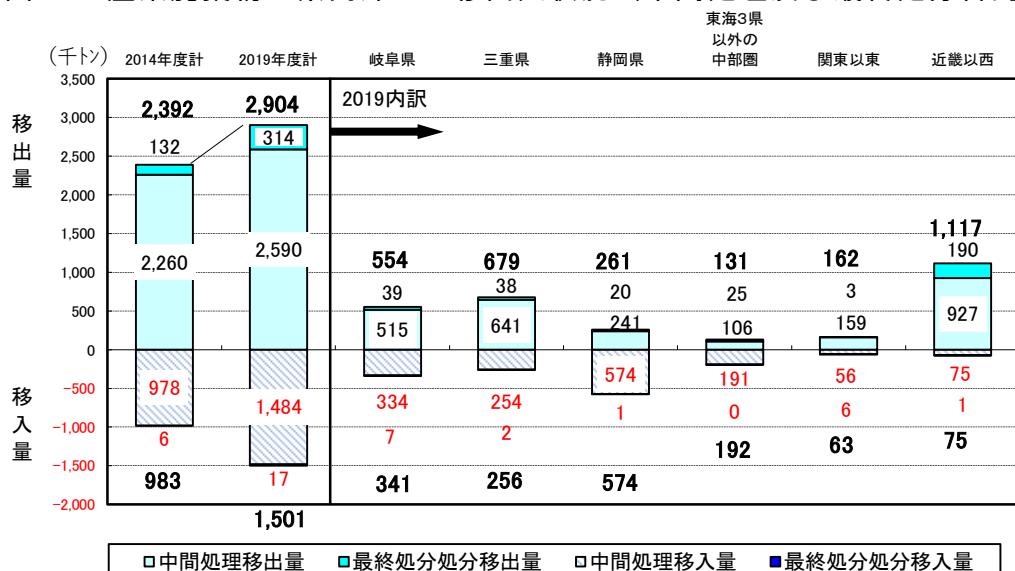
資料：愛知県

（4）県内外移出入の状況

2019年度に県外へ持ち出されて処理された産業廃棄物（県外移出）は290万4千トンで、2014年度の239万2千トンに比べ、約1.2倍に増加している。県外移出状況を県別にみると、近隣の三重県へ23.4%、岐阜県へ19.1%、静岡県へ9.0%となっている。県外移出量を中間処理と最終処分の別にみると、中間処理目的259万トン、最終処分目的31万4千トンとなっている。

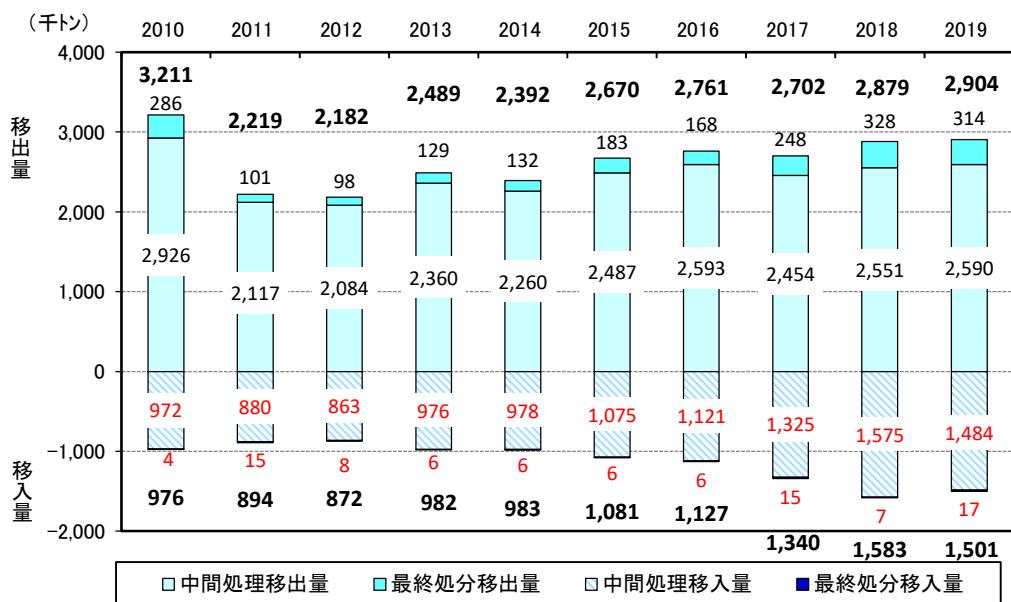
また、2019年度に県内に持ち込まれて処理された産業廃棄物（県内移入）は150万1千トンで、2014年度の98万3千トンと比べ、約1.5倍に増加している。県内移入状況を県別にみると、近隣の静岡県から38.2%、岐阜県から22.7%、三重県から17.1%となっている。県内移入量を中間処理と最終処分の別にみると、中間処理目的148万4千トン、最終処分目的1万7千トンとなっている（図28）。県内外移出入の経年変化は、図29のとおりである。

図28 産業廃棄物の県内外への移出入状況（中間処理及び最終処分目的）



資料：愛知県

図 29 産業廃棄物の県内外への移出入状況の経年変化

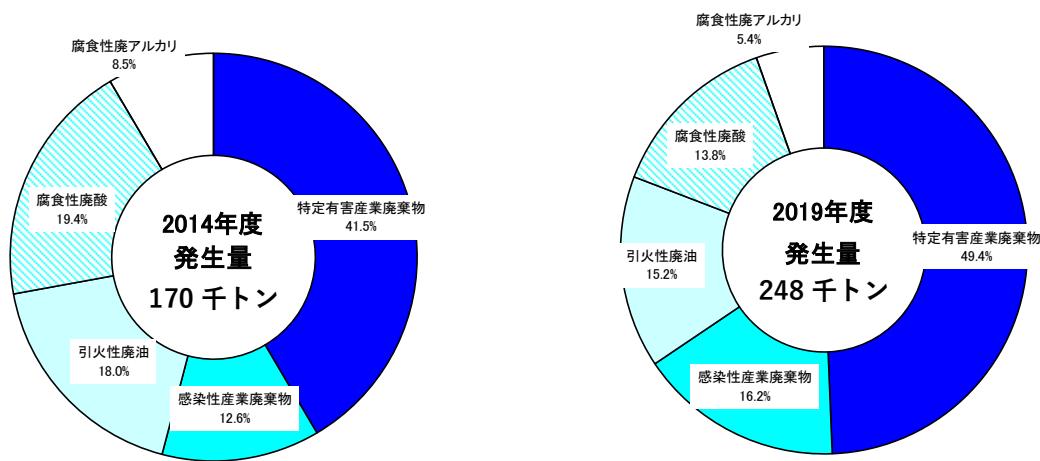


資料：愛知県

(5) 特別管理産業廃棄物の状況

2019年度の特別管理産業廃棄物の発生量は24万8千トンであり、これを種類別にみると、特定有害産業廃棄物が49.4%、感染性産業廃棄物が16.2%、引火性廃油が15.2%、腐食性廃酸が13.8%、腐食性廃アルカリが5.4%となっている。2014年度と比べ、引火性廃油、腐食性廃酸及び腐食性廃アルカリの割合が減少し、特定有害産業廃棄物及び感染性産業廃棄物の割合が増加している(図30)。

図 30 特別管理産業廃棄物の種類別発生量



資料：愛知県

また、特別管理産業廃棄物の処理状況については、資源化量が12万トン、最終処分量が3万トンとなっており、2014年度と比較すると資源化量及び最終処分量が増加し、減量化量が減少している(表4)。

表4 特別管理産業廃棄物の処理・処分状況

年度	発生量	減量化量		資源化量		有償物量		再生利用量		最終処分量	その他量	単位:千トン
		資源化量	有償物量	再生利用量	その他量							
2019	248	98	(39.7%)	120	(48.3%)	10	(3.9%)	110	(44.4%)	30	(12.0%)	0 (0.0%)
2014	170	115	(68.0%)	41	(24.2%)	4	(2.5%)	37	(21.7%)	13	(7.8%)	0 (0.0%)

資料：愛知県

(6) 産業廃棄物処理施設の設置状況

ア 中間処理施設の状況

2020年度末現在の許可を受けた中間処理施設の設置数は926施設であり、その内訳は木くず又はがれき類の破碎施設が388施設と最も多く、次いで汚泥の脱水施設が276施設となっており、この2施設で全体の71.7%を占めている(表5)。

表5 中間処理施設の設置状況(2020年度末現在)

施設の種類(処理能力)		施設数	処理能力
中間処理施設	汚泥	脱水施設(10m ³ /日を超えるもの)	276
		乾燥施設(10m ³ /日を超えるもの)	9
		焼却施設 (5m ³ /日を超えるもの、200kg/時以上のもの又は火格子面積2m ² 以上のもの)	27
	廃油	油水分離施設(10m ³ /日を超えるもの)	16
		焼却施設 (1m ³ /日を超えるもの、200kg/時以上のもの又は火格子面積2m ² 以上のもの)	28
	廃酸又は廃アルカリの中和施設 (50m ³ /日を超えるもの)		5
	廃プラスチック類	破碎施設(5t/日を超えるもの)	89
		焼却施設(100kg/日を超えるもの又は火格子面積2m ² 以上のもの)	34
	木くず又はがれき類の破碎施設 (5トン/日を超えるもの)		388
	汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設		4
	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設		1
	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設		2
	産業廃棄物の焼却施設(200kg/時以上のもの又は火格子面積2m ² 以上のもの)		47
	計		926

資料：愛知県

イ 最終処分場の状況

2019年度末現在県内に設置されている産業廃棄物最終処分場は98施設であり、そのうちの61施設が管理型最終処分場、32施設が安定型最終処分場、5施設が遮断型最終処分場である（表6）。

表6 最終処分場の設置状況（2019年度末現在）

残存容量の単位：千m³

愛知県全域	自社処分場		自社処分場以外		合計	
	施設数	残存容量	施設数	残存容量	施設数	残存容量
遮断型	1	0.0	4	3.8	5	3.8
	6	92.2	26	460.0	32	552.1
	15	716.4	46	6,057.9	61	6,774.2
	合計	808.5	76	6,521.7	98	7,330.2

注：数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

資料：愛知県

また、2019年度末の最終処分場の残存容量は約733万m³であり、その内訳は、管理型が約677万4千m³、安定型が約55万2千m³、遮断型が約4千m³である（表6）。

残存容量約733万m³について、このままの埋立状況が続くと、残余年数は約16.3年と試算される（産業廃棄物の1m³当たりの重量を1トンと仮定）。

$$733 \text{ 万m}^3 \div 44 \text{ 万9千m}^3 = 16.3 \text{ 年}$$

$$\begin{aligned} & 44 \text{ 万9千m}^3 [\text{2019年度の県内での最終処分量}] : 74 \text{ 万6千m}^3 [\text{県内で発生した廃棄物の最終処分量}] \\ & -31 \text{ 万4千m}^3 [\text{うち県外へ搬出して埋立}] + 1 \text{ 万7千m}^3 [\text{県外から搬入され埋立}] \end{aligned}$$

また、最終処分場の新規設置許可件数は表7のとおり2001年度以降非常に少ない状況で推移しており、直近10年間でみると、2件設置許可されたのみである。

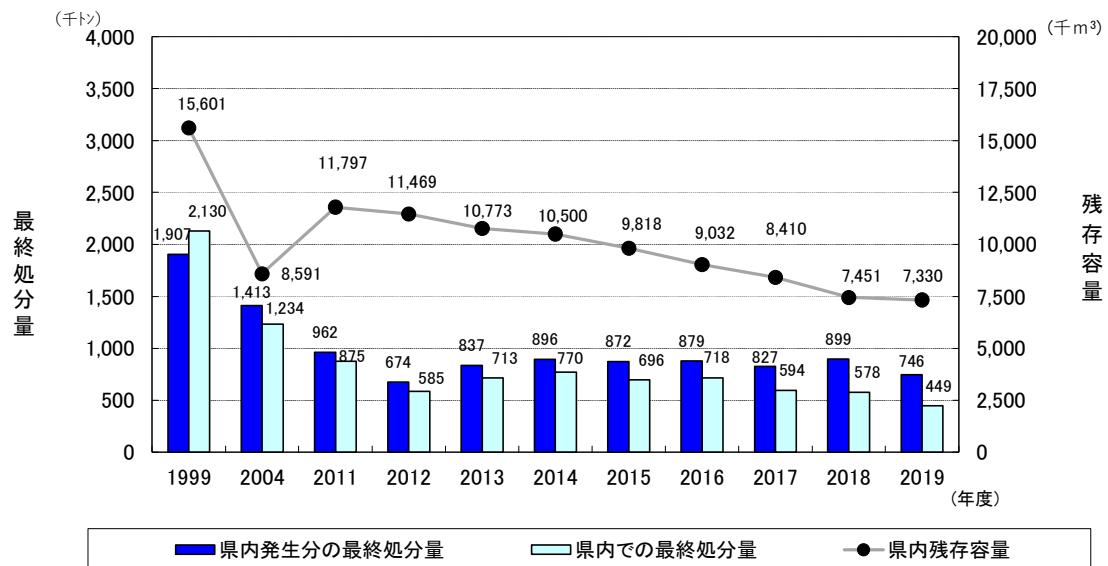
なお、産業廃棄物の県内での最終処分量及び残存容量等の推移は図31のとおりである。

表7 最終処分場の設置許可件数の推移（2021年11月末現在）

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
設置許可件数	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
設置許可件数	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	

資料：愛知県

図 31 県内最終処分量及び残存容量等の推移



県内発生分の最終処分量：県内で発生した産業廃棄物の最終処分量（県外での最終処分を含む）
 県内の最終処分量：県内で最終処分された産業廃棄物の量（県外から搬入され、県内で最終処分された産業廃棄物を含む）

資料：愛知県

ウ 広域最終処分場の状況

現在、公益財団法人愛知臨海環境整備センターが衣浦港3号地廃棄物最終処分場（武豊町地先）において、県内全域の産業廃棄物、一般廃棄物を対象に、また、公益財団法人豊田加茂環境整備公社が御船産業廃棄物処分場（豊田市）において、豊田市、みよし市及びその他一部県内の産業廃棄物、一般廃棄物を対象に処分を行っている。

公共関与の広域最終処分場		
事業主体	(公財)愛知臨海環境整備センター	(公財)豊田加茂環境整備公社
処分場名	衣浦港3号地廃棄物最終処分場	御船産業廃棄物処分場
施設	設置場所 面積 埋立容量	知多郡武豊町地先(衣浦港3号地) 47.2 ha 496万m ³
廃棄物受入計画	受入期間 受入廃棄物 :受入地域	2010年7月～ 産業廃棄物：県内全域 一般廃棄物：同上
		産業廃棄物：豊田市、みよし市及びその他一部県内 一般廃棄物：豊田市、みよし市

県内全域を対象とする広域的な最終処分場として、県では、第三セクター方式により衣浦港3号地廃棄物最終処分場を2010年度に供用開始し、他の民間処分場等と合わせ、当面、安定的な受入体制が確保されている。

※衣浦港3号地廃棄物最終処分場の埋立実績（2021年3月末現在）

埋立進捗率：約54.1%

(管理型処分場：約48.1%、安定型処分場：約88.4%)

(7) 監視・指導の状況

2016年度から2020年度における処理業者や処理施設を設置する事業場への立入件数は表8のとおりであり、立入の際に不適正な事例を確認した場合は文書による指導を行っている。2020年度には、文書による指導を205件、改善勧告を10件行っている。

また、2020年度の行政処分等の内容をみると、産業廃棄物処理業の取消が11件、命令については0件であった。改善勧告については10件のうち3件が産業廃棄物の委託基準違反に対するものであり、最も多くなっている(表9)。

表8 監視・指導等による措置状況

区分 年度	立入状況 (件数)	措置状況(件数)						計
		業・施設の取消	停止命令	措置命令	改善命令	改善勧告	その他文書指導	
2016	6,135	16	0	0	1	7	217	241
2017	6,870	13	1	0	0	25	272	311
2018	7,448	13	0	0	1	11	261	286
2019	7,384	9	0	0	0	3	299	311
2020	5,529	11	0	0	0	10	205	226

資料：愛知県

表9 行政処分等の内容(2020年度)

区分	件数	主な内容	件数
行政処分	11(11)	本人又は法人が欠格要件に該当	4(4)
		法人役員等が欠格要件に該当	2(2)
		破産	3(3)
		産業廃棄物の処理再委託禁止違反	1(1)
		産業廃棄物の処理受託禁止違反	1(1)
停止命令	0(0)		0(0)
措置命令	0(0)		0(0)
改善命令	0(0)		0(0)
改善勧告	10(5)	産業廃棄物の委託基準違反	3(1)
		マニフェスト勧告	2(1)
		産業廃棄物処理業の無許可営業	2(1)
		産業廃棄物の処理受託禁止違反	1(1)
		産業廃棄物処理施設の維持管理違反	1(1)
		報告徴収の未報告	1(0)

注：()は産業廃棄物処理業者に係るもので内数である。

資料：愛知県

4 計画目標の進捗状況と課題

(1) 前計画の概要

愛知県廃棄物処理計画（2017年度～2021年度）（前計画）では、3Rの取組を一層進めることとし、重点とする減量化目標を以下のとおり定めた。

また、主な施策として、3Rの促進のほか、適正処理と監視指導の徹底など5つの施策を総合的かつ計画的に進めることとした。

前計画の目標

- 廃棄物の排出量について、2014年度に対して一般廃棄物は約6%削減、産業廃棄物は約3%の増加に抑制する。
- 排出量に対する再生利用量（再生利用率）の割合は、一般廃棄物について約23%、産業廃棄物について約74%とする。
- 最終処分量について、2014年度に対して一般廃棄物、産業廃棄物とも約7%削減する。
- 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を500gとする。

前計画の5つの施策

- 3Rの促進
- 適正処理と監視指導の徹底
- 廃棄物処理施設の整備の促進
- 非常災害時における処理体制の構築
- 地域循環圏づくりの推進

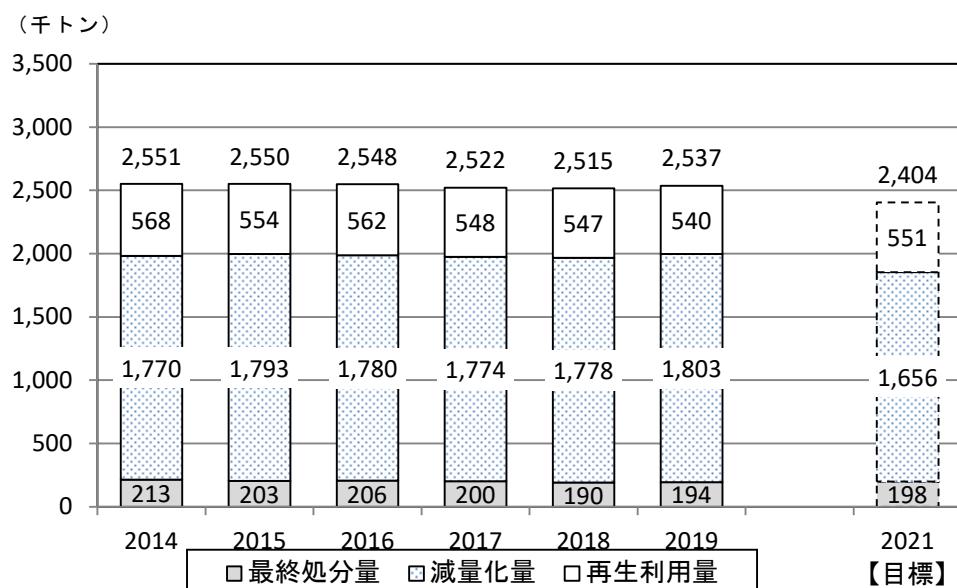
(2) 廃棄物の減量化目標の達成状況

ア 減量化の状況

(ア) 一般廃棄物

一般廃棄物について、経年的にみれば排出量、再生利用量、最終処分量とも減少傾向にある（図32）。再生利用量については、量ではなく排出量に対する割合が重要であるため、再生利用率についてはイ（イ）で整理した。

図32 一般廃棄物の減量化の状況



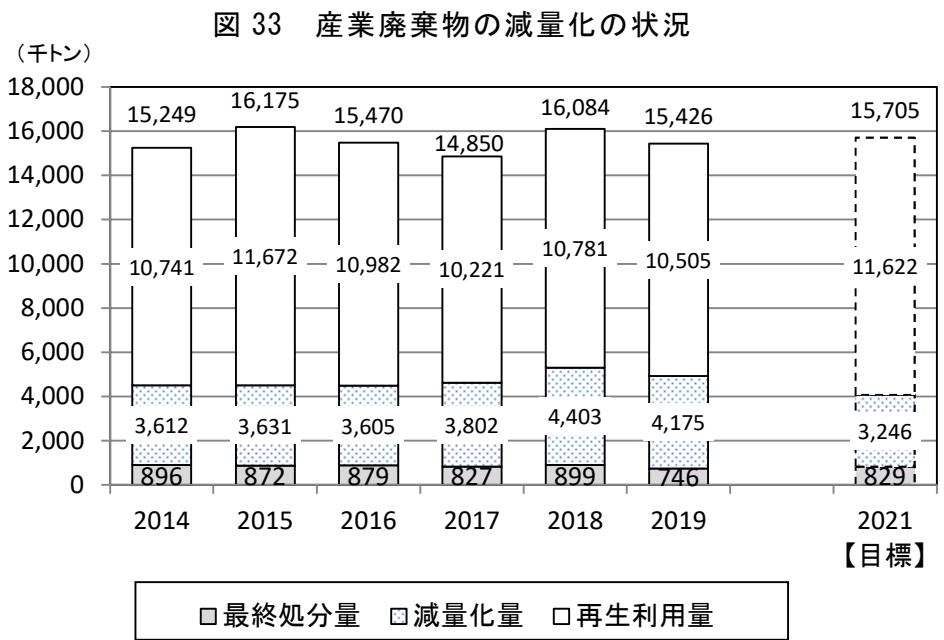
注：各年度のグラフ上部の数値は排出量を表している。

資料：愛知県

(イ) 産業廃棄物

産業廃棄物について、経年的に見れば排出量、再生利用量は横ばい、最終処分量については2014年度から緩やかな減少傾向にある（図33）。

再生利用量については、一般廃棄物と同様、排出量に対する割合で評価することとし、その状況についてはイ（イ）で整理した。



注：各年度のグラフ上部の数値は排出量を表している。

資料：愛知県

イ 減量化目標の達成状況

前計画で掲げた重点とする減量化目標の達成状況は、次のとおりである。

なお、達成状況の評価に当たっては、排出量等の最新実績である 2019 年度実績により評価を行った。

(ア) 排出量

目標：廃棄物の排出量について、2014 年度に対して一般廃棄物は約 6%に削減、産業廃棄物は増加を約 3%に抑制する。				
項目	基準年度(2014 年度) の実績値	現状(2019 年度) の実績値	2021 年度 目標値	
排出量	一般 廃棄物 255 万 1 千トン	253 万 7 千トン (0.5% 減)	240 万 4 千トン (約 6 % 減)	
	産業 廃棄物 1,524 万 9 千トン	1,542 万 6 千トン (1.2% 増)	1,570 万 5 千トン (増加を約 3 % に 抑制)	

【目標の達成状況】

一般廃棄物の 2019 年度における排出量は 253 万 7 千トンであり、2014 年度の 255 万 1 千トンに比べ 0.5% 減少している。経年的な傾向も減少傾向にあるものの、目標達成は困難と見込まれる（図 32）。

産業廃棄物の2019年度における排出量は1,542万6千トンであり、2014年度の1,524万9千トンに比べ1.2%の増加にとどまっており、現状で目標値を達成している（図33）。

（イ）再生利用率

目標：排出量に対する再生利用量の割合（再生利用率）は、一般廃棄物について約23%、産業廃棄物について約74%とする。

項目	基準年度（2014年度）の実績値	現状（2019年度）の実績値	2021年度目標値
排出量に対する再生利用量の割合	一般廃棄物 22.3% $\left(\frac{56\text{万8千トン}}{255\text{万1千トン}} \right)$	21.3% $\left(\frac{54\text{万0千トン}}{253\text{万7千トン}} \right)$	約23%
	産業廃棄物 70.4% $\left(\frac{1,074\text{万1千トン}}{1,524\text{万9千トン}} \right)$	68.1% $\left(\frac{1,050\text{万5千トン}}{1,542\text{万6千トン}} \right)$	約74%

【目標の達成状況】

一般廃棄物の2019年度における排出量に対する再生利用量の割合（再生利用率）は21.3%と2014年度に対して1ポイント減少した。近年では再生利用率は下降傾向にあり、目標達成は困難と見込まれる（図5）。

近年、総排出量、資源化量ともに減少傾向にあるが、資源化量の減少割合が高い状況となっている。特に、資源化量の約半数を占める新聞・雑誌などの紙類が減少傾向にある。この原因としては、新聞や雑誌の発行部数の減少や、IT化により紙の消費が減っていることが挙げられる。また、紙類に限らず資源化物がスーパーマーケット等で民間事業者によって回収されることにより、国が実施する一般廃棄物処理事業実態調査で把握されないことも原因の一つであると考えられる。

今後は、民間事業者によって回収されている資源化物の量を把握することも必要であると考えられる。

産業廃棄物の2019年度における排出量に対する再生利用量の割合は68.1%であり、2014年度に対して2.3ポイント減少した。この原因としては、再生利用率が高く、かつ再生利用量の大半を占めるがれき類、鉱さいの排出量が減少したことや、排出量に対する減量化量の大きい廃酸や廃アルカリの排出量が増加し、相対的に再生利用率が減少したことによるものと考えられる。

産業廃棄物の再生利用率は、2015年度以降減少傾向にあり、目標達成が困難と見込まれる（図23）。

(ウ) 最終処分量

目標：最終処分量について、2014 年度に対して一般廃棄物、産業廃棄物とも約 7% 削減する。				
項目	基準年度(2014 年度) の実績値	現状(2019 年度) の実績値	2021 年度 目標値	
最終処分量	一般 廃棄物 21 万 3 千トン	19 万 4 千トン (8.9% 減)	19 万 8 千トン (約 7 % 減)	
	産業 廃棄物 89 万 6 千トン	74 万 6 千トン (16.7% 減)	82 万 9 千トン (約 7 % 減)	

【目標の達成状況】

2019 年度における一般廃棄物の最終処分量は、19 万 4 千トンであり、2014 年度に比べ 8.9% 減少しており、現状で目標値を達成している。一般廃棄物の最終処分量は経年的に減少傾向にあり目標の達成が見込まれる（図 32）。

また、産業廃棄物の 2019 年度の最終処分量は 74 万 6 千トンであり、2014 年度に比べ 16.7% 減少しており、現状で目標値を達成している。2015 年度以降の最終処分量は 2018 年度までは概ね増加傾向であったが、その増加量は比較的小さく、また 2019 年度には大きく減少したことから、目標の達成が見込まれる（図 33）。

(エ) 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量

目標：一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を 500g とする。			
項目	基準年度(2014 年度) の実績値	現状(2019 年度) の実績値	2021 年度 目標値
一人一日当たりの 家庭系ごみ排出量	535g	520g (2.8% 減)	500g (約 7 % 減)

【目標の達成状況】

2019 年度における一人一日当たりの家庭系ごみ排出量は、520 g であり、2014 年度に比べ 2.8% 減少している。経的な傾向も減少傾向にあるものの、目標達成は困難と見込まれる。（図 2）。

(3) 取組の成果と課題

ア 3Rの促進

(ア) 主な取組内容

循環型社会の構築に向け、県民、事業者、市町村等と協力、連携し、適正な循環的利用の促進を図るため、次のような施策を行った。

<県民の3Rの促進>

- ・ごみゼロ社会推進あいち県民大会の場での啓発活動
- ・3Rに関するリーフレット配布による啓発活動
- ・環境学習副読本「わたしたちと環境」による啓発活動
- ・イベント開催や環境学習プログラムによる食品ロス削減の啓発活動

<事業者による3Rの取組の促進>

- ・多量排出事業者に対する廃棄物処理の減量化・資源化等の指導
- ・「エコアクション21」の認証に向けた認証取得研修会の開催
- ・「レジ袋削減取組店制度」を通じた事業者の取組促進

<市町村の取組の促進>

- ・ごみの排出抑制のため、ごみ処理有料化等の取組の促進
- ・市町村が実施する海岸漂着物の回収・処理等への財政支援

<県の3Rの推進>

- ・愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）に基づき、廃棄物排出量削減を推進

○ 主な取組の実績・効果

- ・マイバッグ持参・レジ袋辞退の取組割合（県政世論調査）
83.8% (2016) ⇒ 88.6% (2020)
- ・家庭ごみ処理有料化を実施している市町村の割合
愛知県：35.2% (2015) ⇒ 35.2% (2019)
全国平均：64.3% (2015) ⇒ 65.5% (2019)
- ・ごみの分別数の増加
平均 19.7 分別 (2010) ⇒ 20.1 分別 (2014) ⇒ 21.4 分別 (2019)
- ・使用済小型家電リサイクルの取組を実施している市町村数
全 54 市町村

(イ) 課題

廃棄物の処理については、排出者が責任を持って行う必要があり、例えば、県民であれば、詰め替え可能な商品や長期間使うことができる商品を選択するなど、購入段階から使用後に排出する廃棄物の減量化、資源化を意識してもらうことが重要であるため、今後も継続的に啓発活動を行う必要がある。

また、世界規模でのプラスチックごみ問題に対して、我が国では、2020年7月にレジ袋の有料化が義務づけられ、さらに2021年6月に「プラスチック資源循環促進法」が成立した。本県では、事業者団体、消費者団体、女性団体、市町村等で構成する「ごみゼロ社会推進あいち県民会議（会長：愛知県知事）」が、2020年1月に「あいちプラスチックごみゼロ宣言」を発表し、消費者、事業者、行政が一体となってプラスチックごみの削減に取り組むこととしており、一層の取組強化が必要である。

さらに、食品ロスについても社会的な問題となっており、2019年10月に「食品ロス削減推進法」が施行され、食品ロス削減に向けた取組の強化が求められている。

産業廃棄物については、経年的にみれば、最終処分量は大きく変動していないが、排出量は増加傾向であるため、発生抑制を継続的に進める必要がある。

イ 適正処理と監視指導の徹底

(ア) 主な取組内容

廃棄物処理法等の遵守はもとより、不適正処理の未然防止及び早期是正を図り、安心・安全な地域環境を確保するため、次のような施策を行った。

＜廃棄物の適正処理の指導＞

- ・事業所への立入検査、各種報告書等の提出時における指導
- ・電子マニフェストの普及促進
- ・優良産廃処理業者の育成及び処理業者情報の公表

＜特別管理産業廃棄物の適正処理＞

- ・事業所への立入検査、各種報告書等の提出時における指導
- ・ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物等の処理の推進

＜排出事業者処理責任の徹底＞

- ・マニフェストの使用徹底や適正な委託契約等の排出事業者責任の周知・指導
- ・産業廃棄物適正処理推進セミナーの開催
- ・食品廃棄物の排出事業者向けパンフレットの配布

＜廃棄物処理施設の信頼性と安全性の確保＞

- ・施設の設置又は処理業の許可に当たっての適正な審査
- ・廃棄物処理施設の維持管理に関する情報公開の指導
- ・民間最終処分場設置者に対する維持管理積立金の活用による適正管理の指導

<不適正処理の未然防止>

- ・平日休日、昼夜間にわたる監視パトロールの実施（民間委託含む）
- ・関係局・関係機関との連携による監視の強化
- ・再生品等を製造・販売する事業者に対する立入検査等の実施

○ 主な取組の実績・効果

- ・電子マニフェスト普及率：39.2%（2014）⇒ 55.9%（2020）
- ・優良産廃処理業者（特別管理産業廃棄物を含む。）
　　処分業許可業者認定件数：53件（2015）⇒ 59件（2020）
- ・PCB廃棄物の処理台数（大型変圧器・コンデンサー等）
　　32,947台（処理進捗率：約98%）（2020）
- ・苦情件数：144件（2015）⇒ 154件（2020）
- ・6月、11月の強化月間における立入指導
　　立入指導686件、文書指導33件（2020）
- ・民間警備会社による平日夜間及び休日の監視パトロール
　　延べ630回（2020）
- ・再生品の環境安全性に係る分析検査：89件（2020）

（イ）課題

不法投棄等を始めとする不適正処理について、廃棄物に関する苦情件数は概ね同水準で推移しており、未だ撲滅には至っていない。2016年1月には、本県を中心として食品廃棄物の不適正処理問題が発生したことも踏まえ、安全で安心できる廃棄物処理を確保するため、電子マニフェストの普及促進、優良産廃処理業者の育成などを始めとした、各種施策を引き続き進めるとともに、不適正処理の未然防止や早期是正、再発防止のための指導を徹底していく必要がある。

ウ 廃棄物処理施設の整備の促進

（ア）主な取組内容

地域環境に配慮した適正な廃棄物処理施設の整備等を促進するため、次のような施策を行った。

<地域環境に配慮した適正な廃棄物処理施設の整備の促進>

- ・第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画（2008年度～2017年度）に基づき、効率的な一般廃棄物のごみ処理施設の設置の促進
- ・一般廃棄物の処理施設については、循環型社会形成推進交付金制度の活用などにより計画的な整備を促進
- ・産業廃棄物の処理施設については、信頼性と安全性を確保するため、愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱に基づく地域環境に配慮した施設整備を促進

<広域的な最終処分場の整備>

- ・県内全域を受け入れ対象とした衣浦港3号地廃棄物最終処分場（知多郡武豊町地先）での廃棄物の受け入れ

<し尿の適正処理の推進>

- ・全県域汚水適正処理構想と整合を図りながら、汚水処理施設について、地域の実情に応じ、計画的、効率的な整備を推進

○ 主な取組の実績・効果

- ・ごみ焼却処理広域化計画の推進

　県内13ブロックのうち11ブロックで目標施設数を達成。

- ・循環型社会形成推進交付金制度の活用による整備（2014～2020）

　20施設（最終処分場、ごみ焼却施設など（改修含む）。）

- ・衣浦港3号地廃棄物最終処分場の埋立状況（全体4,960,000m³）

　2020年度末現在埋立実績：2,681,166m³（進捗率54.1%）

　2020年度搬入実績：335,196t

　（一般廃棄物：77,688t、産業廃棄物：223,430t、

　建設発生土：34,078t）

- ・汚水処理人口普及率

　88.4%（2014） ⇒ 91.4%（2019）

（イ）課題

市町村等が設置する焼却施設等の廃棄物処理施設に関しては、厳しい財政状況の中、コスト縮減を図りつつ循環型社会の形成に資するものとすることが求められており、施設の長寿命化の検討を含め、市町村等が計画的かつ効率的な施設整備を推進できるよう支援する必要がある。

最終処分場については、県民、事業者等の3Rの取組により、一般廃棄物、産業廃棄物ともに最終処分量は減少傾向にあるものの、最終処分量をゼロにすることは困難である。県民の生活や産業活動を支える上で、最終処分場は必要な施設であるが、民間事業者のみによる施設の確保が極めて困難な状況にあることから公共関与による広域的な最終処分場の確保は今後とも大きな課題である。

エ 非常災害時における処理体制の構築

（ア）主な取組内容

災害が発生した際の廃棄物の迅速かつ適正な処理及び災害発生後の早期復旧・復興に資する体制を構築するため、次のような施策を行った。

<愛知県災害廃棄物処理計画の推進>

- ・「愛知県災害廃棄物処理計画」に基づく市町村、一部事務組合等を対象とした研修会及び図上演習の実施
- ・民間事業者との連携の強化

<災害廃棄物対策の推進>

- ・市町村災害廃棄物処理計画策定に向けた技術的支援
- ・市町村設置処理施設について、国の交付金に関する指導監督や技術的助言

○ 主な取組の実績・効果

- ・市町村、一部事務組合等を対象とした研修会、情報伝達訓練及び図上演習の実施
2020年の開催実績
研修会：2回、情報伝達訓練：1回、図上演習：2回
- ・市町村災害廃棄物の処理計画の策定市町村
3市（2016.10） ⇒ 53市町村（2021.3）

（イ）課題

市町村災害廃棄物の処理計画の策定は、県内の53市町村で策定が進んでいるが、引き続き、市町村等を対象とした研修会や図上演習等を実施するとともに、実効性のある災害廃棄物処理体制の構築を図る必要がある。

才 地域循環圏づくりの推進

（ア）主な取組内容

地域循環圏の形成に向け、多様な地域ポテンシャルを生かした新たな資源循環モデルの展開、循環ビジネスの振興、人づくりと情報発信の強化を図るために、次のような施策を行った。

<あいち地域循環圏形成プランの推進>

- ・食品廃棄物、未利用木材、家畜排せつ物といったバイオマス資源を有効活用する広域循環モデルを創設
- ・広域循環モデルごとに、事業者や学識経験者等で構成する地域循環圏づくり推進チームを立ち上げ、モデルの事業化を支援
- ・地域循環圏づくり推進チームで検討したモデル事業の成果と課題を県内事業者に共有するため、成果発表会を開催

<循環ビジネスの振興支援>

- ・产学研行政の連携の拠点である「あいち資源循環推進センター」において、「循環ビジネス創出コーディネーター」による相談・技術指導及び企業派遣による支援の実施
- ・先導的、効果的なリサイクル等の施設整備事業及び循環ビジネス事業化検討事業への補助
- ・資源循環や環境負荷低減に関する企業・団体の優れた技術・事業、活動・教育の取組を表彰する愛知環境賞の実施
- ・有識者による講演や事業者の先進事例を紹介するセミナーや愛知環境賞を受賞した企業・団体の現地見学会等を開催し、企業の事業化支援を実施
- ・メッセナゴヤを始めとする大型展示会において、県内循環ビジネス企業の

P R 及び販路拡大を支援

＜人づくりと情報発信の強化＞

- ・持続可能な社会づくりのリーダーとなる人材育成を目的としたあいち環境塾と卒塾生地域実践活動の実施
- ・「A E L ネット（愛知県環境学習施設等連絡協議会）」への加盟を促し、企業のリサイクル施設の高度な技術や環境への取組に県民が直接触れる機会を創出

＜多様な主体の連携の促進＞

- ・愛知環境賞、循環ビジネスセミナー、現地見学会などの事業を環境パートナーシップ・CLUB（EPOC）と協働で開催
- ・資源循環情報システムのリニューアルによる事業者マッチングの促進
- ・循環ビジネスセミナーや現地見学会等を通じた企業同士の連携の促進

＜低炭素社会に対応した資源循環の展開＞

- ・ごみ発電施設及び熱回収施設等の設置促進
- ・廃棄物運搬車両への次世代自動車導入に関する補助金、融資制度の周知

○ 主な取組の実績・効果

- ・循環ビジネス創出コーディネーターによる相談や技術指導
1,534 件（2017～2020）
- ・循環型社会形成推進事業費補助
リサイクル関係等施設整備事業
交付件数 : 41 件（応募件数 : 76）（2017～2020）
交付件数 累計 : 105 件（応募件数 : 216）（2006～2020）
循環ビジネス事業化検討事業
交付件数 : 41 件（応募件数 : 58）（2017～2020）
交付件数 累計 : 126 件（応募件数 : 212）（2006～2020）
- ・愛知環境賞表彰件数 : 60 件（応募件数 : 175）（2017～2020）
表彰件数 累計 : 225 件（応募件数 : 755）（2004～2020）
- ・あいち環境塾による人材の育成
あいち環境塾修了生 : 70 人（2017～2020）
修了生 累計 : 268 人（2008～2020）

（イ）課題

地域循環圏づくり推進チームの支援により事業化した広域循環モデルについて、県内各地への横展開や、更なる高度化を進める必要がある。

また、循環型社会の形成に向け、製品やサービスの設計段階から廃棄物が発生しないようデザインするとともに、生産から利用の段階では製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持したまま、循環させることで、資源の投入量と廃棄物の発生量を最少化するサーキュラーエコノミーへの転換や、脱炭素・SDGs・ESG投資といった新たな視点を取り入れた支援を行っていく必要がある。

第3章 廃棄物処理の目標

1 目標設定の考え方

本県の過去の実績に基づく推計と国の基本方針^{※1}で示された削減目標、さらには本県の現状を十分に踏まえつつ、可能な限り環境負荷の軽減を図る方向で目標を設定する。

なお、国では、2020年度以降の数値目標として、従来の「再生利用率」に替えて「循環利用率」を使用していることから、本計画における数値目標についても、「循環利用率」を使用することとする。

(参考) 国の基本方針^{※1}における廃棄物の減量化の目標（目標年度は2025年度）

	一般廃棄物	産業廃棄物
排出量	2017年度に対し、約11.4%削減する。	2017年度に対し増加を約1.7%に抑制する。
出口側の循環利用率 ^{※2}	28%	38%
最終処分量	2017年度に対し、約16.6%削減する。	2017年度に対し増加を約3.1%に抑制する。
一人一日当たり家庭系ごみ排出量	440g	—

※1：令和2年3月16日付「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の改定について（事務連絡）」において、改定が行われなかつたことから、第四次循環型社会形成推進基本計画等の目標を参考とした。

※2：廃棄物等の発生量のうち、循環利用量(再使用・再生利用量)の占める割合を表す指標。

一般廃棄物の「出口側の循環利用率」は、従来の「再生利用率」(P11参照)の数値と同じ。

産業廃棄物の「出口側の循環利用率」は、[再生利用量+金属くず、ガラ陶、鉱さい、がれき類それぞれの減量化量-動物のふん尿の直接再生利用量]を[排出量]で除した数値。

2 計画目標

(1) 一般廃棄物

ア 基準年度（2019 年度）と将来推計（2026 年度）

県内の一般廃棄物の排出状況は、県民の分別排出や市町村の分別収集等による取組が行われ、ほぼ横ばいの状況であるが、減少傾向である。これらの取組が今後も維持されるものとして、過去の実績に即した将来予測を行った。

2026 年度における排出量は 248 万 8 千トン、再生利用量は 52 万 8 千トン、減量化量は 177 万 3 千トン、最終処分量は 18 万 7 千トン、一人一日当たりの家庭系ごみ排出量は 516g と予測した（表 10）。

表 10 一般廃棄物の将来予測

項目	2019 年度 (基準年度)	2026 年度 (目標年度)
排出量	253 万 7 千トン	248 万 8 千トン(約 2 % 減)
再生利用量	54 万トン	52 万 8 千トン(約 2 % 減)
出口側の循環利用率	21. 3%	21. 2% (0. 1 ポイント減)
中間処理による減量	180 万 1 千トン	177 万 3 千トン(約 2 % 減)
最終処分量	19 万 4 千トン	18 万 7 千トン(約 4 % 減)
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	520g	516g (約 1 % 減)

イ 減量化目標

一般廃棄物の 2026 年度における目標値を、将来予測結果及び国の基本方針を踏まえた上で、表 11 のとおり設定する。

表 11 一般廃棄物の減量化目標

項目	2019 年度 実績値	2026 年度 目標値
排出量	253 万 7 千トン	239 万トン(約 6 % 減)
出口側の循環利用率	21. 3%	約 23% (約 2 ポイント増)
最終処分量	19 万 4 千トン	18 万 6 千トン(約 4 % 減)
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	520g	480g (約 8 % 減)

注：目標値の（ ）は、2019 年度と比較した場合の増減割合等を示す。

（ア）一人一日当たりの家庭系ごみ排出量

食品ロス削減推進計画に掲げる家庭系食品ロスの削減目標等と整合性を図り、現行目標を上回る 480 g を目標とする。

(イ) 排出量

2026 年度における排出量の予測値は 248 万 8 千トンであるが、(ア) で掲げた一人一日当たりの家庭系ごみ排出量の目標値 480 g を前提として、排出量をこれに合わせて削減し、排出量は 2019 年度実績から 6 % 削減する 239 万トンを目標とする。

(ウ) 出口側の循環利用率

2026 年度における再生利用率の予測値は 21.2% であるが、(ア) で掲げた一人一日当たりの家庭系ごみ排出量の目標値 480 g を前提として、排出量の削減に合わせ、再生利用の促進を図ることとし、循環利用率を 2019 年度実績から約 2 ポイント増加させ、約 23% を目標とする。

(エ) 最終処分量

2026 年度における最終処分量の予測値は 18 万 7 千トンであるが、(ア) で掲げた一人一日当たりの家庭系ごみ排出量の目標値 480 g を前提として、再生利用の促進と排出量の削減を整合させるため、最終処分量を 2019 年度実績から約 4 % 削減する 18 万 6 千トンを目標とする。

(2) 産業廃棄物

ア 基準年度（2019 年度）と将来推計（2026 年度）

県内の事業者における排出抑制や資源化の取組状況が今後も維持されるものとして、過去の実績に即した将来推計を行った。

目標年度である 2026 年度における排出量は 1,557 万 3 千トン、再生利用量は 1,064 万 5 千トン、減量化量は 416 万 9 千トン、最終処分量は 75 万 8 千トンと予測した（表 12）。

表 12 産業廃棄物の将来予測

項目	2019 年度 (基準年度)	2026 年度 (目標年度)
排出量	1,542 万 6 千トン	1,557 万 3 千トン(約 1 %増)
再生利用量	1,050 万 5 千トン	1,064 万 5 千トン(約 1 %増)
出口側の 循環利用率	68.1%	68.4% (約 0.3 ポイント増)
中間処理 による減量	417 万 4 千トン	416 万 9 千トン(約 0.2% 減)
最終処分量	74 万 6 千トン	75 万 8 千トン(約 2 %増)

イ 減量化目標

産業廃棄物の 2026 年度における目標値を、将来予測結果及び国の基本方針を踏まえた上で、表 13 のとおり設定する。

表 13 産業廃棄物の減量化目標

項目	2019 年度 実績値	2026 年度 目標値
排出量	1,542 万 6 千トン	1,557 万 3 千トン(約 1 %増)
出口側の 循環利用率	68.1%	約 74% (約 6 ポイント増)
最終処分量	74 万 6 千トン	61 万 4 千トン(約 18% 減)

注：目標値の（ ）は、2019 年度と比較した場合の増減割合等を示す。

（ア） 排出量

2026 年度の予測値は、2019 年度実績から約 1 % 増加する 1,557 万 3 千トンである。国の基本方針を満足しているため、予測値である 1,557 万 3 千トンを目標とする。

（イ） 出口側の循環利用率

本県における循環利用率は、70% 前後の高水準を維持しており、国の基

本方針の目標（38%）を大きく上回っているものの、ここ数年は横ばいの傾向である。しかし、今後新たな施策を展開することにより、2019年度の実績から約6ポイント増加させ、約74%を目標とする。

（ウ）最終処分量

2026年度の予測値は2019年度実績から約2%増加する75万8千トンである。国の基本方針を満足しているが、さらに、出口側の循環利用率の上昇による最終処分量の削減効果を加味し、2019年度実績から約18%削減する61万4千トンを目標とする。

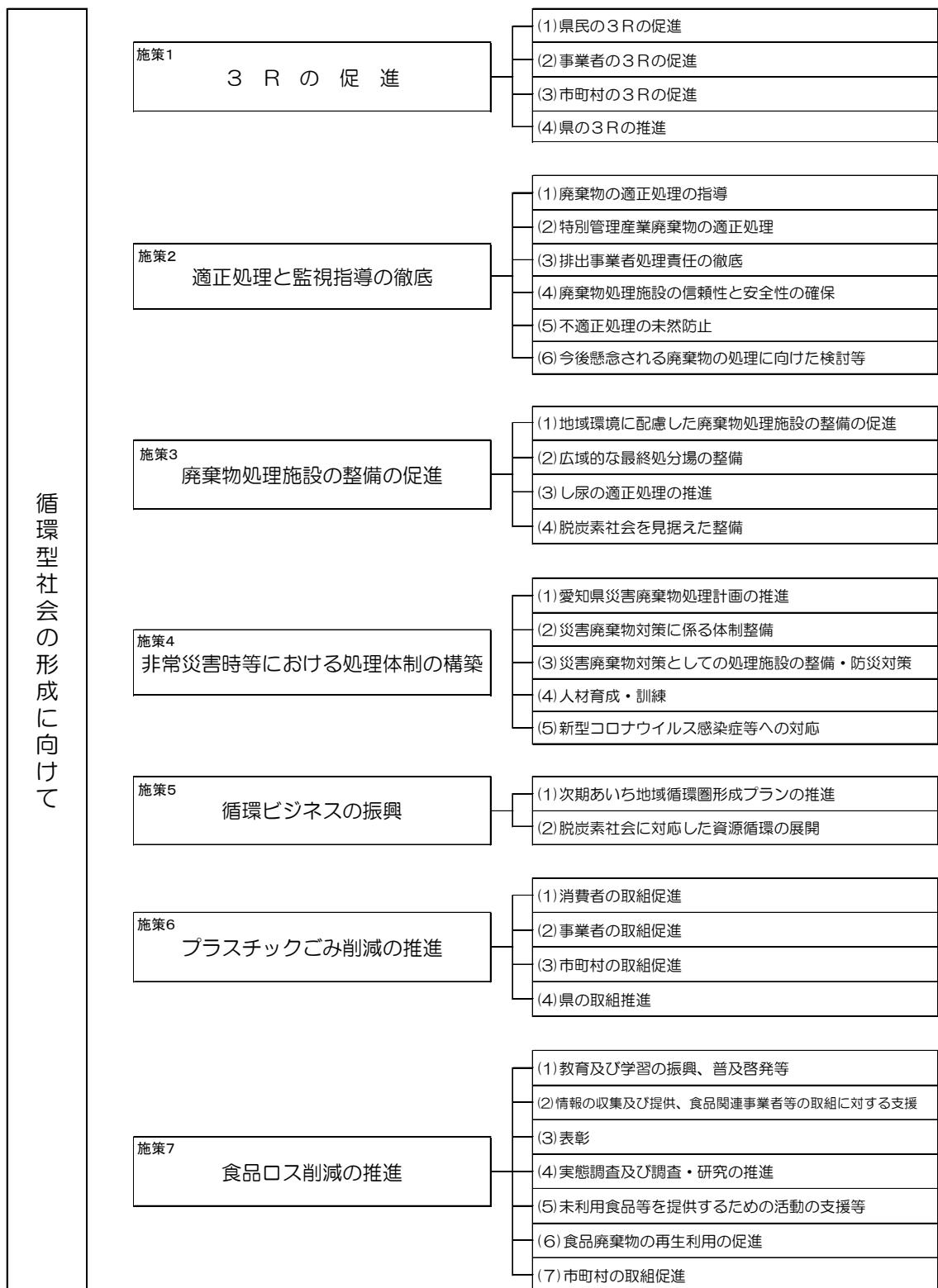
第4章 施策の展開

1 施策の方針

本計画では、第2章で抽出された課題への対応や第3章で掲げた目標の達成に向け、次の体系図（図34）に基づき各種施策を総合的かつ計画的に推進する。

循環型社会の形成に向けて

図34 廃棄物処理計画における施策体系図



2 具体的施策

施策 1 3Rの促進

循環型社会の実現に向けて、県民、事業者、行政、みんなで3Rに取り組みます

(1) 県民の3Rの促進

- ① 県民が商品の購入、使用に当たり、使い捨て商品の購入を避け、詰め替え可能な商品や長期間使える環境に配慮した製品、修理等ができる製品を選択するなど、廃棄物の排出抑制に取り組むよう啓発を行う。
- ② 市町村が実施する分別収集や集団回収などの適正な資源循環の取組を促進する。
- ③ 市町村や関係団体と連携しマイバッグの普及を促進するとともに、市町村による容器包装廃棄物の分別収集への協力を呼びかける。
- ④ 「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の事務局として県民大会、研修会等を開催することにより、3Rの必要性等を広く啓発するとともに、ごみ処理の有料化などの課題について引き続き検討を行う。
- ⑤ 3Rの促進や適正処理等に関する知識の普及と意識の醸成を図るため、県民の環境学習を促進する。
 - ・学校教育の場で活用する環境学習副読本「わたしたちと環境」の作成
 - ・あいち環境学習プラザやAELネットを活用した環境学習の場の提供
 - ・あいち資源循環ナビを活用した資源循環に関する意識啓発
 - ・海岸漂着物に関する環境学習プログラムの普及
 - ・生態系に影響を及ぼすおそれがあるマイクロプラスチックをはじめとする海岸漂着物に関する情報提供、普及啓発等
- ⑥ 容器包装リサイクル法について、「愛知県分別収集促進計画」に基づき、市町村及び事業者団体と連携して、その普及、浸透を図る。
- ⑦ 家電リサイクル法について、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機が対象品目となっていることや、そのリサイクルシステムに関して普及・啓発に努める。
- ⑧ 自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車の再資源化等の促進を支援する。

(2) 事業者の3Rの促進

- ① 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定や毎年度の報告を通じて、3Rの推進など減量化の取組を指導する。また、多量排出事業者が提出した産業廃棄物処理計画等をWebページで公表することにより、多量排出事業者の廃棄物の減量化・資源化等を促進する。
- ② 事業者による自主的取組を促進するため、廃棄物に関する適正な知識、発生抑制や再使用、再生利用に有効な情報、先進事例等について、セミナーや研修会の開催、Webページの活用等により情報提供に努める。
- ③ 事業活動全般にわたり環境保全への取組を効率的に進めるための組織内の体制、手続き、審査等を定めた「エコアクション21」等の環境マネジメントシステムの

導入を促進する。

- ④ 「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の活用等により、市町村と連携し、「レジ袋削減取組店制度」の充実を通じて、レジ袋等の容器包装の発生抑制に係る事業者の取組を促進する。
- ⑤ 資源としての再生利用が確実な廃棄物について処理業の許可を不要とする再生利用個別指定制度及び再生事業者の登録制度を利用した再生利用の促進に努める。
- ⑥ 「愛知県家畜排せつ物利用促進計画」（2021年5月）に基づき、資源循環型畜産を推進し、2021度から2030年度にかけて家畜排せつ物を処理・利用促進するための施設・機械等164箇所の整備を進める。
- ⑦ 建設リサイクル法及び「建設リサイクル推進計画2015（中部地方版）」に基づき、分別解体、再資源化の普及啓発を行うとともに、関係機関との連携による建設工事現場でのパトロールの実施などによりその促進に努める。また、中部地方建設副産物対策連絡協議会を通じて、関係事業者等と再生クラッシャランを始めとした建設副産物に関する情報交換・共有を行う。
- ⑧ 自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車の適正な処理及び資源の有効な利用を促進する。
- ⑨ 排出事業者、処理業者及び市町村に対して、本計画の周知を図るとともに、廃棄物の適正処理や減量化・資源化に関するパンフレットの配布などにより廃棄物処理に対する意識の高揚を図る。

（3）市町村の3Rの促進

- ① 「一般廃棄物処理計画」に基づく一般廃棄物の分別収集や計画的な収集、処分を促進して、資源回収などによるごみ排出量の削減、再生利用等による資源循環の推進を支援する。
- ② 市町村が行う以下の取組を促進するため、啓発、情報提供、技術的支援等を行う。
 - ・ごみ排出量の削減及び資源化の推進
 - ・食品の食べ切りや使い切り、生ごみの水切りの徹底の促進
 - ・不用品の再使用、再生利用の推進
 - ・紙類の分別、細分化の徹底の促進
 - ・公共工事に伴い発生する建設系廃棄物などのリサイクルや環境物品等の率先的な調達
- ③ ごみの排出抑制のため、ごみ処理の有料化の検討を促進する。
- ④ 国の地域環境保全対策費補助金を活用して、市町村が実施する海岸漂着物の回収・処理事業を促進する。
- ⑤ 小型家電リサイクル法に基づき、パソコン等小型家電のリサイクルについて、県民及び事業者に周知を図るとともに、市町村が実施する小型家電リサイクルに関する取組を促進する。
- ⑥ 家庭から排出されたスプレー缶や水銀使用廃製品等の適正処理が困難な廃棄物の適正処理について、積極的に情報提供等を行い、市町村の取組を促進する。

⑦ 家庭から排出される資源ごみの民間事業者等によるリサイクル状況の把握を促進する。

(4) 県の3Rの推進

① 産業廃棄物税を課すことにより、廃棄物の発生抑制、減量化・資源化の促進、埋立処分量の削減を促すとともに、得られた税収により、廃棄物の減量化・資源化等の3Rの促進や適正処理に関する施策等の推進を図る。また、税制度の目的や効果等について県民や事業者に広く周知するため、啓発活動を強化する。

<主な税充当事業>

- ・循環型社会形成推進事業
- ・地域飼料資源循環促進事業
- ・リサイクル資材管理システム構築業務
- ・広域最終処分場整備運営推進
- ・産業廃棄物適正処理対策事業
- ・産業廃棄物処理業者優良化推進事業
- ・再生資源活用審査事業
- ・市町村産業廃棄物適正処理推進事業費補助など

② 「愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針」に基づき、環境物品等の率先的な調達に取り組む。また、愛知県府の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）により、廃棄物の分別、排出抑制及び再利用の徹底を推進する。

③ 県の事業においては、「愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる）」の運用により、リサイクル資材の率先利用を推進するとともに、建築物の解体等の工事に伴い生じたアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材等については「建設リサイクル推進計画 2015（中部地方版）」に基づき、建設副産物のリサイクルや適正処理を推進する。また、上下水汚泥について有効利用を図る。

④ 「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」（2011年9月策定、2015年12月改定）に基づき、民間団体等との連携体制を強化しながら、海岸漂着物等の回収・処理など海岸等の環境保全のために必要な措置を行う。

⑤ あいち資源循環ナビにより、資源循環に取り組む事業者のマッチングを図るとともに、循環ビジネス支援制度等を紹介する。また、小学生向けの環境学習等のコンテンツを適宜最新の情報に更新し、Webページを利用して広く県民や排出事業者に情報提供を行う。

⑥ 最終処分場を設置している事業者、県外へ運搬する収集運搬業者、産業廃棄物処理業者、多量排出事業者等に対し、産業廃棄物処理の実績報告を求め、処理状況の把握を行い集計し、Webページ等を利用して広く県民に情報提供を行う。

⑦ 市町村及び一部事務組合に対し、一般廃棄物処理の実績報告を求め処理実態の把握を行い集計し、Webページ等を利用して広く県民に情報提供を行う。

⑧ 家庭から排出される資源ごみの民間事業者等によるリサイクル状況の実態把握について検討を進めるよう国に働きかける。

施策 2 適正処理と監視指導の徹底

監視体制を強化し、不適正処理の未然防止に取り組みます

(1) 廃棄物の適正処理の指導

- ① 排出事業者及び処理業者に対して、法令の遵守はもとより、地域環境に配慮した廃棄物の処理と減量化の指導を徹底する。
- ② 「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」に定める「産業廃棄物の保管に関する基準」に基づく指導を徹底し、過剰保管等の防止を図る。
- ③ 悪質な法令違反者に対しては、改善命令や措置命令を行うなど厳正に対処し、早期是正と不適正処理の再発防止に努める。
- ④ 産業廃棄物処理の透明性を確保し、不適正処理の防止、廃棄物の的確な管理を図るため電子マニフェストの普及拡大を促進する。
 - ・電子マニフェスト普及率：39.2%（2014） ⇒ 55.9%（2020）
- ⑤ 「優良産廃処理業者認定制度」の活用により優良業者の育成を図るとともに、優良業者情報をWebページで公表し、排出事業者が優良な処理業者を選択しやすい環境を整備することにより、業界全体の優良化を図り、廃棄物の適正処理を推進する。

(2) 特別管理産業廃棄物の適正処理

- ① 感染性廃棄物については、その排出事業者に対して「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（2018年3月改訂 環境省環境再生・資源循環局）の周知徹底を図るとともに、処理状況の確認及び適正処理を指導する。
- ② 国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に即して策定した「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（2018年3月）に基づき、2021年度末までの処分期間後に残存する変圧器等の高濃度PCBについては2022年度末までに、低濃度PCBについては2026年度末までに、それぞれ確実かつ適正に処理するよう保管事業者を指導する。また、保管事業者に対して、処理までの間、PCB廃棄物特別措置法に基づく保管状況の届出等により適正な保管管理の徹底を指導する。

取組の強化

- ③ アスベスト廃棄物（廃石綿）については、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」（2021年3月 環境省環境再生・資源循環局）に基づき、適正に処理されるよう産業廃棄物処理業者に対する指導を確実に実施するとともに、特別管理産業廃棄物に該当しない石綿含有廃棄物についても、廃棄物処理法に基づき排出事業者や処理業者の指導を徹底する。

(3) 排出事業者処理責任の徹底

- ① 多量排出事業者に対して、適正な処理を行うための管理体制の整備を含めた産業廃棄物処理計画の策定及び毎年度の報告の遵守を指導する。
- ② 廃棄物の排出事業者は、自らの責任においてその廃棄物を適正に処理する責務

があり、産業廃棄物の処理を委託により行う場合は、発生から最終処分までの一連の処理が適正に行われるよう処理状況を確認する必要がある。このため、排出事業者に対して、マニフェストの使用の徹底や適正な処理コストの負担などを指導するとともに、各業界団体を通じて適正な委託契約の徹底を要請する。

- ③ 廃棄物の排出事業者に対し、「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」（平成15年条例第2号。以下「条例」という。）に基づき当該処理業者の能力の確認や実地調査による処理状況の確認を徹底するよう指導する。
- ④ 排出事業者が処理を委託した産業廃棄物が不適正に処理された場合は、その排出事業者に対して、速やかな適正処理について必要な措置を講ずるとともに、不適正処理の状況及び講じた措置を届け出るよう指導する。
- ⑤ 県外で発生する産業廃棄物を県内に搬入しようとする者に対しては、条例に基づき事前届出の徹底を指導するとともに、環境保全上の支障のおそれがある場合には搬入中止勧告等の措置を講じる。
- ⑥ 水銀血圧計等を退蔵している医療機関に対して「医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル」（2016年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）の周知徹底を図るとともに、処理状況の確認及び適正処理を指導する。

（4）廃棄物処理施設の信頼性と安全性の確保

- ① 廃棄物処理法に基づき焼却施設や最終処分場等の設置又は変更の許可を受けようとする者に対しては、条例等に基づき、施設の設置等に係る計画の内容を十分周知するための地域住民に対する説明会の開催や生活環境の保全に関する協定の締結を指導する。
- ② 廃棄物処理施設の設置及び処理業の許可に当たっては、廃棄物の処理や維持管理が的確かつ継続的に行われるよう、県の審査基準に基づき、事業者の能力等の厳正な審査を行う。また、施設の稼動前に、許可どおりの施設であるかを確認するための使用前検査等を実施する。なお、焼却施設や最終処分場等の設置に当たっては、生活環境の保全に適切な配慮がなされているかについて、「愛知県廃棄物処理施設審査会議」に諮り、専門家の意見を聞く。
- ③ 廃棄物処理施設の信頼性等を確保するため、焼却施設や最終処分場等について、法に基づく定期検査を確実に実施する。また、設置者自らによる定期的な検査の実施と維持管理に関する情報の公表や閲覧用の記録の備え付けの遵守を指導するとともに、行政による立入検査を行う。
- ④ 民間最終処分場の埋立終了後の浸出液の処理等の維持管理については、設置者に対し、維持管理積立金制度の活用による適正な管理を指導する。
- ⑤ 埋立終了後の民間最終処分場跡地の利用者に対する情報提供のため、構造や埋立廃棄物の種類等を明確にした台帳の整備を行う。
- ⑥ 産業廃棄物処理施設の操業状況や自主検査の結果等の自主的な情報公開を促進し、処理施設の信頼性の向上を図る。

(5) 不適正処理の未然防止

- ① 不法投棄、過剰保管等の不適正処理の未然防止及び迅速適正な対応に向け、県庁、東三河総局、各県民事務所等（以下「各県民事務所等」という。）に設置した「不法投棄等監視特別機動班」により、定期的、計画的な監視パトロールを実施する。また、廃棄物処理に関わる局間の連携を密にし、それぞれの権限に基づく監視・指導を徹底する。
- ② 各県民事務所等に警察官経験者を配備して監視指導の強化を図るとともに、職員による監視だけでなく、監視が手薄になりがちな平日夜間及び休日における監視業務を民間の警備会社に委託し監視の強化を図る。
- ③ 「地域環境保全委員」の協力や不法投棄情報の通報体制の周知により、不適正処理事案の情報収集や早期発見に努めるとともに、野焼きや過剰保管に対する一斉立入指導や市町村と連携したパトロールを定期的に行うなど監視・指導を強化する。
- ④ 県警察本部と協力連携して不適正な処理に対する監視・指導に努め、監視等を通じ得られた状況に応じて、監視体制の見直しを図る。
- ⑤ 不適正処理の広域化に対処するため、地方機関との情報連絡、隣接県等との情報交換や協議・協力体制の充実に努める。
- ⑥ 土地の所有者等に対しては、条例等に基づき、産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう当該土地の適正な管理に努めるとともに、生活環境の保全上の支障の除去に協力するよう指導する。
- ⑦ 県の事業主体である局、事業の発注局、事業に対する指導・監督局、廃棄物処理の指導・監督局等、関係局間の連携を図り、それぞれの立場から対策を講じ、不法投棄、野焼き、過剰保管等の不適正処理の未然防止と早期是正を図る。
- ⑧ 市町村等関係機関と連携して廃棄物の不適正処理への対応を強化するとともに、不法投棄については、原因者のみならず関係者の責任ある対応を指導する。
特に産業廃棄物処理業・施設に係る許可権限を持つ県内5政令市については、「産業廃棄物適正処理推進事業費補助金」により、市によるパトロール等の不適正処理の未然防止のための事業を支援する。
- ⑨ 県、国、政令市、名古屋海上保安本部、一般社団法人愛知県産業資源循環協会、一般社団法人愛知県建設業協会等により構成する「愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」及び、地方機関、市町村等により構成する「地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」の活用により、関係機関が連携し一体となって不適正処理の未然防止及び不適正処理事案に対する迅速かつ的確な対応に努める。
- ⑩ 自動車リサイクル法に基づく関連事業者（引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破碎業者等）への監視・指導を行うとともに、法の枠組みから外れた自動車の不正解体・不正輸出に対して、国、県警察本部など関係機関と連携し、未然防止及び迅速かつ的確な対応に努める。
- ⑪ 事業者が産業廃棄物等を再生し、得られた製品を販売しようとする場合に、県が製品の環境安全性等を事前審査する再生資源活用審査制度により、再生資源の適正な活用を促進する。

- ⑫ 産業廃棄物処理業者に関する許可情報等を地図上に掲載して、県民・排出事業者への「見える化」を図ることによって、不適正処理に関する通報を容易にする環境を維持できるよう、廃棄物処理業者・事業者登録管理システムを運用する。
- ⑬ 地上からの立入検査及び監視パトロールでは監視活動に限界があるため、ドローン等を用いた上空からの確認を行うことにより、実態を正確に把握し、改善指導に努める。

(6) 今後懸念される廃棄物の処理に向けた検討等

- ① 今後、大量排出が予想される太陽光パネル等の廃棄物について、国の動向を注視しつつ、適正処理及びリサイクルを指導する。
- ② 科学技術の進展に伴い、増加が懸念される薬品・農薬や炭素繊維製品などのリサイクルが困難な廃棄物を適正に処理するため、処理の枠組みなどを検討する。

施策3 廃棄物処理施設の整備の促進

地域環境に配慮した適正な廃棄物処理施設づくりを目指します

(1) 地域環境に配慮した廃棄物処理施設の整備の促進

- ① 一般廃棄物の処理については、市町村が定めた「一般廃棄物処理計画」に従つて単独又は広域的に中間処理施設及び最終処分場を確保するものであり、その確保にあたり地域の社会的、地理的条件を踏まえた適正な施設の整備を促進する。
- ② また、安定的かつ効率的な一般廃棄物の処理体制の構築を促進するため、廃棄物処理経費の縮減、気候変動対策の推進、災害への対応等の観点から、「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画」（2021年11月策定）に基づき、ごみ処理の広域化及び処理施設の集約化を推進する。
取組の強化
- ③ 一般廃棄物の処理施設については、循環型社会形成推進交付金等の活用などにより、計画的な整備を促進するとともに、厳しい財政状況の中、施設の長寿命化の検討を含め計画的かつ効率的な更新が図られるよう、施設の設置者である市町村等を支援する。
- ④ 産業廃棄物については、排出事業者処理責任の原則の下、廃棄物処理施設の信頼性と安全性を確保するため、「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づき、排出事業者又は処理業者による地域環境に配慮した施設整備を促進する。
- ⑤ 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が行う「産業廃棄物処理事業に必要な資金の借入に係る債務保証制度」や日本政策投資銀行、愛知県等が行う融資制度の周知に努める。

(2) 広域的な最終処分場の整備

- ① 広域的な最終処分場の整備に対する基本的考え方は、次のとおりである。
 - ・ 産業廃棄物の最終処分場については、愛知県が持続的に発展していくため、安定的に確保する必要があるものの、民間事業者のみによる施設の確保が極めて困難な状況にあることなどを踏まえ、排出事業者処理責任の原則の下、必要に応じて第三セクター方式により、信頼性の高い広域的な最終処分場の整備に公共関与を行う。
 - ・ 一般廃棄物の最終処分場については、市町村間の連携による効率化が必要であること等の観点から、市町村が目指す広域的な最終処分場整備に支援・協力する。
 - ・ 深刻な適地の減少を踏まえ、産業廃棄物及び一般廃棄物を併せた広域的な最終処分場の確保に努める。
- ② 広域的な最終処分場確保の今後の方向は、次のとおりとする。
 - ・ 衣浦港3号地廃棄物最終処分場の次の最終処分場に関しては、事業着手から供用開始まで長期にわたることを踏まえ、早期に調査検討に着手することが重要である。このため、廃棄物の最終処分量が減少傾向にあることを念頭に置きながら、広域的な市町村圏での取組や民間事業者による施設整備状況等を見極

め、その在り方について検討する。

- ・ 市町村が広域的な市町村圏において、一般廃棄物の最終処分場を整備する場合、また、市町村がその地域の産業界と第三セクターを組織し、一般廃棄物等の最終処分場を整備する場合には、自区域内での処理を推進する観点から、市町村の意向、地理的条件等を踏まえ、その整備に対して支援・協力する。

(3) し尿の適正処理の推進

- ① 下水道、集落排水処理施設、浄化槽などの汚水処理施設については、「全県域汚水適正処理構想」（1996年6月策定、2016年7月見直し）に基づき、計画的、効率的に整備を行う。
- ② 下水道の処理計画区域外あるいは供用開始までに相当の年数を要する地域にあっては、単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、汚泥再生処理施設整備によるし尿・生ごみ等の有機性廃棄物の資源化を促進する。

(4) 脱炭素社会を見据えた整備

- ① 一般廃棄物の処理施設については、循環型社会形成推進交付金等の活用により循環型社会形成の推進、地球温暖化対策の強化等に資する計画的な施設整備を促進する。
- ② 廃棄物焼却炉における熱回収施設や発電施設、廃棄物系バイオマスの利活用施設など、循環型社会の形成とともに温室効果ガスの排出削減に寄与する施設整備を促進する。
- ③ 廃棄物の収集・運搬に用いる車両については、融資制度等の周知により次世代自動車の導入を促進するとともに、エコドライブの実践について啓発する。

施策 4 非常災害時等における処理体制の構築

非常災害時における廃棄物を迅速かつ適正に処理します

(1) 愛知県災害廃棄物処理計画の推進

「愛知県災害廃棄物処理計画」(2016年10月策定、2021年度内改定予定)に基づき、あらかじめ災害が発生した際の廃棄物の迅速かつ適正な処理及び災害発生後の早期復旧・復興に資する体制を構築する。

§ 災害廃棄物処理に係る基本方針

○ 県内の市町村による連携

災害廃棄物は、通常の一般廃棄物と比べ、一度に大量の発生が見込まれ、単独の市町村では対応が困難なことが想定されるため、市町村間の連携を促進し対応を図る。具体的には、愛知県ごみ処理広域化・集約化計画に基づく13の広域化ブロックや尾張地域、西三河地域、東三河地域という地域ブロック、地域ブロックを超えた全県域における連携を推進し、速やかな処理を実施する。

○ 分別・選別の徹底及び再資源化の促進

災害廃棄物の発生現場や仮置場への搬入時における分別を徹底し、円滑な処理につなげるとともに、仮置場等での選別の徹底及び再資源化の促進により、最終処分量の低減を図る。

○ 民間事業者との連携

一般廃棄物である災害廃棄物の処理に当たっては、市町村自らによる処理や一般廃棄物処理業者の活用に加えて、産業廃棄物処理業者や建設業者など幅広い民間事業者の力を最大限活用して、迅速な処理を目指す。

(2) 災害廃棄物対策に係る体制整備

ア 市町村の役割

① 災害廃棄物は、原則として一般廃棄物であり、市町村がその処理の責任を担うため、災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、愛知県災害廃棄物処理計画と整合を図りつつ、市町村災害廃棄物処理計画を作成し、災害時に域内の廃棄物を迅速かつ適正に処理が行える体制を整備する。

※ 市町村災害廃棄物処理計画 53市町村策定済 (2021年3月)

② 災害時に生活圏から速やかに災害廃棄物を撤去し、処理ができるよう、関係局と連携し、事前に仮置場の候補地を確保する。

③ 災害廃棄物に係る協力支援体制について、発災時に支援側となる周辺市町村や友好提携都市、廃棄物処理業者等との連携を深めるとともに、建設業者やプラント関係業者等の連携体制の構築も進める。

イ 県の役割

① 市町村に対して、廃棄物処理に対する技術的援助に努めるとともに広域的な

観点から、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。

- ② 災害廃棄物の処理主体となる市町村において、市町村災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物処理が実効性のあるものとなるよう、研修の実施や情報提供等の技術的支援を行う。
- ③ 災害廃棄物に係る協力支援体制について、廃棄物処理業者との連携に加え、建設業者等との連携を図る。また、国・県・市・民間事業者団体で構成する「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」において、県外自治体等との協力支援体制を構築する。

(3) 災害廃棄物対策としての処理施設の整備・防災対策

- ① 市町村は、地震や風水害等に強い処理施設とするため、既存の処理施設及び新規の処理施設の整備・防災対策を推進する。
- ② 県は、市町村が設置する処理施設について、その設置や改良時の国の交付金に係る指導監督事務や技術的助言を通して、処理施設の整備・防災対策を推進する。

(4) 人材育成・訓練

- ① 県は、災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、県及び市町村、関係団体の職員を対象として伝達訓練、図上訓練等の模擬訓練や、被災自治体の職員・専門家による講習会等を通じて災害廃棄物対策を担う人材の育成、訓練を実施する。また、有害物質への対応や処理困難な廃棄物の取扱方法についても、研修会等を通じて知識の向上を図る。
- ② 市町村においても、定期的に組織や連絡体制の確認を行い、市町村組織内や関係団体との伝達訓練を行うとともに、災害廃棄物処理計画で定めた仮置場の設置・運営方法についての確認を行う。また、一般廃棄物処理施設、その他処理施設における防災対策や災害廃棄物の処理技術面の向上を図るため、研修会、机上訓練、実地訓練などを実施する。

(5) 新型コロナウイルス感染症等への対応

新規取組

- ① 今般の新型コロナウイルス感染症等、非常時の備えを万全にし、廃棄物処理業者等が事業継続を図れるよう、国が策定したガイドラインやマニュアル等を廃棄物処理業者等に周知する。
- ② 廃棄物処理では、選別作業のように労働者が集まって行っている作業や、紙ベースの産業廃棄物マニフェストの管理など人手により行う作業が多く存在する。こうした作業に従事する作業者の「三密」を回避し、接触感染を避けるため、処理作業の自動化や電子マニフェストの導入促進による事務作業の電子化の加速を図る。

施策5 循環ビジネスの振興

サーキュラーエコノミー型ビジネスへの転換と3Rの高度化による循環ビジネスの進展を目指します

(1) 次期あいち地域循環圏形成プランの推進

次期あいち地域循環圏形成プラン（2022年3月策定予定）に基づき、「あいち資源循環推進センター」を核として、資源投入量と廃棄物発生量を限りなく小さくするサーキュラーエコノミーへの転換やこれまで培われてきたリサイクルを始めとする3Rの技術・取組の高度化等により、プラスチックや太陽光パネル等の新たな課題を解決する循環ビジネスの進展を図り、循環型社会の形成を目指す。

§ プランの目標

- 製品ライフサイクルを通して設計・生産から廃棄までの各段階で、動脈産業と静脈産業の連携など、県内産業のパートナーシップによるサーキュラーエコノミー型の循環ビジネスへの転換を図る取組を進めるとともに、プラスチックや太陽光パネル、バイオマス資源等の有効な循環利用を促進する。
- これまで培われてきたリサイクルを始めとする3Rの技術・事業を高度化していくとともに、動脈産業と静脈産業をつなぐ新たなビジネスの創出やリサイクル産業から資源を提供するリソーシング産業への展開など、循環ビジネスの振興支援を一層進める。
- サーキュラーエコノミー、SDGs 経営、ESG 経営の理解度や認知度を向上し、企業戦略として位置づける事業者の拡大を図るとともに消費者にもサーキュラーエコノミーによる製品やサービスを積極的に利用してもらうため、人材育成や情報発信を実施し、社会全体での持続可能な社会づくりを進める。
- サーキュラーエコノミーの転換を進めるため、事業者や経済団体、金融機関、大学、行政など多様な主体が連携した循環ビジネスの環境づくりを行う。

ア サーキュラーエコノミー推進モデルの展開

- ① 社会的課題となっているプラスチックや、近い将来大量の廃棄が見込まれる太陽光パネル、これまで利活用を進めてきたバイオマス資源などについて、それらの資源を有効に循環利用するサーキュラーエコノミー推進モデルを創設し、本県の産業特性やポテンシャルを生かしつつ、動脈・静脈産業の連携など民間活力による事業化に向けた取組を支援する。新規取組
- ② 本県においても、サーキュラーエコノミー推進モデルを積極的に進めるため、事業者、大学、団体、有識者、市町村等で構成するプロジェクトチームを設立し、モデルの具体化を推進する。新規取組

イ 循環ビジネスの振興支援

- ① 「あいち資源循環推進センター」において、環境技術や循環ビジネスの豊富な知識・経験を持つ「循環ビジネス創出コーディネーター」を配置し、事業化に向けた相談や技術指導に加え、サーキュラーエコノミー型ビジネスやリソーシング産業への転換を図る相談など、循環ビジネスの発掘・創出から事業化、事業継続、普及・展開までを総合的に支援する。 取組の強化
- ② 循環型社会形成推進事業費補助金により、先導的・効果的な循環ビジネスの事業化の検討、エコデザインを施した製品製造設備やリサイクル設備等の整備（リサイクル、リデュース、プラスチック関係設備整備）を実施する事業者に対して補助を行う。 取組の強化
- ③ メッセナゴヤなどの大型イベントの場を活用して、事業者・団体が開発した製品やサービス、技術の販路拡大を支援する。 取組の強化
- ④ 事業者、団体による資源循環や環境負荷低減を促進するため、ものづくり愛知として優れた技術・事業及び活動・教育の取組を表彰する「愛知環境賞」を実施するとともに、表彰式などを通じて広く優良事例を社会に紹介する。

ウ 人材育成と情報発信

- ① 新たにサーキュラーエコノミーやESG投資・経営といった視点を取り入れた「あいち環境塾」を開催し、持続可能な社会づくりに向け、地域や職場で活躍できる人材を育成する。
- ② 自治体職員向けにサーキュラーエコノミーやESG投資・経営に関するセミナーを開催し、県内への普及を図る。 新規取組
- ③ 「あいち資源循環ナビ」により、あいち資源循環推進センターの取組や循環ビジネスに関する最新情報を提供する。

エ 多様な主体との連携

- ① 環境パートナーシップ・CLUB（EPOC）と共同でサーキュラーエコノミーに関する研究会を開催するほか、事業者向けセミナー、先進的なリサイクル施設等の見学会及び事業者相談会を実施する。 取組の強化
- ② 「あいち資源循環ナビ」の循環資源事業者マッチングシステムにより、異業種、他分野の産業・事業者をつなぐための支援を行う。

（2）脱炭素社会に対応した資源循環の展開

- ① ごみ焼却施設における熱回収によるエネルギーの創出や、メタン発酵など廃棄物由来のバイオマス資源の利活用等により、地球温暖化対策を推進する。
併せて、廃棄物処理施設の周囲への緑地設置を促進する。
- ② 水素は、利用段階において二酸化炭素を排出せず、地球温暖化対策として重要なエネルギーであるが、現在、流通している水素のほとんどは、製造、輸送等の段階で二酸化炭素が排出されている。
このため、「低炭素水素認証制度」の運用により、廃棄物由来の再生可能エネル

ギー等を活用した水素の製造などによる低炭素水素サプライチェーンの事業化に取り組む事業者を支援し、水素社会の実現を目指す。

施策 6 プラスチックごみ削減の推進

消費者、事業者、行政が一体となってプラスチックごみの削減の取組を進めます

(1) 消費者の取組促進

- ① 消費者に対して、パンフレットやWebページ等を通じた普及啓発により、ごみは持ち帰り、自治体の回収ルールに従い処分する、散乱しないよう、ごみ出しを工夫する、使い捨て（ワンウェイ）でない、繰り返し使える製品（マイボトルなど）を使用するなどプラスチックごみ削減の取組を促進する。 新規取組
- ② プラスチックごみに関する知識の普及と意識変容を図るため、生態系に影響を及ぼす恐れがあるマイクロプラスチックを始めとする海岸漂着物に関する環境学習プログラムの普及や、海岸漂着物に関する情報提供等を通じて、消費者の環境学習を促進する。

(2) 事業者の取組促進

- ① プラスチックごみ削減のためには、プラスチックのリサイクル技術の向上を図る必要があることから、先導的・効果的な循環ビジネスの事業化の検討やリサイクル施設等の整備を実施する企業に対して補助を行い、事業者の取組を支援する。
- ② 2020年7月に有料化が義務づけられたレジ袋について、「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の活用等により、市町村と連携し、レジ袋等の容器包装の発生抑制に係る事業者の取組を促進する。
- ③ 「ワンウェイ（使い捨て）プラスチックごみ削減取組表彰制度」により、事業者・団体の優秀取組を表彰することで、ワンウェイプラスチックごみ削減への関心を高めるとともに、取組を普及させることで、消費者、事業者、行政が一体となった取組を促進する。 新規取組
- ④ 2021年6月に成立した「プラスチック資源循環促進法」における事業者の責務等について周知、啓発を行い、ワンウェイプラスチック提供削減等の取組を促進する。 新規取組

(3) 市町村の取組促進

- ① 「プラスチック資源循環促進法」に基づき、市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集の実施を促進するための技術的支援を行う。 新規取組
- ② 国の地域環境保全対策費補助金を活用して、市町村が実施する海岸漂着物の回収・処理事業を促進する。

(4) 県の取組推進

- ① 本県では2020年1月に、ごみゼロ社会推進あいち県民会議が「あいちプラスチックごみゼロ宣言」を発表し、消費者、事業者、行政が一体となってプラスチックごみの削減に取り組むこととしていることから、消費者、事業者のプラスチック

クごみ削減に向けた意識を醸成するための施策を講じる。

- ② 県内 3 地点（伊勢湾、三河湾及び遠州灘）において、漂着ごみ組成調査を実施し、その実態把握を進める。
- ③ 空き缶等ごみの散乱防止に関する条例に定める「ごみ散乱防止強調週間（5月 30 日から 6 月 5 日まで）」の取組として、ポイ捨て防止の普及活動や清掃活動などを実施する。

トピックス

あいちプラスチックごみゼロ宣言

2020 年 1 月に開催したごみゼロ社会推進あいち県民大会において、プラスチックごみゼロに向けて、消費者、事業者、行政が一体となった取組を促進するため、3 つの柱のもと、具体的な 21 の取組を提示・推奨する宣言を発表した。

3 つの柱

「捨てない」	「減らそう」	「変（替）えよう」
ポイ捨ての防止	3R プラス 1 の徹底 リデュース、リユース、リサイクル+リフューズ	プラスチック代替製品の提供や利用



施策7 食品ロス削減の推進

多様な主体が連携し、食品ロス削減の取組を進めます

食品ロス削減については、第5章食品ロス削減推進計画に従って取組を進める。

第5章 愛知県食品ロス削減推進計画

1 計画の策定

(1) 策定の趣旨

まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の「食品ロス」が発生している。この食品ロスの問題については、2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標」いわゆるSDGsのターゲットの1つに、「2030年までに小売り・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。」ことが盛り込まれ、その削減が国際的にも重要な課題となっている。我が国においても食品ロスの年間発生量は約570万トンと推計され、そのうち約309万トンが食品製造業や外食産業等から、約261万トンが家庭から発生している。(2019年度推計 農林水産省・環境省)

このような食品ロスの発生は、食品そのものが無駄となるだけでなく、その生産から廃棄までに用いられた多くの資源やエネルギーの無駄にもつながる。食品ロスの削減により、こうした無駄を無くすることで、家計負担や廃棄物処理に係る地方公共団体の財政支出の軽減、さらにはCO₂排出量の削減による気候変動の抑制といった効果が期待できる。

食品ロスを削減していくためには、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。また、まだ食べができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことも重要となる。

本県では、2017年3月に「食品ロス削減に関する庁内連絡会議」を立ち上げ、関係部局間の協力により、全庁を挙げてこの問題に取り組んできたところである。また、2019年10月には、食品ロスの削減の推進に関する法律(以下「食品ロス削減推進法」という。)が施行され、2020年3月には、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)が閣議決定された。こうした状況を踏まえ、食品ロス削減の取組を着実なものとするため、「愛知県食品ロス削減推進計画」を策定し、消費者、事業者、関係団体、行政等が連携した取組を進めていく。

(2) 計画の位置付け

この計画は、食品ロス削減推進法第12条第1項の規定に基づき、都道府県が国的基本方針を踏まえて策定する「都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」(都道府県食品ロス削減推進計画)として位置付ける。

また、同法第12条第2項の規定に基づき、「あいち消費者安心プラン2024

(第三次愛知県消費者行政推進計画)」及び「あいち食育いきいきプラン 2025 (第4次愛知県食育推進計画)」等の関連計画と調和を図りながら、食品ロスの削減を進める。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、2022 年度から 2026 年度までの 5 年間とする。なお、今後の社会情勢の変化や食品ロスに関する制度の改正、施策の実施状況等に応じて、計画期間内であっても必要に応じ見直しを行う。

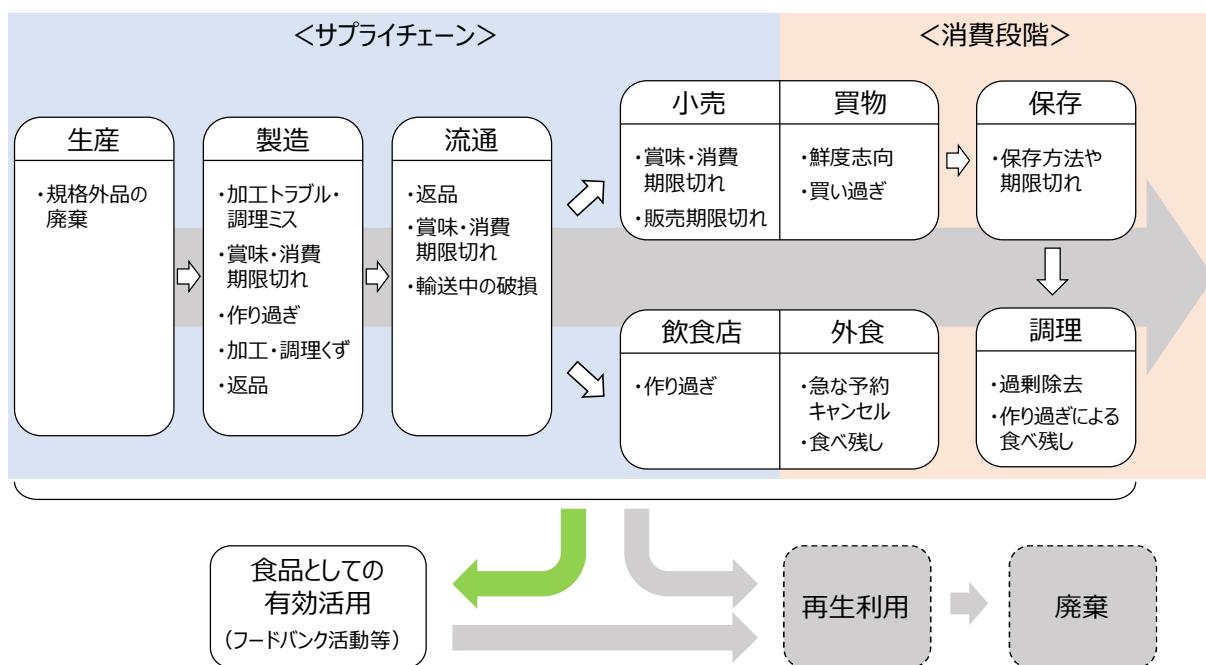
2 食品ロス発生の現況

(1) 食品ロスの発生要因

食品ロスは、食品のライフサイクルの中でも、生産、製造、流通、販売、消費といったあらゆる段階で発生しており、主な発生要因は、生産段階、製造段階における規格外品や見込み生産、流通段階では、「3分の1ルール※」を始めとする商慣習等による返品、販売段階では需要予測のズレ、消費段階では、食べ残しや作り過ぎ等である（図35）。

※食品の製造日から賞味期限までの期間を3等分し、最初の3分の1の期限までに食品製造事業者や卸売事業者が小売事業者に納品するという、食品流通業界における商慣習の一つ。期限内に納品できなかった商品は、ほかに販売できる先がない場合にはそのまま廃棄されることから、食品ロス発生の要因となっている。

図35 食品ロスの主な発生要因（フロー図）



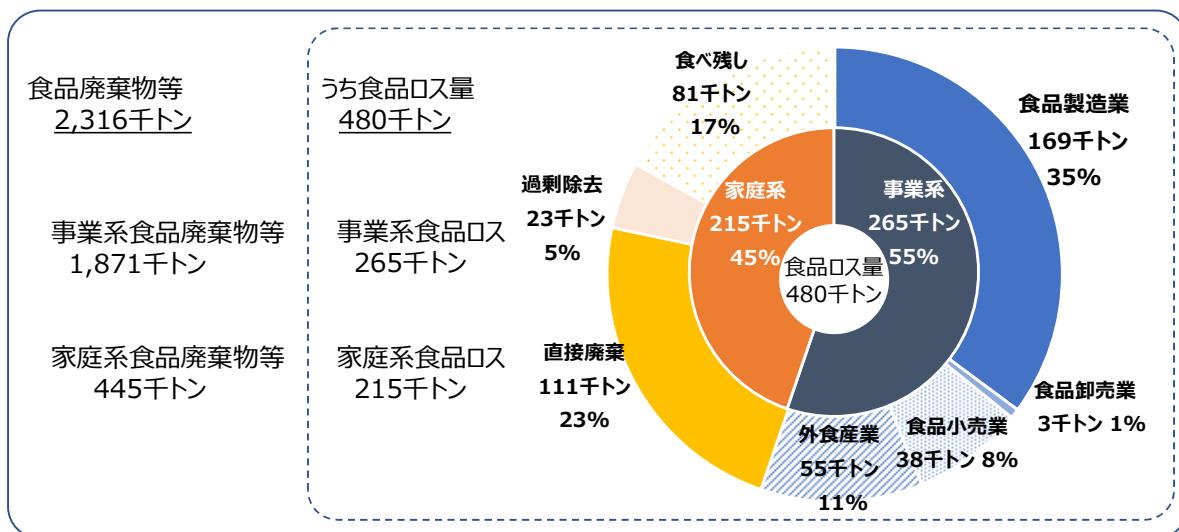
資料：令和2年版 消費者白書（消費者庁）より作成

(2) 食品ロスの現況（全体像）

県内の食品ロスの現状を把握するため、本県では、2019～2021年度に県内市町村と連携して食品ロス等の実態把握調査を実施しており、その結果等から食品ロス発生状況の推計を行った（図36）。

県全体では 年間 2,316 千トンの食品廃棄物等が排出され、そのうち 21%にあたる 480 千トンが食品ロスと推計された。また、県内で排出される食品ロスのうち、55%にあたる 265 千トンが食品関連事業者（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）からの排出（事業系食品ロス）であり、残りの 45%にあたる 215 千トンが家庭からの排出（家庭系食品ロス）である。

図 36 県内の食品ロスの発生状況（2019 年度）



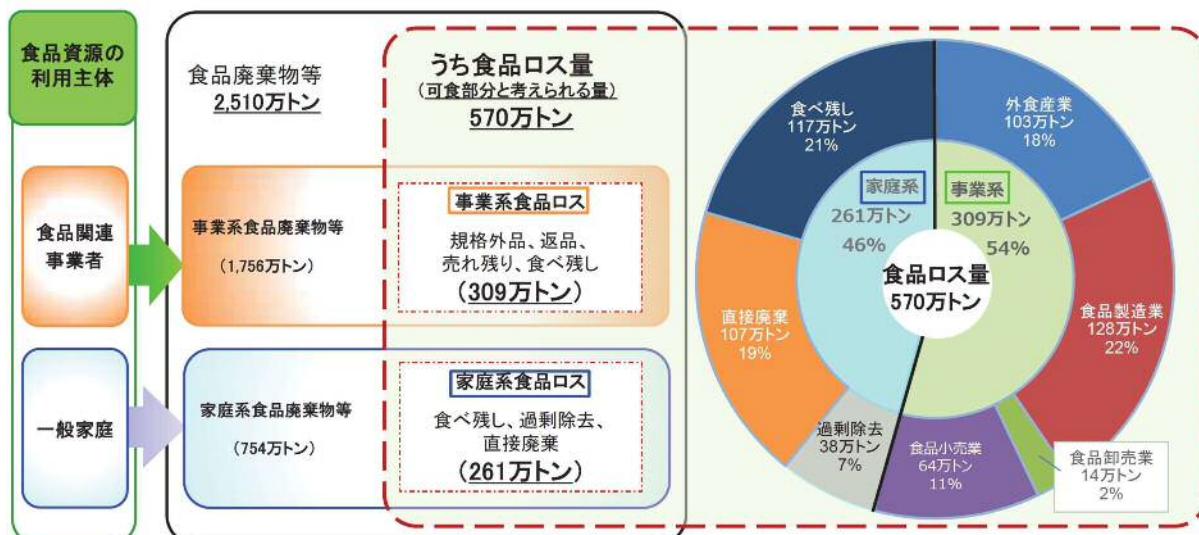
資料：愛知県

参考として全国の発生状況を以下に示す（図 37）。本県の食品ロスを全国と比較すると、事業系の排出割合がわずかに高く、特に食品製造業からの排出の占める割合が高い。

これは、本県が食品製造業（食料品製造業、飲料等製造業）が盛んな地域^{*}であることに起因すると考えられる。

^{*}県内食品製造業の製造品出荷額等は、2兆1,556億3千万円（2019年）で全国第4位（全国の5.5%）、特に生菓子、パン、めん類、ソースなどの生產品目において全国有数の出荷量である。

図 37 全国の食品ロスの発生状況（2019 年度）



資料：農林水産省及び環境省「令和元年度推計」

(3) 家庭系食品ロスの現況

ア 発生量

家庭系食品ロスの発生量については、県が 2019 年度に実施した県内 6 市（豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市及び豊田市）における家庭から排出される可燃ごみの組成調査（家庭系食品ロス量調査）結果と、名古屋市の独自調査の結果から推計を行った（表 14）。

県内の家庭系食品ロス量は 215 千トンであり、県民一人一日当たりに換算すると約 78g（食パン約 1 枚）となり、全国の推計値（約 56g）よりもやや多い結果となった。

表 14 愛知県における家庭系食品ロス量等（2019 年度：推計）

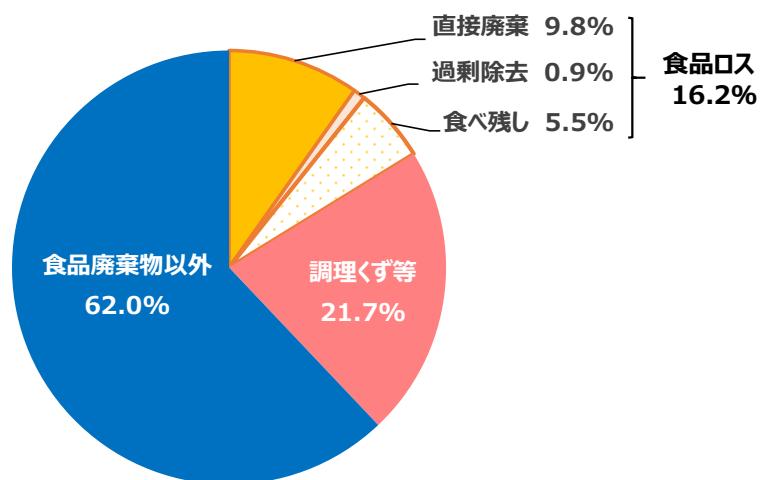
	愛知県	全国
生活系可燃ごみ収集量（千トン）	1,271	19,231 ^{*1}
うち食品廃棄物量（千トン）	445	7,536 ^{*2}
うち食品ロス量（千トン）	215	2,612 ^{*2}
食品廃棄物に対する食品ロス量の割合（%）	48.3	34.7
1人1日当たりの食品ロス量（g／人・日）	77.8	56.1

※1 令和元年度一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

※2 令和2年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査（環境省）

また、調査対象市における生活系可燃ごみの組成は、図 38 のとおりとなり、家庭系食品ロスは、生活系可燃ごみのうち約 6 分の 1 (16.2%) を占め、その内訳は、直接廃棄が最も多く、次いで食べ残し、過剰除去の順であった。

図 38 生活系可燃ごみの組成（調査市の平均）



※1 合計は、四捨五入のため一致していない。

※2 直接廃棄とは、賞味期限切れ等により使用・提供されず、手つかずのまま廃棄されたもの

※3 過剰除去とは、厚くむき過ぎた野菜の皮などの、過剰に除去された可食部分

※4 食べ残しとは、食卓にのぼった食品で、食べ切られずに廃棄されたもの

資料：愛知県

【参考】家庭系食品ロス量調査の詳細

<調査の概要>

- ア 実施時期：2019年8、9月（夏季）及び11、12月（冬季）
- イ 調査市：豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市及び豊田市
- ウ 方 法：環境省「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書」による
- エ 主な手順：
 - ・4つの代表的な地域（新興住宅地、既存市街地、集合住宅地及び農家地区）の家庭から排出される可燃ごみ（生活系可燃ごみ）を採取
 - ・各地域約100kgのごみ袋を開袋し、食品ロス等を計量

図39 調査の様子



<調査結果>

- 各市の生活系可燃ごみに含まれる食品ロスの割合は、14.3%～18.8%であった。（表15）
- いずれの市においても直接廃棄が最も多く、次いで食べ残し、過剰除去の順であった。（表15）
- 各地域別では、集合住宅地が最も多く17.3%、既存市街地が最も少なく15.7%であった。（表16）
- また、夏季と冬季の調査結果を比較すると、夏季15.5%、冬季17.1%であり、冬季においては、夏季に比べ過剰除去及び食べ残しの割合が高い結果となった。（表17）

表 15 調査市別の結果（調査した生活系可燃ごみに対する食品ロス等の割合）

(単位 : %)

分類項目	春日井	一宮	豊田	半田	岡崎	豊橋	平均
直接廃棄※ ¹	12.1	10.3	10.6	8.7	9.0	8.2	9.8
過剰除去※ ²	0.8	1.1	1.3	0.9	0.8	0.7	0.9
食べ残し※ ³	5.9	4.8	5.3	7.0	4.8	5.4	5.5
食品ロス計	18.8	16.2	17.2	16.6	14.6	14.3	16.2
調理くず等	24.0	21.8	20.7	23.4	18.9	21.4	21.7
食品廃棄物計※ ⁴	42.8	38.0	37.9	40.0	33.5	35.7	38.0
食品廃棄物以外	57.2	62.0	62.1	60.0	66.5	64.3	62.0

※1 直接廃棄とは、賞味期限切れ等により使用・提供されず、手つかずのまま廃棄されたもの

※2 過剰除去とは、厚くむき過ぎた野菜の皮などの、過剰に除去された可食部分

※3 食べ残しとは、食卓にのぼった食品で、食べ切られずに廃棄されたもの

※4 合計は、四捨五入のため一致していない。

表 16 地域別の結果

(単位 : %)

分類項目	新興住宅地	既存市街地	集合住宅地	農家地区
直接廃棄	9.9	9.9	9.8	9.6
過剰除去	0.7	0.9	1.1	1.0
食べ残し	5.5	4.9	6.4	5.3
食品ロス計	16.1	15.7	17.3	15.9
調理くず等	21.6	20.5	21.5	23.2
食品廃棄物計	37.7	36.2	38.8	39.1
食品廃棄物以外	62.3	63.8	61.2	60.9

表 17 季節別の結果

(単位 : %)

分類項目	夏季	冬季
直接廃棄	10.4	9.2
過剰除去	0.3	1.6
食べ残し	4.8	6.3
食品ロス計	15.5	17.1
調理くず等	20.1	23.2
食品廃棄物計	35.6	40.3
食品廃棄物以外	64.4	59.7

図 40 家庭から排出された食品ロス（直接廃棄）

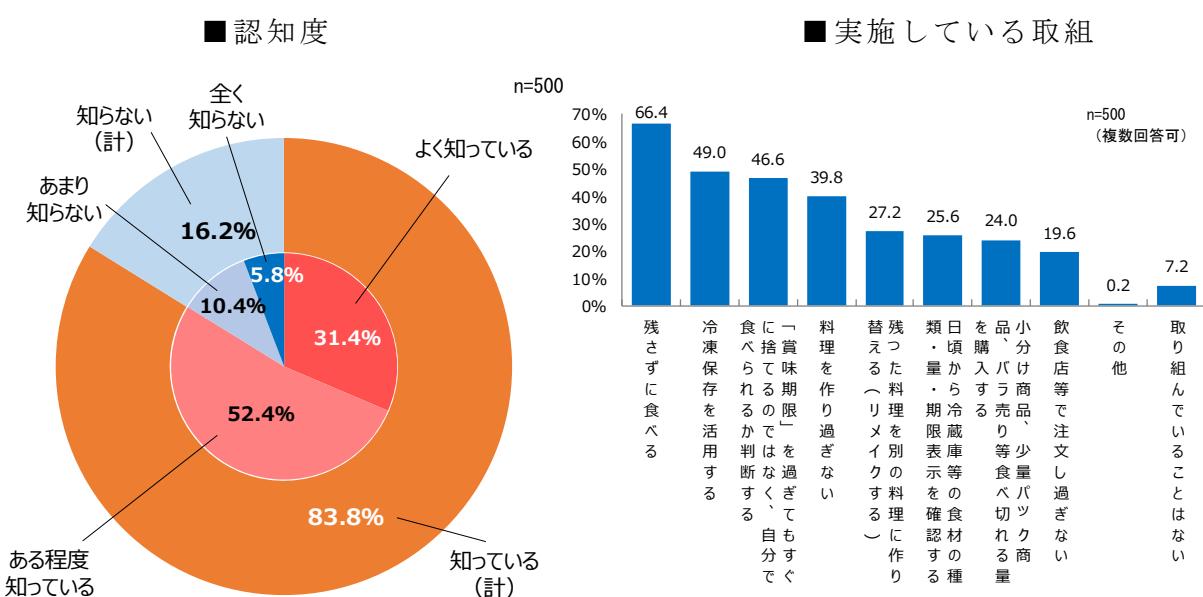


イ 県民意識

本県が 2020 年度に実施した県民アンケート調査結果では、食品ロスについての認知度（「よく知っている」及び「ある程度知っている」の割合）は 83.8% であり、県民の 92.8% が食品ロスを減らすための何らかの取り組みを行っていた（図 41）。

これらの結果から、食品ロス問題を認知して削減に取り組んでいる県民の割合を集計したところ 82.6% となり、全国の 76.6%（2020 年度、消費者庁調べ）と比べ高い状況であった。

図 41 県民の食品ロスに対する認知度及び削減取組状況



資料：環境に関するアンケート調査結果（愛知県）

ウ 課題

県内の食品ロスの約 4 割は家庭からの発生であり、県民一人一人が食品ロスに関する問題意識を持ち、削減の取組を進める必要がある。具体的には、買い物時に事前に家にある食材をチェックし不必要なものを買わない、食品の保存方法を工夫する、食材や調理方法についての正しい知識を身に着け、無駄なくおいしく食材を使いきるといったように、日常生活の中でできることから行動に移していくことが重要である。

このため、現状でも比較的高い水準にある食品ロスに関する県民意識を生かし、適切な情報発信や普及啓発活動により、さらなる削減を促進する必要がある。

(4) 事業系食品ロスの現況

ア 発生量

事業系食品ロスの発生量については、県が 2020 年度に実施した食品関連事業所（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）対象のアンケート調査（事業系食品ロス量調査）結果と、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物量の国への定期報告結果等を踏まえ推計を行った（表 18）。

県内の事業系食品ロス量は 265 千トンであり、内訳は食品製造業で最も多く、次いで外食産業、食品小売業、食品卸売業の順であり、全国よりも食品製造業の占める割合が高い（愛知県：64%、全国：41%）。

表 18 愛知県における事業系食品ロス量等（推計）

区分	愛知県（2019 年度）			全国（2019 年度）		
	食品廃棄物量 (千トン)	食品ロス量 (千トン)	食品廃棄物に対する食品ロスの割合 (%)	食品廃棄物量 (千トン)	食品ロス量 (千トン)	食品廃棄物に対する食品ロスの割合 (%)
合計	1,871	265	14%	17,556	3,090	18%
食品製造業	1,652	169	10%	14,224	1,280	9%
食品卸売業	7	3	42%	247	140	57%
食品小売業	74	38	52%	1,185	640	54%
外食産業	139	55	40%	1,900	1,030	54%

資料：愛知県（愛知県分）、農林水産省（全国分）

イ 発生要因

業種別の食品ロスの発生要因について、アンケート調査結果から、回答が多かったものを挙げると、食品製造業では「製造工程における原材料端材」が約 52%、食品卸売業では「納品期限の切れた商品（売れ残り商品）」と「入荷後の傷み等により食用にならない原材料等」がともに約 44%、食品小売業では「販売期限切れの商品」が約 92%、外食産業では「お客様の食べ残し」が約 89%となっていた（表 19）

表 19 事業系食品ロスの発生要因 (n=492、複数回答)

要因	業種					
	食品 製造業 (n=166)	食品 卸売業 (n=18)	食品 小売業 (n=164)	外食産業 (n=144)	宿泊業 (n=18)	飲食店、持ち 帰り、その他 (n=126)
原材料仕入れ過程	入荷後の傷み等により食用にならない原材 料等	26.5%	44.4%	50.6%	31.9%	27.8% 32.5%
	過剰発注等の発注ミス	19.3%	22.2%	49.4%	16.7%	5.6% 18.3%
	規格外農産物等	8.4%	22.2%	23.8%	3.5%	0.0% 4.0%
製造・調理過程	製造工程における原材料端材(パンの耳 等)	52.4%	11.1%	60.4%	25.0%	27.8% 24.6%
	見込み生産等による作りすぎなど、需要予 測ミスによる廃棄	31.9%	22.2%	68.3%	29.9%	33.3% 29.4%
	試作品・サンプル品	45.8%	11.1%	17.7%	18.1%	16.7% 18.3%
	返品、不良品(パッケージの印刷ミス等)	42.2%	22.2%	37.2%	2.8%	0.0% 3.2%
	設備の操作ミスによるロス	42.8%	5.6%	4.9%	6.3%	0.0% 7.1%
	立ち上がりロス等の設備に起因するロス ^{※1}	42.2%	5.6%	6.7%	1.4%	0.0% 1.6%
輸送・卸 売・保管過 程	発酵残渣、抽出残渣等のうち食用にできる もの(おから、日本酒の酒粕等)	7.2%	0.0%	1.2%	0.7%	0.0% 0.8%
	事故品(輸送中のパッケージ破損、保管中 の異物混入等で回収したものなど)	21.7%	27.8%	28.0%	3.5%	0.0% 4.0%
	納品期限の切れた商品(売れ残り商品)	18.7%	44.4%	7.9%	5.6%	0.0% 6.3%
小売過程	販売期限切れの商品(生鮮品、弁当・日配 品、加工食品等)	16.3%	33.3%	91.5%	21.5%	22.2% 21.4%
	仕入れた材料の使い残し	9.0%	5.6%	34.1%	18.8%	16.7% 19.0%
	事故品(異物混入等で回収したもの)	12.0%	11.1%	30.5%	8.3%	5.6% 8.7%
飲食物の 調理・提供	お客様の食べ残し	4.8%	0.0%	15.9%	88.9%	88.9% 88.9%
	事前の作り過ぎなど、需要予測ミスによる廃 棄	7.8%	5.6%	34.1%	58.3%	55.6% 58.7%
	試作品・サンプル品(食品衛生対応を含む)	9.0%	5.6%	11.6%	20.8%	44.4% 17.5%
その他	その他 ^{※2}	6.0%	5.6%	2.4%	3.5%	5.6% 3.2%

※1 運転開始・終了時のロスなど。操作ミス以外によるロス

※2 設備の清掃時に発生する食品ロス、契約により入荷量が固定されていることによるロス等

資料：事業系食品ロス量調査結果（愛知県）

ウ 事業者の取組状況

アンケート調査結果における、県内事業者の食品廃棄物や食品ロス削減に向けた取組への関心度は、「関心がある(非常に関心がある+やや関心がある)」が約71%であり、実際に約72%の事業者が何らかの取組を実施している(図42)。

一方で、取組を実施していない事業者にその理由を確認したところ、「知識・情報の不足」や「どのように取り組めばよいかわからない」といった回答が多く、食品ロス削減のノウハウの不足が主な理由となっていた(図42)。

また、比較的多くの事業者が取組を実施している一方で、事業者による食品ロス削減に向けた取組が行われていると感じる県民の割合は、約51%にとどまっていた(図43)。

図 42 食品廃棄物・食品ロス削減に向けた取組状況等

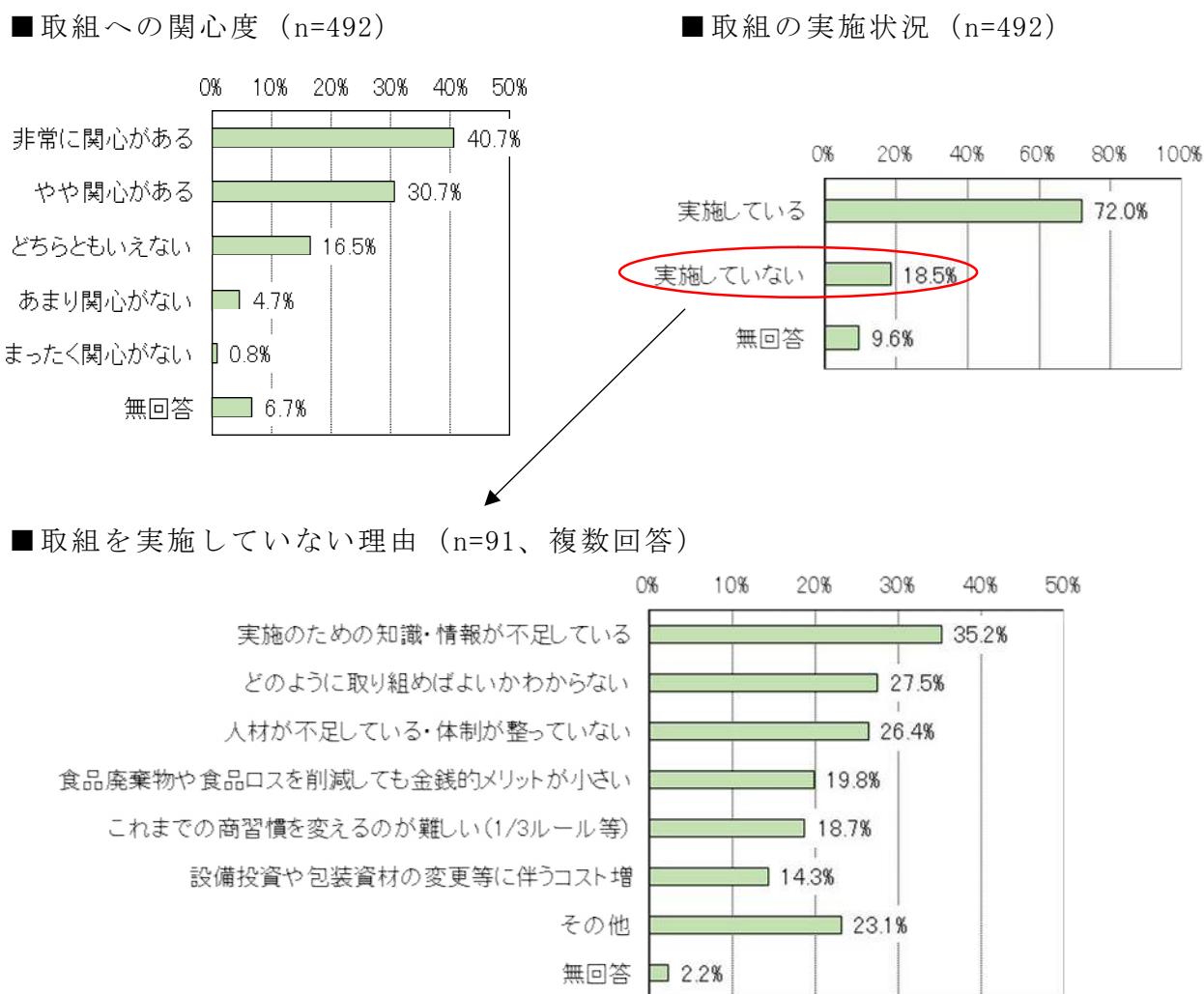
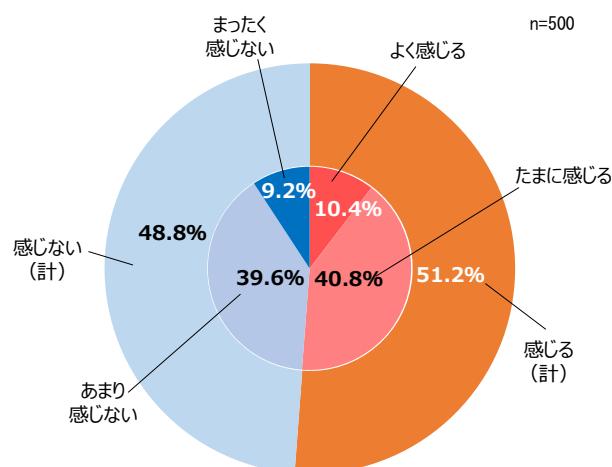


図 43 事業者による食品ロス削減に向けた取組が行われていると感じる県民の割合



資料：環境に関するアンケート調査結果（愛知県）

工 課題

事業系食品ロス削減に向けては、各事業者がその業態に応じて、食品の無駄のない利用や適正管理、食品ロスの削減につながる商品開発等に取り組むだけでなく、サプライチェーン全体でも、厳しい納品期限（3分の1ルール等）といった商慣習の見直しや適正な需要予測に基づく製造、仕入れ、提供の推進に取り組まなければならない（表20）。そのため、先進的な事業者の取組事例の発信・共有等により、食品関連産業全体の取組を促進する必要がある。

一方で、食品小売業や外食産業における食品ロスの発生要因は、消費者の意識に起因するものも多く、消費者に対しても過度な鮮度志向や賞味期限への理解不足の解消、外食時の食べ残し削減のための食べきり・持ち帰りの推奨といった意識啓発に取り組む必要がある。

また、事業者の取組に対する県民の認知度は高くない現状であり、今後、事業者の課題や取組を消費者である県民に対しても発信することで、県民側も事業系食品ロスの発生と自身の行動とのつながりについての理解を深め、問題意識を共有し、社会全体で削減の取組を加速することができると考えられる。

表20 食品ロス削減のための事業者の取組例

業種共通	商慣習見直し（返品・過剰在庫削減）、 余剰食品のフードバンク寄付、需要予測精度向上
食品製造業	賞味期限延長・年月表示化、過剰生産の防止
食品卸売 ・小売業	売り切り、配送時の汚・破損削減、小容量販売、バラ売り
外食産業	調理ロス削減、食べきり運動の呼びかけ、提供サイズの調整、 ドギーバッグ等での持ち帰りへの協力

資料：食品ロスポータルサイト（環境省）より作成

【参考】アンケート調査（事業系食品ロス量調査）の概要

- 調査期間：2020年11月上旬～12月上旬
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 調査対象等：愛知県内の食品関連事業者（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業（宿泊業と飲食店、持ち帰り、その他の2業種））約6万事業所から業種や事業規模を考慮して抽出した2,679事業所に調査票を配布し、702事業所から回答（回収率：26.2%、業種別の回答状況は表21のとおり。）
- 主な調査項目：食品廃棄物、食品ロス等の排出の有無、平均的排出状況、食品ロスの発生要因、削減の取組への関心度、実施状況 等

表21 調査対象及び回答状況

業種	産業中分類	合計		
		配布数	回収数	回収率
食品 製造業	食料品製造業	576	214	37.2%
	飲料等製造業（清涼飲料製造業、酒類製造業、茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）のみ）			
食品 卸売業	各種商品卸売業	241	71	29.5%
	飲食料品卸売業			
食品 小売業	各種商品小売業	686	200	29.2%
	飲食料品小売業			
	無店舗小売業			
外食 産業	宿泊業	116	28	24.1%
	飲食店	1,060	189	17.8%
	持ち帰り・配達飲食サービス業			
	その他の生活関連サービス業			
合計		2,679	702	26.2%

3 計画の目標

本計画では、国の目標を踏まえ、食品ロスの削減目標及び食品ロスに対する消費者意識についての目標を設定し、取組を推進する。

(1) 食品ロスの削減目標

食品ロスの削減について、国はSDGsの目標を踏まえ、家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画」(2018年6月閣議決定)、事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」(2019年7月公表)において、共に2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させることとしている。

このような国の目標を踏まえ、2030年度までに県内で発生する食品ロス量を2000年度比で半減させることを将来目標とした上で、計画期間における目標として2026年度の目標量を設定し、取組を推進する(表22)。

表22 食品ロスの削減目標

	参考値 (2000年度)	現状 (2019年度)	目標 (2026年度)	将来目標 (2030年度)
食品ロス 発生量	825千トン	480千トン	433千トン	413千トン [2000年度比50%削減]
家庭系	356千トン	215千トン	189千トン	178千トン
事業系	469千トン	265千トン	244千トン	235千トン

(2) 県民意識の目標

国は食品ロスに対する消費者意識について、「第4次食育推進基本計画」(2021年3月公表)において、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を2025年度までに80%とする目標を掲げている。

2020年度に本県が実施したアンケート調査(P73参照)では、県内の割合は82.6%となっており、既に国の目標値を達成している状況である。このため、国を上回る目標として、2026年度には85%を目指す(表23)。

表23 県民意識の目標

	現状 (2020年度)	目標 (2026年度)
食品ロス問題を認知して 削減に取り組む消費者の割合	82.6%	85%

4 施策の展開

食品ロスの削減にあたっては、食品の生産から、製造、販売、消費に至る一連の過程において、関連する多様な主体が自らの「役割と行動」を理解し、連携して取組を進めることが重要である。

消費者、事業者を問わず、食べ物を無駄にしないという意識の定着を図り、食品ロスの発生抑制と、食品としての有効活用の取組を進めた上で、どうしても発生してしまう食品廃棄物については、再生利用（飼料化、肥料化、その他）を促進する必要があり、このような視点に基づき施策を展開する。

（1）教育及び学習の振興、普及啓発等

県民が、それぞれの立場で食品ロスの削減に自発的に取り組むことができるよう、その重要性について理解と関心を深めるための教育や普及啓発の施策を、エシカル消費や食育に関する取組とも連携しながら推進する。

① 食品ロスを減らすためのポイント、知識について、普及啓発資材や環境に関するイベント、Web ページ等により、広く県民に啓発する。

＜具体的な取組＞

- ・「愛知県食品ロス削減サイト」による情報発信
- ・食品ロス削減に関するポスターの作成・配布
- ・食品ロス削減啓発イベント等の開催、関連イベントへの啓発ブースの出展
- ・3 R 啓発リーフレット「減らそうごみ 進めよう 3 R」の作成

トピックス

家庭の食品ロスを減らすためにできること

家庭からの食品ロス削減のために、日々の暮らしの中で実践できることは多くあります。県では、以下のような削減のポイントについて、Web ページ等により啓発を行っています。

○買い物時の取組

買い過ぎは食品ロスの出発点です。必要なものを買うようにしましょう。

1 事前に冷蔵庫内などをチェック

メモ書きや携帯・スマホで撮影した画像が有効です。最終ページのチェック表もご活用ください。

2 食品購入は必要なときに必要な量だけ

- 食品ロスが多いのは野菜などの生鮮食品
- 調理する分量に応じて少量パックやバラ売りを利用

3 手前に陳列されている食品をチョイス

家庭での利用予定に照らして消費期限を確認しましょう。

4 ローリングストックの実践

非常食等を定期的に飲食し、使用的した分を補充する備蓄方法。いつの間にか賞味期限が切れている、といったことを防ぐことができます。

5 賞味期限と消費期限の違いを理解する

賞味期限 おいしく食べられる期限。
この期限が過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではありません。見た目や臭いで個別に判断してください。

消費期限 食べても安全な期限。
この期限が過ぎたものは食べない方が安全です。

いずれも開封していない状態で、表示されている保存方法で保存した場合の期限が表示されています。

劣化が比較的遅いもの（日持ちする商品）
早く悪くなるもの（傷みやすい食品）
期限をすぎたら食べないほうがよい期限
消費期限 賞味期限 製造日からの日数
おいしく食べることができる期限
まだ食べられる

資料:農林水産省

○調理時の取組

生産者や食材に感謝の気持ちを持って上手に調理し、残さずいただきましょう。

1 残っている食材から使う

「いつか食べる」食品は食品ロス予備軍です。

2 野菜や果物の皮も調理の仕方次第では食材に

生ごみは減って、栄養は増えます。

3 食材を上手に食べける

定期的に冷蔵庫や収納庫を整理する日を決めましょう。

4 余った料理を別の料理にアレンジ

料理レシピサイト「クックパッド」内の「消費者庁のキッチン」に使い切り・リメイクレシピが多数掲載されています。

料理レシピサイト「クックパッド」内の「消費者庁のキッチン」に使い切り・リメイクレシピが多数掲載されています。

消費者庁 キッチン 検索

② 食品ロス削減環境学習プログラムの活用等により、食品ロスに関する理解と実践を促すための環境学習や学校教育を推進する。

＜具体的な取組＞

- ・食品ロスに関する環境学習プログラムの普及
- ・環境学習副読本「わたしたちと環境」の作成と学校への配付
- ・あいち環境学習プラザにおける環境学習の実施
- ・あいち eco ティーチャーの活用
- ・「学校食育推進の手引」、「学校給食の管理と指導」の作成と学校への配付
- ・担任、栄養教諭や管理職などによる食に関する指導

トピックス

食品ロス削減環境学習プログラム

愛知県では食品ロスを減らすため、小学校の授業等で利用できる学習プログラム「学ぼう！へらそう！『食品ロス』～大切な食べものを、おいしく食べるために～」(小学生（中・高学年程度）対象)を作成しています。

この学習プログラムは、子どもが親しみやすいよう、動画やすごろくを通して楽しく学ぶことができるものとなっており、環境学習実施者向けの指導者用マニュアルも作成していますので、様々な環境学習の機会に活用可能です。

教材および指導者用マニュアルは、県から貸し出しを行うとともに、県の Web ページ「愛知県食品ロス削減サイト」からもダウンロードできます。

図 環境学習プログラムと授業での活用の様子



③ 人や社会、地域、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費する「エシカル消費」の普及啓発と連動した啓発活動を行う。

＜具体的な取組＞

- ・消費生活情報「あいち暮らしつく」による情報発信
- ・消費生活情報サイト「あいち暮らし WEB」による情報発信
- ・SNSによる情報発信
- ・エシカル消費ポータルサイト「私が変わる 未来を変える 『エシカル×あいち』」による情報発信
- ・エシカル消費普及啓発イベント等の開催

④ 「あいち食育いきいきプラン 2025(第4次愛知県食育推進計画)」に基づく、食を通じて環境に優しい暮らしを築く取組の一つとして、積極的に食品ロス削減に取り組むための普及啓発を行う。

＜具体的取組＞

- ・Web サイト「食育ネットあいち」による情報発信
- ・パンフレット「あいちエコ食スタイル今日から始める 20tips」の配布
- ・「あいち食育いきいきレポート」による情報発信

(2) 情報の収集及び提供、食品関連事業者等の取組に対する支援

食品関連事業者等が実施する、食品の生産、製造、販売等の各段階において発生している食品ロス削減のための取組事例の発信・共有や、各種報告等を通じた指導等により事業者の取組を促進する。

① 事業者等の先進的な取組や優良事例に関する情報を収集し、Web ページでの発信やイベントでの事例発表等により横展開を促進する。

＜具体的な取組＞

- ・「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の課題別部会や食品ロス削減イベントにおける取組事例発表やセミナー・相談会などの実施
- ・食品ロス削減に積極的に取り組む事業者の情報を収集し、取組を Web ページ等で発信
- ・需要予測の高度化や、フードシェアリング等の新たなビジネスを含めた ICT、AI 等の新技術の活用による食品ロス削減の取組に関する情報発信

② 食品廃棄物の適正処理と併せた食品ロス削減の指導や、各種報告等を通じた働きかけ及び技術指導等により、事業者の取組促進を図る。

＜具体的な取組＞

- ・多量排出事業者における産業廃棄物処理計画書の作成指導
- ・食品廃棄物排出事業者向けリーフレットの配布
- ・食品製造事業者への技術指導の実施
- ・食品製造におけるロスの削減にもつながる H A C C P* の優れた手法を利用

した衛生管理システムの新規営業者への導入支援及び既存営業者への実施状況の確認

※Hazard Analysis and Critical Control Point：最終製品の検査によって安全性を保証しようとするのではなく、製造における重要な工程を連続的に管理することによって、ひとつひとつの製品の安全性を保証しようとする衛生管理の手法

さんまるいちまる

- ③ 外食産業関連事業者と連携した忘年会・新年会シーズンにおける「3010 運動」の推進など、食品関連事業者と連携して消費者に対する啓発等を推進する。
- ＜具体的な取組＞
- ・ 3010 運動推進キャンペーンの実施
 - ・ 適切な購買行動や外食時の食品ロスを削減するための取組の情報発信

トピックス

外食時の食品ロスを減らすためにできること

外食産業における食品ロスの発生の多くは、消費者の食べ残しによるものと考えられます（P75 参照）。外食時の食べ残しを減らすための取組を紹介します。

さんまるいちまる

○ 3010 運動

愛知県では、宴会時に乾杯後 30 分と終了前 10 分を離席せずに食べ残しを減らす「3010 運動」について呼びかけています。

準備 参加者の性別・年齢・好み等を確認して、適量を注文してください。



○食べきれなかった料理の持ち帰り

外食時にどうしても食べきれなかった料理を持ち帰り、家庭で食べきることができれば食品ロスの削減につながります。

米国では、「ドギーバッグ」※と呼ばれる持ち帰りのための容器が一般的に使われていますが、提供後に時間が経過した料理の取扱いには、食品衛生の観点から十分に配慮する必要があります。

国は消費者の自己責任による持ち帰りについて、「mottECO(モッテコ)」というネーミングとロゴを作成し、持ち帰り時の注意事項と合わせて、普及に取り組んでいます。

※元々は、客が、飼っている犬に食べさせるためと（言い訳をして）持ち帰ったことが、名前の由来。

まずは、おいしく、適量を、残さず、食べきりましょう
●食べきれなかった料理を「お持ち帰りする」お客様へ●

「お持ち帰り」は、飲食店の方の説明をよく聞いて
食中毒のリスクなどを十分に理解した上で行ってください
「お持ち帰りする」料理は
**安全においしく召し上がっていただく為に
ご自身でしっかり管理をお願いします**

mottECO

安全においしくいただくためのお約束

- 1 持ち帰りは、十分に加熱された食品で、帰宅後に再加熱ができるものを選び、食べきれる量を考えて行いましょう
- 2 料理は、暖かい所に置かないようにしましょう
- 3 自身で料理を詰める場合は、手を清潔に洗ってから、清潔な容器に清潔な箸などを使って入れましょう水分はできるだけ切り、早く冷えるように浅い容器に小分けしましょう
- 4 時間が経過すると食中毒のリスクが高まるので、帰宅までに時間がかかる場合は、持ち帰りはやめましょう持ち帰った料理は、帰宅後できるだけ速やかに食べるようしましょう
- 5 中心部まで十分に再加熱してから食べましょう
- 6 見た目やにおいなどが、少しでも怪しいと思ったら、口に入るのはやめましょう

食品ロス削減にご協力
ありがとうございます

環境省 消費者庁 厚生労働省 農林水産省

私たちは持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています

食品ロスについて
食品ロスポータルサイトへ

資料：環境省

(3) 表彰

事業者、団体による資源循環や環境負荷低減（食品ロスの削減も含む）を促進するため、ものづくり愛知として優れた技術・事業及び活動・教育の取組を表彰する「愛知環境賞」を実施し、事業者等へのインセンティブを与えるとともに、国の表彰制度である「食品ロス削減推進大賞」なども活用し、県民に取組の重要性を発信する。

＜具体的な取組＞

- ・愛知環境賞の実施
- ・国の表彰制度の発信

(4) 実態調査及び調査・研究の推進

県内の家庭系及び事業系食品ロスの排出実態把握調査や県民意識調査を定期的に実施し、その成果を発信する。

＜具体的な取組＞

- ・家庭系及び事業系食品ロスの排出実態調査の実施
- ・食品ロスに関する県民意識調査の実施

(5) 未利用食品等を提供するための活動の支援等

品質に問題がないものの廃棄されそうな食品を、生活困窮者等の食品を必要とする人や施設に届け、有効活用するフードバンク活動は、貧困対策や被災地支援等様々な社会課題の解決に向けた意義のある取組であるだけでなく、食品ロスの削減にもつながる。このような活動を支援するとともに、その活動を広く紹介し県民の理解を促進する。

また、様々な機関・団体や各種イベントにおいて、家庭で余っている食品を集め、フードバンク団体等に寄付するフードドライブについても県内での実施を促進する。

＜具体的な取組＞

- ・生活困窮者の自立支援を促すため、フードバンクと連携し、緊急的に食料を必要とする方への支援の実施
- ・民間企業からフードバンクへの食料提供等に対する支援の実施
- ・フードバンク活動に関する情報発信
- ・県主催イベント等でのフードドライブの実施や、県内におけるフードドライブの実施支援
- ・県の災害用備蓄食料更新時には、フードバンク団体等への提供を行うとともに、市町村や事業者においても同様の取組を促進

(6) 食品廃棄物の再生利用の促進

食品ロスの発生抑制と、食品としての有効活用の取組を進めた上で、どうしても発生してしまう食品廃棄物については、再生利用（飼料化、肥料化、その他）を促進する。

<具体的な取組>

- ・次期あいち地域循環圏形成プランに基づき、バイオマス資源の一つである食品廃棄物を活用した循環ビジネスの支援
- ・「循環型社会形成推進事業費補助金」により、先導的・効果的な循環ビジネスの事業化の検討、リサイクル設備等の整備を実施する事業者に対して補助を実施

(7) 市町村の取組促進

食品ロスの削減にあたっては、県民に最も身近な地方公共団体である市町村の役割が大きいことから、市町村における取組に対する積極的な支援を行う。

<具体的な取組>

- ・市町村における食品ロス削減推進計画の策定促進のため、技術的な支援等を検討
- ・市町村の取組状況を把握し、市町村が実施する特に先導的・効果的な施策については、当該市町村と協力して県内全体への展開促進

5 計画の推進

食品ロスは消費者及び事業者の双方から発生しており、サプライチェーン全体で取り組む必要がある。

本計画を円滑に推進していくためには、県民（消費者）、事業者、関係団体、行政等の関係者が食品ロス削減の必要性を認識した上で、それぞれに期待される役割と行動を理解し、それぞれの立場で取り組むこと、協力しながら取り組むことをできることから着実に進めていくことが重要である。

（1）各主体に求められる役割と行動

ア 県民（消費者）

- ・食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深める。
- ・日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて理解する。
- ・期限間近商品の優先購入や食材の使い切り・食べ切りなど、身近な食品ロス削減のための行動を実践する。
- ・食品ロスの削減に取り組む事業者の商品、店舗を積極的に利用する。
- ・未利用食品の譲り合いやフードバンクや子ども食堂等への寄付等を行う。
- ・事業者や行政が行う食品ロス削減のための取組の理解・協力に努める。

イ 事業者

①事業者（食品関連事業者、農林漁業者以外の事業者を含む）の共通事項

- ・食品ロスの状況と、その削減の必要性についての理解を深め、社員等への啓発を行う。
- ・災害用備蓄食料の有効活用に努める（フードバンクへの提供等）。

②食品関連事業者・農林漁業者の共通事項

- ・サプライチェーン全体での食品ロスの状況と、その削減の必要性についての理解を深める。
- ・消費者に対し、自らの取組に関する情報提供や啓発を行い、社会全体で食品ロス削減が推進されるよう努める。
- ・事業活動の中で発生する食品ロスを把握し、削減に努める。
- ・県や市町村等が実施する食品ロス削減に関する施策に積極的に協力する。
- ・未利用食品を提供するための活動（フードバンク）とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行う。
- ・フードシェアリングの活用等による売り切りの工夫を行う。
- ・やむを得ず発生する食品廃棄物については、飼料や肥料への利用等の再生利用に努める。

③食品製造業者

- ・食品原料の無駄のない利用や、製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持に努める。
- ・食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組む（その際、容器包装のプラスチック資源循環の推

進も考慮する)。また、年月表示化など賞味期限表示の大括り化に取り組む。

- ・食品小売業者と連携し、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等により、サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する適正受注を推進する。
- ・消費実態に合わせた容量の適正化を図る。
- ・製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等について有効活用を促進する。

④食品卸売・小売業者

- ・サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しい納品期限（3分の1ルール等）の緩和や、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等による適正発注の推進等の商慣習の見直しに取り組む。
- ・天候や日取り（曜日）などを考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫をする。また、季節商品については予約制とする等、需要に応じた販売を行うための工夫をする。
- ・賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売り切るための取組（値引き・ポイント付与等）を行う。小分け販売や少量販売など消費者が使い切りやすい工夫を行う。

⑤外食事業者

- ・天候や日取り（曜日）、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等の工夫をする。
- ・消費者が食べきれる量を選択できる仕組み（小盛り・小分けメニューや、要望に応じた量の調整等）を導入する。
- ・おいしい食べきりを呼び掛ける「3010運動」等の取組を行う。
- ・消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で、持ち帰り用容器による残った料理の持ち帰りをできることとし、その旨分かりやすい情報提供を行う。

⑥農林漁業者

- ・規格外や未利用の農林水産物の有効活用を促進する。

ウ 民間団体（消費者団体やNPOなど）

- ・自らの知見やネットワーク等を活用し、県や市町村、事業者等と連携しながら、食品ロス削減に関する取組や普及啓発に努める。

エ 県及び市町村

①県及び市町村の共通事項

- ・普及啓発を始めとする食品ロス削減に関する施策を実施する。
- ・自ら率先して食品ロス削減に向けた取組を実践する。
- ・消費者や事業者、民間団体等の取組を積極的に支援する。
- ・災害時用備蓄食料の有効活用に努める。

②県

- ・本計画に基づき、関係者との連携を進め、全県的な食品ロス削減運動推進のための施策を展開する。
- ・定期的に県内の食品ロスの発生状況を把握し、取組の成果を検証し、施策の見直しを行うなど、計画の着実な推進に努める。

③市町村

- ・国の基本方針や本計画を踏まえ、当該市町村の域内における食品ロス等の削減に関する計画の策定に努める。
- ・地域住民等に対する食品ロス削減に関する普及啓発や各種施策を実施する。
- ・地域住民等の取組に対する積極的な支援に努める。

（2）推進体制

本県主体の取組については、庁内関係課で構成する「食品ロス削減に関する庁内連絡会議」により取組の進捗状況を把握、共有し、成果の検証を行うことで、さらなる取組を推進する。

また、県内の市町村、消費者団体、事業者団体等で構成する「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」や、全国の自治体で構成する「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」等と連携・協同して取組を推進する。

第6章 廃棄物処理計画の推進

本計画を円滑に推進していくためには、県民、事業者、行政等の関係者が、適切な役割分担のもと、積極的な取組を実施することが重要である。このため、県としては、それぞれの関係主体に、自らの責務・役割を認識してもらい、相互の連携体制の強化に資する取組に努める。

1 各主体の責務・役割

(1) 県民

県民は、自らがごみの排出者であり、環境へ負荷をかけているという責任を有しているとともに、循環型の社会をつくる担い手でもあることを自覚し、環境への負荷を低減したライフスタイルへと転換を図っていくことが求められている。

また、ごみ問題だけではなく、環境負荷の低減に対する关心と理解を深め、循環型の社会づくりを推進する取組に積極的に参加・協力することが必要である。

○主な具体的行動

- ・買物時には、マイバッグ（買物袋）を持参し、詰め替え商品、はかり売り、簡易な包装のもの、繰り返し利用できるもの、耐久性に優れたものなど、廃棄物の減量につながる商品を選択する。
- ・特に食品については、賞味期限に関する情報を正しく理解するとともに、適量の購入等により、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品を減らす。
- ・食品の食べ切りや使い切り、生ごみの水切りの徹底、生ごみの堆肥化など、ごみの減量化に努める。
- ・外食時には、適量な注文、食べ残しの削減に努める。特に宴会などの食べきりに努める。
- ・ワンウェイ（使い捨て）プラスチックごみの削減に努める。
- ・プラスチックごみ削減に取り組んでいる店舗や事業者を利用する。
- ・修理・修繕するなど、ものを大切に長く使用する。
- ・不用品のフリーマーケットやバザーへの出品、物品交換情報などを活用した再使用に努める。
- ・市町村が定めるごみの排出ルールに基づいた分別の徹底、各種リサイクル法等に基づくリサイクル料金の負担や適正な引き渡しを行う。
- ・ごみの排出時にはごみ袋をしっかり縛って封をする等、新型コロナウイルス感染症対策のためのごみの捨て方を心がける。

(2) 事業者

ア 排出事業者

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことをいつも認識しておく必要がある。原材料の選択の段階から、生産工程、流通・販売過程まで可能な限り廃棄物の発生を抑制する工夫

を行い、余った原材料等は、再使用、再生利用を徹底して行い、最終的に廃棄物として排出するものについては、環境への負荷の低減に配慮しつつ、適正な処理を行うことが必要である。

また、サーキュラーエコノミーや拡大生産者責任の考えのもと、自ら生産する製品が消費や廃棄される段階で発生する廃棄物について、減量化、資源化及び適正処理を考慮した製品の設計に努める必要がある。

○主な具体的行動

- ・原材料の選択や製造工程等の工夫により、自ら排出する廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用に努める。
- ・廃棄物を廃棄物処理業者に委託するときには、処理状況の確認や適正な対価の負担、マニフェストの交付など排出者としての責任を履行する。
- ・委託を行うに当たっては、不適正な処理が行われるリスクが小さい、優良な廃棄物処理業者の選択に努める。
- ・自ら排出する廃棄物について、再生利用等を行うことができる廃棄物処理業者へ処理を委託し、その廃棄物の適正な循環的利用に努める。
- ・特に、食品関連事業者については、食品ロスの削減に極力努めるとともに、やむを得ず食品を廃棄する場合には、そのまま商品として転売することが困難となるよう適切な措置を講じる。
- ・詰替え製品やプラスチック代替製品を開発・提供するよう努める。
- ・食品販売時のプラスチック使用を削減するため、容器、ストローの代替や量り売りなどを行うよう努める。
- ・マイバックや持参容器の使用を優遇するなど、消費者のプラスチックごみ削減の取組を支援するよう努める。
- ・拡大生産者責任の考えのもと、自ら生産する製品について、消費や廃棄の段階においても、適正なリサイクルや処分に一定の責任を有することを認識し、製品の長寿命化・省資源化への配慮、リサイクルが容易な製品の開発、できるだけ廃棄物を発生させない製品の製造などに努めるとともに、ライフサイクル全体で関係する事業者と連携して、資源投入量と廃棄物発生量を最小化するサーキュラーエコノミー型のビジネスに転換する。
- ・自らが製造等を行った製品等が廃棄物となったら、極力自主的に引き取り、循環的な利用に努める。
- ・グリーン購入やオフィスからの紙ごみの削減等を推進する。

イ 廃棄物処理業者

廃棄物処理業者は、廃棄物を適正に処理する専門事業者として重要な役割を担っており、適正な処理を確保することはもとより、廃棄物の減量化や資源化に資することが求められる。

廃棄物の処理に当たっては、事業活動に伴う環境負荷を低減し生活環境の保全に努めるとともに、積極的な情報公開を行い、廃棄物処理に対する住民の信頼を

高め、地域との協調に努めることが必要である。

また、廃棄物のさらなる減量化や資源化を進めるため、製造業者と連携し、サーキュラーエコノミー型のビジネスへの転換が求められる。

さらに、非常災害時には、県や市町村からの要請に応じて、可能な限り廃棄物の処理に協力する。

○主な具体的行動

- ・廃棄物処理施設の設置や運営に当たっては、地域環境等に配慮した施設づくりを行うとともに、周辺住民への十分な説明や処理情報等の公開を行い、信頼の確保に努める。
- ・排出事業者に対し、廃棄物の減量化や再資源化に関して助言や提案をするとともに、処理量等の処理状況に関する情報を積極的に公表する。
- ・リサイクル産業への積極的な進出やリサイクル技術の開発に努める。
- ・優良産業廃棄物処理業者認定制度を活用して、優良認定の取得に努める。
- ・排出事業者による実地調査の確認を積極的に受け入れる。
- ・設計・製造段階から廃棄物の削減やリサイクルが進むよう製造業者と連携を図る。

(3) 市町村

市町村は、その行政区域内における住民に最も近い位置の自治体として、また一般廃棄物の処理責任者として、廃棄物の排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報発信を行うことにより、住民や事業者の自主的な取組を促進するとともに、一般廃棄物の適正な循環利用をすることが求められる。その上で、処分しなければならない一般廃棄物については適正な中間処理、最終処分を確保しなければならない。

また、適正な循環利用や適正処分を進めるためには、他の市町村や県との連携等により広域的な取組を促進する必要があるとともに、各種リサイクル法やプラスチック資源循環法に基づく回収体制の構築や住民への周知徹底に努めることが必要である。

○主な具体的行動

- ・住民による自主的な3Rの取組が進むよう、適切な普及啓発や情報提供、環境学習等に努める。
- ・先進的な取組事例等を参考に、分別収集体制や再生利用の取組などの改善に努める。
- ・ごみ処理の有料化など、経済的インセンティブを活用した排出抑制等の導入について検討を進める。
- ・一般廃棄物処理業務について、収集・処分に係るコスト分析を行い、経済的・効率的な事業運営に努める。
- ・資源循環の観点に加え、脱炭素社会に対応する、ごみ発電や廃棄物系バイオ

マスの利活用（食品残さの堆肥化や剪定枝のチップ化、堆肥化など）を推進する。

- ・地域住民や関係機関と連携し、不法投棄等の不適正処理の早期発見、早期対応に努める。
- ・グリーン購入、オフィスからの紙ごみの削減や、公共事業からのがれき類等の再資源化、上下水道汚泥の有効利用などを率先して行う。
- ・食品循環資源の再利用等を地域の実情に応じて促進するための措置等について、市町村が定める一般廃棄物処理計画において適切に位置づけるよう努める。
- ・食品ロス削減に係る国の中長期基本方針や県の計画を踏まえ、食品ロス等の削減に関する計画の策定に努める。
- ・地域住民等に対する食品ロス削減に関する普及啓発や各種施策を実施するとともに、地域住民等の取組を積極的な支援に努める。
- ・災害が発生した際の迅速かつ適正な処理を行うため、市町村災害廃棄物処理計画を作成し、災害廃棄物に係る協力支援体制を構築する。

（4）県

県は、広域的な観点から県内的一般廃棄物及び産業廃棄物の状況を的確に把握し、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等の促進と処理体制の確保など廃棄物に関する施策を、SDGsやサーキュラーエコノミーの考え方を取り入れながら総合的に推進する必要がある。

このため、県民、事業者、市町村の取組に対する支援や適正処理の確保など、循環型社会の形成に向け各種施策を連携・協働を図りながら展開する（県の施策は第4章参照）ほか、廃棄物行政の円滑な推進のため、必要な制度の改正や財政支援措置などについて、積極的に国に要望していく。また、計画の実施による効果を把握するため、一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量等の実態を把握し、目標の達成のための適切な指導を行うなど、計画の着実な推進に努める。

特にプラスチックごみ削減、食品ロス削減に向けては、関係機関と連携を進めるとともに、「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」においても取組を進める。

さらに、災害廃棄物対策として市町村に対して技術的支援を行うとともに、広域的な観点から、関係機関との連携体制を整備する。

2 計画の進行管理

（1）目標達成状況の把握

一般廃棄物については、市町村等に対する一般廃棄物処理事業実態調査などにより、また、産業廃棄物については、産業廃棄物処理実績報告などにより、排出量、最終処分量等を毎年度推計し、基準年度である2019年度の指標と比較し、目標の達成状況を把握する。

（2）進行管理

目標の達成状況については、県の環境白書やWebページにより公表するととも

に、愛知県環境審議会廃棄物部会において、廃棄物の処理状況や施策の効果分析に関連した評価指標の検証などを通じて点検を行う。また、「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」等においてワークショップを開催するなどして、関係者の連携、協力により計画の着実な推進に努める。

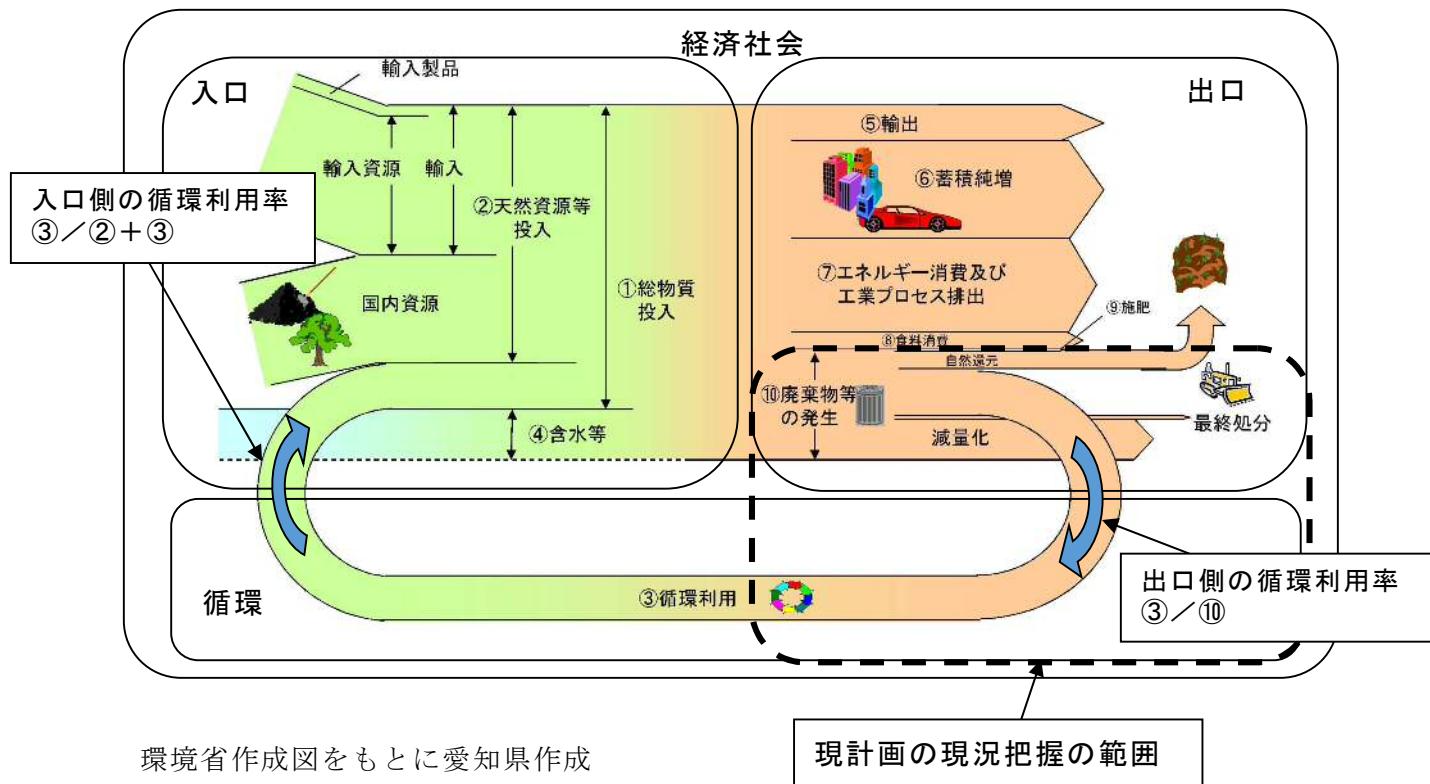
こうした点検結果や社会情勢その他廃棄物に係る環境の変化に合わせ、必要に応じて施策の見直し等を行う。

3 今後の展望

循環型社会を形成するためには、どの程度の資源を採取、消費、廃棄しているかその全体像を的確に把握し、その向上を図っていく必要がある。国の第四次循環型社会形成推進基本計画では、「物質フロー指標」として、物質フロー（ものの流れ）の3つの断面である「入口」、「循環」、「出口」を代表する指標を「資源生産性」、「循環利用率」、「最終処分量」とし、数値目標を設定している。特に「循環利用率」については、「入口側の循環利用率」と「出口側の循環利用率」の両方を代表指標とし、数値目標を設定している。

今後はこうした国の施策の動向や、サーキュラーエコノミーの取組状況などを踏まえ、「資源生産性」、「入口側の循環利用率」など新たな指標を設定し、経済社会におけるものの流れ全体を把握するなど、これまでの廃棄物の減量・適正処理に加え、廃棄物の発生抑制や循環利用をあらゆる経済活動を通じて促進させる計画への拡充を検討していく。

図 44 物質フロー（イメージ図）



環境省作成図をもとに愛知県作成

現計画の現況把握の範囲

1 廃棄物排出量等の将来予測手法

(1) 一般廃棄物

○ 過去の実績に即した予測

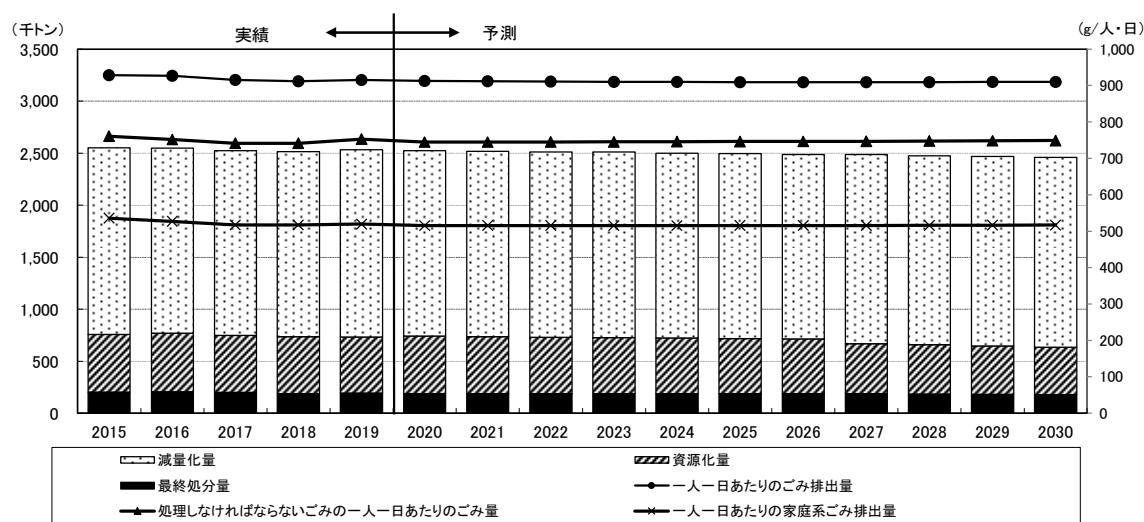
一般廃棄物の排出量は、将来における地域別ごみ種類別の排出原単位（一人一日当たりの排出量）に将来人口を乗じることにより求めた。

排出原単位については、5種類の回帰式（一次式、二次式、対数式、べき乗式、ロジスティック式）により比較検討を行い、適合性を判断の上、地域別ごみ種類別に将来の排出原単位を設定した。

人口については、「日本の市区町村別将来推計人口（平成30年3月推計）（国立社会保障・人口問題研究所）」の推計人口（中間年は直線補完により算出）で示された人口の伸び率を用いて、地域別に将来のごみ排出に係る対象人口を求めた。

減量化、資源化等の処理状況については、現況（2019年度）における分別収集・リサイクル等の取組状況（処理比率）が将来も維持されるものとして推計した。

図-1 ゴミの総排出量と最終処分量の推移（2015～2019年度実績による推計）



資料：愛知県

表-1 ゴミの総排出量と最終処分量の推移（2015～2019年度実績による推計）

	人口	ごみ総排出量		処理しなければならないごみの量		家庭系ごみ排出量		資源化量	減量化量	最終処分量
		一人一日あたり		一人一日あたり		一人一日あたり				
		人	千トン	g/人日	千トン	g/人日	千トン	g/人日	千トン	千トン
実績	2015	7,502,846	2,550 (100.0%)	929 (101.5%)	2,089 (100.1%)	761 (101.1%)	1,473 (102.3%)	536 (103.2%)	554 (102.6%)	1,793 (99.5%) 203 (104.8%)
	2016	7,528,190	2,548 (100.5%)	927 (101.3%)	2,066 (99.0%)	752 (99.8%)	1,447 (100.5%)	527 (101.4%)	562 (104.1%)	1,780 (98.8%) 206 (106.3%)
	2017	7,547,124	2,522 (99.4%)	916 (100.0%)	2,043 (97.9%)	741 (98.5%)	1,425 (98.9%)	517 (99.5%)	548 (101.5%)	1,774 (98.5%) 200 (103.2%)
	2018	7,559,580	2,515 (99.1%)	911 (99.6%)	2,047 (98.1%)	742 (98.5%)	1,427 (99.1%)	517 (99.6%)	547 (101.3%)	1,778 (98.7%) 190 (98.1%)
	2019	7,573,172	2,537 (100.0%)	915 (100.0%)	2,087 (100.0%)	753 (100.0%)	1,440 (100.0%)	520 (100.0%)	540 (100.0%)	1,801 (100.0%) 194 (100.0%)
予測値	2020	7,572,861	2,523 (99.4%)	913 (99.7%)	2,059 (98.7%)	745 (98.9%)	1,425 (98.9%)	516 (99.2%)	553 (102.4%)	1,780 (98.8%) 190 (98.1%)
	2021	7,561,803	2,516 (99.2%)	912 (99.6%)	2,056 (98.5%)	745 (99.0%)	1,424 (98.9%)	516 (99.3%)	546 (101.2%)	1,781 (98.9%) 189 (97.5%)
	2022	7,550,787	2,510 (99.0%)	911 (99.5%)	2,054 (98.4%)	745 (99.0%)	1,421 (98.7%)	516 (99.3%)	542 (100.4%)	1,780 (98.8%) 189 (97.3%)
	2023	7,539,813	2,512 (99.0%)	910 (99.6%)	2,057 (98.6%)	746 (99.0%)	1,423 (98.8%)	516 (99.3%)	538 (99.7%)	1,785 (99.1%) 188 (97.1%)
	2024	7,528,879	2,500 (98.6%)	910 (99.4%)	2,050 (98.2%)	746 (99.1%)	1,417 (98.4%)	516 (99.3%)	536 (99.2%)	1,776 (98.6%) 188 (97.2%)
	2025	7,517,987	2,496 (98.4%)	910 (99.4%)	2,048 (98.1%)	746 (99.1%)	1,415 (98.3%)	516 (99.3%)	531 (98.4%)	1,777 (98.7%) 187 (96.7%)
	2026	7,495,928	2,488 (98.1%)	909 (99.4%)	2,043 (97.9%)	747 (99.2%)	1,411 (98.0%)	516 (99.3%)	528 (97.7%)	1,773 (98.5%) 187 (96.4%)
	2027	7,473,958	2,487 (98.0%)	909 (99.3%)	2,043 (97.9%)	747 (99.2%)	1,411 (98.0%)	516 (99.3%)	481 (89.1%)	1,819 (101.0%) 187 (96.5%)
	2028	7,452,077	2,473 (97.5%)	909 (99.3%)	2,033 (97.4%)	748 (99.3%)	1,404 (97.5%)	516 (99.3%)	474 (87.7%)	1,814 (100.7%) 185 (95.5%)
	2029	7,430,285	2,467 (97.3%)	910 (99.4%)	2,030 (97.3%)	749 (99.4%)	1,401 (97.3%)	516 (99.4%)	464 (86.0%)	1,821 (101.1%) 182 (94.0%)
	2030	7,408,581	2,460 (97.0%)	910 (99.4%)	2,026 (97.1%)	749 (99.5%)	1,397 (97.0%)	517 (99.4%)	456 (84.5%)	1,824 (101.3%) 180 (92.9%)

資料：愛知県

(2) 産業廃棄物

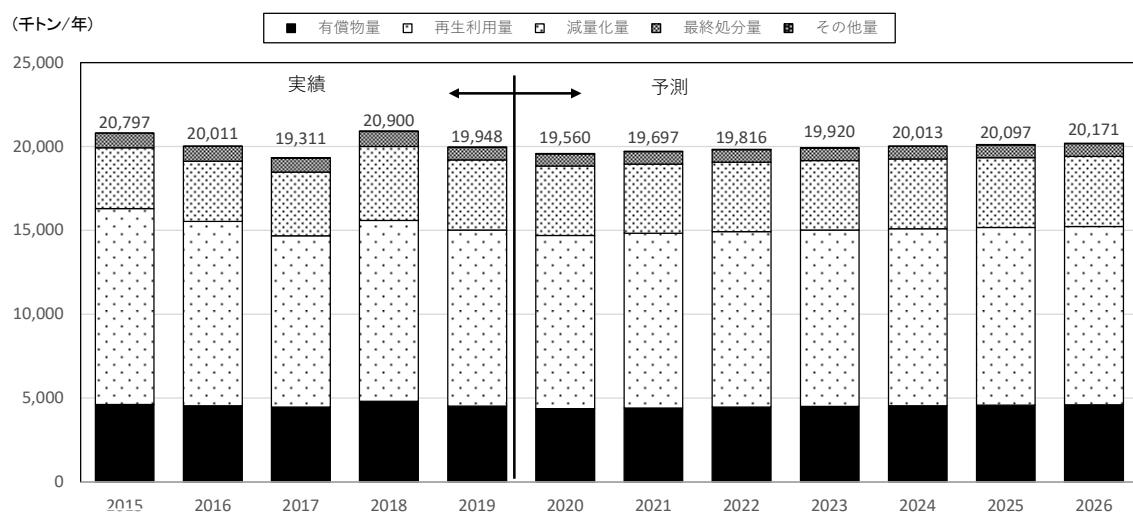
○ 過去の実績に即した予測

将来における産業廃棄物の発生量の予測に当たっては、「今後とも大きな技術革新及び法律上の産業廃棄物の分類に変更がなく、現時点における産業廃棄物の排出状況と業種毎の活動量との関係は変わらない」ことを前提とし、実態調査（2019年度実績）に基づく発生原単位に将来の活動量を乗じることにより産業廃棄物の発生量を求めた。

活動量については、5種類の回帰式（一次式、二次式、対数式、べき乗式、ロジスティック式）により比較検討を行い、適合性を判断の上、業種別に将来の活動量を設定した。

減量化、資源化等の処理状況については、現況（2019年度）におけるリサイクル等の取組状況（処理比率）が将来も維持されるものとして推計した。

図-2 処理・処分量の将来予測（2015～2019年度実績による推計）



資料：愛知県

表-2 処理・処分量の将来予測（2015～2019年度実績による推計）

単位:千トン

種類	実績					予測	
	2015	2016	2017	2018	2019		
発生量	20,797	20,011	19,311	20,900	19,948	19,560	19,697
有償物量	4,621	4,542	4,461	4,817	4,522	4,365	4,417
排出量	16,175	15,470	14,850	16,084	15,426	15,195	15,280
再生利用量	11,673	10,982	10,221	10,781	10,505	10,341	10,409
うち、動物のふん尿の直接再生利用量	206	206	206	206	34	34	33
減量化量	3,627	3,605	3,802	4,403	4,174	4,120	4,131
うち、がれき類等※の減量化量	53	54	44	85	33	32	33
循環利用量	11,520	10,830	10,059	10,660	10,504	10,339	10,409
最終処分量	872	879	827	899	746	733	739
その他量	4	4	1	1	1	1	1
種類	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
発生量	19,560	19,697	19,816	19,920	20,013	20,097	20,171
有償物量	4,365	4,417	4,462	4,502	4,537	4,569	4,598
排出量	15,195	15,280	15,354	15,418	15,476	15,528	15,573
再生利用量	10,341	10,409	10,468	10,520	10,567	10,608	10,645
うち、動物のふん尿の直接再生利用量	34	33	33	33	33	33	33
減量化量	4,120	4,131	4,141	4,149	4,157	4,163	4,169
うち、がれき類等※の減量化量	32	33	33	33	33	33	34
循環利用量	10,339	10,409	10,468	10,520	10,567	10,608	10,646
最終処分量	733	739	744	748	752	755	758
その他量	1	1	1	1	1	1	1

※ 金属くず、ガラスくず等、鉱さい、がれき類を指す

資料：愛知県

2 用語解説

ア行

■あいち eco (エコ) ティーチャー (P82)

2018 年に、豊かな知識や経験を有する中高年世代を対象に県が養成した環境学習の講師。名古屋市北区のあいち環境学習プラザ（愛知県環境調査センター内）や学校等で環境学習の講師として活躍中。

■あいち環境学習プラザ (P49)

名古屋市北区（愛知県環境調査センター）にある県の環境学習の拠点施設。実験を交えた体験型の環境学習講座を実施するとともに、環境学習のコーディネート事業、WEB ページでの環境学習情報の収集と発信、DVD などの環境学習教材の貸出などを実施している。

■あいち環境塾 (P41)

資源循環に向けた産学行政の協働による取組を、県内各地域に展開するため、環境について多角的な視点から学ぶことができる会員制の連続講座（塾）を 2008 年度から開講。産学行政の各部門において、環境を基調とした地域づくりのキーパーソンとなりうる人材（リーダー）の育成及び人的ネットワークの構築を進めている。

■愛知環境賞 (P41)

愛知万博の開催を機に、2005 年 1 月に創設。資源循環や環境負荷低減に関する企業や団体の優れた技術・事業・活動・教育の取組に対して表彰を行う。

■愛知県海岸漂着物対策推進地域計画 (P51)

海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」第 14 条に基づき策定した計画（2015 年 12 月改定）。海岸漂着物対策を重点的に推進する区域やその内容、関係者の役割分担及び相互協力、海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項などを定めている。

■愛知県ごみ焼却処理広域化計画 (P39)

1997 年 1 月の厚生省（当時）通知「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を受け、愛知県が策定した、一般廃棄物の焼却処理の広域化を推進するための計画。1998 年 10 月に 1998 年度から 2007 年度までを期間とする計画を策定。2009 年 3 月に県内を 13 ブロックに分け、ごみの焼却処理を 1 日の焼却能力が 300 トン以上の全連続炉に集約を目標とする第 2 次計画（2008 年度から 2017 年度を期間）を策定した。

■（一社）愛知県産業資源循環協会 (P54)

1991 年 7 月 15 日に設立された社団法人。2012 年 4 月 1 日に一般社団法人に移行。会員は愛知県内の産業廃棄物処理業者等。産業廃棄物の適正処理及び再生利用についての調査研究、研修、指導、普及等を行うことにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、県民の福祉向上に寄与することを目的とする。

■愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱 (P5)

産業廃棄物の処理について、法令に定めるもののほか、適正処理に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全を図ることを目的として、1991 年 4 月 1 日に施行。廃棄物の適

正な処理の促進に関する条例の施行に伴い全面改正（2004年2月1日施行）した。

排出事業者等の責務、施設整備等に関する指導、PCB廃棄物処理施設の環境モニタリング調査等を規定している。

■愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会（P54）

1994年6月1日に発足。2002年6月1日から組織を拡充し、愛知県各部局、国、名古屋市、豊橋市、豊田市、愛知県警察本部、名古屋海上保安部、（一社）中部経済連合会、名古屋商工会議所、（一社）愛知県産業資源循環協会及び（一社）愛知県建設業協会により構成され、これら構成団体の緊密な連携により産業廃棄物の不適正処理等の防止とこれらの事案に対する迅速かつ的確な対応を行うことにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。

■愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（P52）

県内におけるPCB廃棄物を適正に保管し確実かつ適正な処理を計画的に推進するため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」第7条に基づき、2004年12月に策定した計画（2018年3月改訂）。「PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み」、「PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制」及び「PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進」などを内容とする。

■愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる）（P51）

循環型社会形成を推進するため、愛知県発注の公共工事で、リサイクル資材の積極的活用を目的としたリサイクル資材評価制度である。

■あいち資源循環推進センター（P41）

循環型社会づくりの产学研行政の連携、協働拠点として、2006年に設置。循環ビジネスの事業化相談や技術指導など、循環ビジネスの事業化から円滑な事業継続まで一貫した支援を行う。

■あいち資源循環ナビ（P42）

3Rなどの環境関連情報を発信するため開設したサイト。2021年4月に従来の資源循環情報システムから移行した。「循環ビジネス支援」、「愛知環境賞」、「循環資源事業者マッチングシステム」、「資源循環学習」の4つの機能を提供している。

（<https://aichi-shigen-junkan.jp/>）。

■あいち地域循環圈形成プラン（P41）

「新・あいちエコタウンプラン」及び「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」の成果や理念を継承し、本県の地域ポテンシャルを生かして、これまで培ってきた資源循環の取組を加速・発展させ、県内各地で「循環の環」が重層的に構築された「地域循環圏」の実現を目指す計画（2017年3月策定）。

・広域循環モデル（P41）

本県の持つ多様な地域特性を生かしたバイオマス資源の活用や未利用資源のエネルギー利用などにより、持続可能な地域づくりにつなげ、県内各地で地域循環圏の構築を図るために創設した3つのモデル。

- ①地産地消の一体となった食品循環ループ
- ②森林保全対策等と連携した里山循環圏モデル
- ③農畜産場等を核とした分散型バイオマス活用モデル

・地域循環圏づくり推進チーム（P41）

新たな広域循環モデルの具体化を目指し、バイオマス資源の有効活用に向け創設した3つの広域循環モデルの具体化を目指すため、バイオマス資源の排出、リサイクル、利用に関わる事業者と学識経験者を構成員とする7つのチーム

■（公財）愛知臨海環境整備センター（P30）

愛知県、名古屋市、知多市、名古屋港管理組合及び民間48社の出捐により1988年8月1日に設立された財団法人（2009年に碧南市及び武豊町が出捐）。通称A S E C（アセック Aichi Seaside Environment Center）。

海面埋立処分事業を目的とし、知多郡武豊町地先の衣浦港3号地廃棄物最終処分場で、県内全域を対象に産業廃棄物及び一般廃棄物（焼却残さ）の受入を行っている。

■A E L（あえる）ネット（P42）

愛知県環境学習施設等連絡協議会（Aichi Environmental Learning Network）の略称で、愛知県内の環境学習施設等が協力して、地域における環境学習の推進を図るために2008年3月に設置されたネットワーク。

■アスベスト廃棄物（廃石綿）（P52）

アスベスト（石綿）は、天然に産出する極めて細い繊維状鉱物で、耐熱性、耐摩耗性、耐腐食性、防音性、電気絶縁性、耐薬品性に優れているため、建築材料等として幅広く使われてきた。アスベストの繊維を人体に吸入すると長期の潜伏期間を経て中皮腫や肺がん等を引き起こすため、製造、使用等が原則として禁止されている。

アスベスト廃棄物は、大きく飛散性の廃石綿等と非飛散性の石綿含有廃棄物に分類される。廃石綿等は、廃棄物処理法に基づき特別管理産業廃棄物に指定（廃棄物処理法施行規則第1条の2）されており、通常の廃棄物より厳しい処理基準や委託基準に基づく処理や特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等が義務付けられている。

廃棄物処理法に基づき廃石綿等及び石綿含有廃棄物の分別、保管、収集・運搬、処分等を適正に行うために必要な具体的な事項を解説した「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」（2021年3月 環境省環境再生・資源循環局）が定められている。

■安定型最終処分場（P29）

性状が安定しており、浸出液による生活環境保全上の支障が生ずるおそれがない、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、金属くず、廃プラスチック類及びゴムくず等を対象とする産業廃棄物の最終処分場。遮水工や浸出液処理施設等を要しない（廃棄物処理法施行令第7条第14号ロ）。

■一般廃棄物（P1）

廃棄物（→「廃棄物」）のうち産業廃棄物（→「産業廃棄物」）以外の廃棄物をいう。

■一般廃棄物処理計画（P50）

市町村が定める当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（廃棄物処理法第6条）。この計画には、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、排出抑制の方策、分別収集の種類・区分、一般廃棄物の処理施設の整備等に関する事項を定めるものとされている。

■入口側の循環利用率（P95）

経済社会に投入されるものの全体量のうち循環利用率（再使用・再生利用量）の占める割合

を表す指標。資源の有効利用、天然資源への依存度低減、最終処分量等の削減等の観点から、原則的には増加が望まれるもの。

■エコアクション 21 (P37)

環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく環境マネジメントシステムの認証・登録制度。二酸化炭素排出量、廃棄物排出量等の把握、省エネルギー、廃棄物の削減等の取組、環境レポートの作成・公表などを規定しており、中小企業等でも容易に取り組めることを特徴としている。

■エコデザイン (P61)

軽量化や素材の単一化等を図り、製品の設計段階からできるだけ廃棄物の発生抑制、リサイクルのしやすさなどを実現しする製品設計。

力行

■改善命令 (P31)

廃棄物の処理基準に適合しない保管、収集、運搬又は処分が行われた場合、その保管、収集、運搬又は処分を行った者等に対し、期限を定めて保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。産業廃棄物に関しては都道府県知事等が、一般廃棄物に関しては市町村長ができるとされている（廃棄物処理法第 19 条の 3）。

■拡大生産者責任 (P92)

生産者が、生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。

■家電リサイクル法 (P5)

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）を参照

■環境パートナーシップ・C L U B (E P O C) (P42)

約 260 社の環境先進企業からなる団体で、中部地域の主要企業が数多く参加し、業種・業態の枠を越えた幅広いネットワークを構築。資源循環をはじめ、環境経営、温暖化など様々な環境負荷低減活動等に関する研究、交流、情報発信を行っている。

■環境マネジメントシステム (P49)

環境マネジメントシステムとは、企業などが自ら企業活動の中で、排出物の抑制やエネルギー消費の削減など環境負荷の低減を図るために数値目標、取組内容を定め（Plan）、これに基づき環境配慮等の行動を実践し（Do）、その結果の点検、見直しを行い（Check）、さらに継続的な改善を図る（Action）という一連の環境管理体制のこと。

■感染性廃棄物 (P52)

医療機関等から排出される廃棄物で、血液や血液が付着したもの等、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう。

廃棄物処理法に基づき特別管理廃棄物に指定（廃棄物処理法施行令第 1 条、第 2 条の 4）されており、通常の廃棄物より厳しい処理基準や委託基準に基づく処理や特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等が義務付けられている。

廃棄物処理法に基づき感染性廃棄物の適正な処理を確保するために必要な手順等を具体的

に解説した「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（2018年3月改訂 環境省環境再生・資源循環局）が定められている。

■管理型最終処分場（P29）

浸出液により公共の水域及び地下水を汚染する可能性のある廃棄物を埋立処分する産業廃棄物の最終処分場で、遮水工、浸出液集排水設備、浸出液処理設備等の設置が必要とされる。

主に、廃油（タールピッチ類に限る）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、無害な燃えがら、ばいじん、汚泥、鉱さい等を対象とする（廃棄物処理法施行令第7条第14号ハ）。

■国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（P5）

国等や地方公共団体が再生品などの環境にやさしい物品の調達を率先的に行うとともに、こうした購入に役立つ情報の提供を推進することを目的とし、2001年4月1日に施行。

国による調達推進のための基本方針の策定、地方公共団体の調達方針の策定及びそれに基づく調達の推進努力義務、事業者及び国民の環境物品等の選択（一般的責務）が定められている。

■建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（P5）

資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的に2002年5月に完全施行された法律である。

本法は、特定の建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート及び木材）について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を図るものである。

■公共関与（廃棄物処理施設の整備等に関すること）（P30）

本来、民間事業者が行う産業廃棄物処理施設の整備等に対し、地方公共団体などの「公共」が関与すること。

特に、産業廃棄物の最終処分場については、民間事業者のみによる施設の確保が困難な状況にあることから、その整備・運営に公共関与する事例が多くみられる。

これまでの県内の公共関与事例として、愛知臨海環境整備センター（→（公財）愛知臨海環境整備センター）、衣浦港ポートアイランド環境事業センター（2011年2月に廃棄物の受入終了）、豊田加茂環境整備公社（→（公財）豊田加茂環境整備公社）がある。

■小型家電リサイクル法（P5）

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法（小型家電リサイクル法）を参照

■ごみゼロ社会推進あいち県民会議（P37）

住民、事業者、行政が相互に連携しながら、一体となってごみゼロ社会の形成を推進することにより、公衆衛生、環境の保全、資源の有効利用を促進するために1993年に設立された。

事業者団体、消費者団体、女性団体、県内市町村等で構成されており、ごみ減量、再資源化、不法投棄対策の3部会がそれぞれ活動している。

■ごみ発電（P13）

ごみ焼却時に発生する熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うもの。化石燃料の使用削減につながることから地球温暖化対策としても注目されている。

サ行

■再生クラッシャラン（P50）

構造物取り壊しなどで発生したコンクリート塊などを碎いたもの（リサイクル材）。

■再生資源活用審査制度（P54）

この制度は、事業者が産業廃棄物等を再生し、得られた製品を販売しようとする場合、県が事前の届出を受け、その製品の環境安全性などについて審査をする制度である。

フェロシルト問題など、産業廃棄物や製品の製造過程で生じる副産物が再生品として流通、使用されるに際し、生活環境保全上の問題が生じる事案が相次いで発生したことを受け、県が、2008年4月25日に全国に先駆けて創設し、同年7月1日から全面施行した。

■再生利用個別指定制度（P50）

廃棄物の処理を業として行う場合、許可が必要であるが、再生利用されることが確実であるとして知事又は市町村長が認めた廃棄物のみの処理を行う者で、知事又は市町村長の指定を受けた場合に、再生利用に係る特例として許可を不要とする制度（廃棄物処理法第7条第1項及び第6項のただし書、第14条第1項及び第6項のただし書）。

■産業廃棄物（P1）

事業活動に伴って生じた廃棄物で、次に掲げるもの及び輸入された廃棄物（廃棄物処理法第2条）。

具体的には、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん等（このうち、「紙くず」、「木くず」、「繊維くず」、「動植物性残さ」、「動物系固形不要物」、「動物ふん尿」及び「動物の死体」については、排出事業者の業種限定あり）（詳細は参考資料3参照）。

■（公財）産業廃棄物処理事業振興財団（P56）

環境省（当時厚生省）、全国知事会、日本経団連などによって、1992年12月に設立。処理業者の育成、排出事業者の支援及び産業廃棄物の適正処理の確保を図り、生活環境の保全と経済の健全な発展に寄与するため、事業を展開する。

- ①産業廃棄物処理施設の整備促進を図るため処分業者の必要な資金の借入れに対する債務保証
- ②産業廃棄物処理に関する3Rの技術開発、高度な技術を利用した施設整備やその企業への助成
- ③PCB等有害廃棄物の処理に関する検討・支援や優良な業者の育成、排出事業者に対する処理業者情報の提供
- ④都道府県などが不法投棄された産業廃棄物の原状回復を行うため、資金を支援する「産業廃棄物適正処理推進センター」（廃棄物処理法第13条の12により、全国を通じて一個に限り環境大臣が指定するもの。）としての業務等を実施している。

■産業廃棄物税（P51）

産業廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置促進、その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策を促進させることを目的として、2006年4月1日から導入された目的税。

納税義務者は、愛知県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者であり、課税額は、最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量1トンにつき1,000円、自ら設置する最終処分場に搬入する場合は、1トンにつき500円である。

■資源生産性（P95）

産業や人々の生活がいかにものを有効に利用しているかを総合的に表す指標。天然資源等は有限であることや採取に伴う環境負荷が生じること、また、それらが最終的には廃棄物等となることから、より少ない投入量で効率的にGDPを生み出すこと（資源生産性を向上すること）が望まれるもの。

■資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）（P5）

事業者によるリサイクル対策を強化するとともに、製品の省資源化、長寿命化等による廃棄物の発生抑制及び回収した製品からの部品等の再使用を推進し、資源循環型経済システムの構築を目指すことを目的として施行された法律。1991年より施行された「再生資源の利用の促進に関する法律」を改正する形で、2000年6月7日に公布（2001年4月1日施行）。

副産物の発生抑制に取り組む業種、再生資源・再生部品の利用に取り組む業種、使用済み物品の発生抑制に取り組む業種、リユース・リサイクルに配慮した設計・製造を行う業種等が定められている。

■自然共生社会（P3）

自然共生社会とは、生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会である。

「地域循環圏形成の手引き」（2016年3月、環境省）で、「未利用の循環資源を利用するこことにより、資源採取に伴う生態系の損失の防止につながる」と述べられている。

■遮断型最終処分場（P29）

外周を一定の厚さ以上のコンクリートで仕切る等、廃棄物を周辺から隔離する型の産業廃棄物の最終処分場。

人の健康に被害を生ずるおそれのある物質を溶出させる危険のある特定有害産業廃棄物を対象とする（廃棄物処理法施行令第7条第14号イ）。

■循環型社会（P3）

循環型社会形成推進基本法の中で定義された「廃棄物の排出抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることにより天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される」社会。

■循環型社会形成推進基本法（P5）

廃棄物・リサイクル対策を総合的、計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係諸法の整備と相まって、循環型社会の形成に向けた取組を実効あるものとするために制定された基本的な枠組み法（2000年6月2日施行）。

循環型社会、循環資源の定義、循環的利用及び処分の優先順位（発生抑制→再使用→再生利用→熱回収→適正処分）、国、地方公共団体、事業者及び国民の役割、政府による「循環型社会形成推進基本計画」の策定等が規定されている。

■循環経済（サーキュラーエコノミー）（P2）

あらゆる経済活動において、製品やサービスの設計段階から廃棄物の発生や汚染を出さないようデザインするとともに、生産から利用の段階では製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持したまま循環させることで、資源の投入量と廃棄物の発生量を最小化する経済システム。

■循環ビジネス（P1）

廃棄物のリサイクル事業や再生原材料を利用した製品の製造・販売など、循環型社会の構築に貢献するビジネスのこと。環境省が使用している「循環型社会ビジネス」と同義。

・循環ビジネス創出コーディネーター（P41）

民間企業のO Bなど環境技術や循環ビジネスに関する豊富な知識・経験を有し、先導的・効果的な循環ビジネスの事業化及び円滑な事業継続に向け、あいち資源循環推進センターを拠点として事業者へのコンサルティング等を行う。

■使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）（P5）

使用済小型家電に利用されている有用金属等の再資源化を促進することを目的に、2013年4月に施行された。携帯電話端末等を始めとした使用済小型家電 28 類型 96 品目が対象となっている。

■使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）（P5）

使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、自動車メーカーを含めて自動車のリサイクルに携わる関係者の役割分担のもと、使用済自動車の積極的なリサイクル・適正処理を行う（2005年1月1日完全施行）。

- ①自動車製造業者等は、使用済となった自動車から発生するフロン類、エアバッグ類等を引き取り、リサイクルする。
- ②引取業者は、自動車所有者から使用済自動車を引き取り、フロン類回収業者又は解体業者に引き渡す。
- ③フロン類回収業者は、フロン類を回収し、自動車製造業者等に引き渡し、使用済自動車は解体業者に引き渡す。
- ④解体業者、破碎業者は、使用済自動車のリサイクルを行い、エアバッグ類、シュレッダーダストを自動車製造業者等に引き渡す。
- ⑤自動車所有者は、使用済自動車を引取業者に引き渡し、リサイクル料金を負担する。等を定めている。

■賞味期限（P69）

加工食品には、「賞味期限」か「消費期限」のどちらか一方のみ表示されている。それぞれの意味は以下のとおりである。

賞味期限：定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。

消費期限：定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。

■食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）（P5）

食品循環資源の再生利用、熱回収、食品廃棄物等の発生抑制、減量に関し、基本的な事項を定めるとともに食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ず

ることにより、食品に係る資源の有効利用の確保及び廃棄物の排出抑制を図り、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的として 2001 年 5 月 1 日に施行された法律。

■食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）(P5)

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として 2019 年 10 月 1 日施行された法律。

■食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 (P5)

食品ロス削減推進法第 11 条に基づき、行政、事業者、消費者等の取組の指針となるものとして策定された国の方針（2020 年 3 月 31 日閣議決定）。都道府県はこの基本方針を踏まえ、都道府県食品ロス削減推進計画の策定に努めることとされており（法第 12 条）、市町村は、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画の策定に努めることとされている（法第 13 条）。

■3 R（スリー・アール）+Renewable (P3)

2019 年 5 月に策定された「プラスチック資源循環戦略」の基本原則。3 R は廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の 3 つの R を意味している。

①廃棄物の発生抑制（Reduce）

製品を長く使うこと、過剰包装をやめることなどにより、廃棄物の発生を減らすこと。

3 つの R の中で最も効果的で重要である。

②再使用（Reuse）

使い終わったものを捨てるのではなく、繰り返し使うこと。

③再生利用（Recycle）

使用済みになった製品や製造に伴い発生した副産物を原材料として利用すること。

④再生可能な資源への代替（Renewable）

バイオマスプラスチックのような繰り返し使える素材に替えていくこと。

■全県域汚水適正処理構想 (P40)

汚水処理施設には、下水道、集落排水、コミュニティプラント、浄化槽などがあるが、これら汚水処理施設の特徴や地域特性を勘案し、市街地や農山村地域を含めた県下全域の汚水処理施設の整備を計画的・効率的に実施していくために市町村が作成した構想を県が取りまとめたもので、今後の汚水処理施設整備の方針となる。

■措置命令 (P31)

廃棄物の処理基準に適合しない処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる時は処分者等に対し期限を定め、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。産業廃棄物については都道府県知事等、一般廃棄物については市町村長、また、無害化処理認定者に対しては環境大臣が命ずることができるとされている（廃棄物処理法第 19 条の 4、第 19 条の 4 の 2、第 19 条の 5、第 19 条の 6）。

タ行

■脱炭素社会 (P3)

脱炭素社会とは、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指す社会

である。

2020年10月、菅義偉首相(当時)は「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言している。

■多量排出事業者 (P37)

前年度の産業廃棄物の発生量が年間1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が年間50トン以上の事業場を設置している事業者のことで、事業概要、計画期間、処理に係る管理体制に関する事項、排出の抑制に関する事項、分別に関する事項、再生利用に関する事項、処理に関する事項を記した計画や計画の実施状況を作成し知事に報告することが義務付けられており、また、知事はそれをWebページにより公表することとされている(廃棄物処理法第12条第9項、第10項、第11項、第12条の2第10項、第11項、第12項)。

■地域環境保全委員 (P54)

地域における環境の状況の把握及びその保全に関する活動の推進等のため、愛知県環境基本条例第19条に基づき設置されたもので、全市町村に合計200名が配置されている。

- ①地域の環境の状況の調査・報告
- ②県の環境保全施策への協力
- ③環境保全の自主的活動の推進
- ④地域環境保全連絡会議等への出席

等の活動を実施している。

■地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会 (P54)

「愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」の地域組織(→「愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」)。

■地域循環圏 (P41)

本県では、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、広域での循環が効率的な資源については、地域間での連携により、循環の環を重層的に構築して地域づくりを進めていくという考え方。

■中間処理 (P11)

廃棄物を減量化・資源化するために行う破碎、焼却、乾燥など主に物理・化学的な処理。

■低炭素水素サプライチェーン (P62)

低炭素水素とは、二酸化炭素の排出量が少ない方法で製造された水素のこと。低炭素水素サプライチェーンとは、低炭素水素の製造から利用に至るまでの全過程のつながりのこと。

■電子マニフェスト(電子管理票) (P38)

電子マニフェストは、紙マニフェストを交付する代わりに、記載内容を電子情報化したものであり、排出事業者、収集運搬業者及び処分業者の3者間で情報処理センターを介してネットワーク上でやり取りを行うことを可能としたもの。

電子マニフェストでは、排出事業者は情報処理センターに照会することにより処理状況を即時に確認することができる。また、情報処理センターの通知機能と照会機能により、廃棄物の運搬終了、処分終了の報告期限が近づいていることを知ることができる。

■特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）(P5)

特定家電製品（政令で指定されたエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4種類）について小売業者、製造業者等による収集、運搬及び再商品化等に関し、適正かつ円滑に実施するための措置を講じ、適正処理、資源の有効利用の確保を図ることを目的とし、2001年4月1日から完全施行された法律。

- ①製造業者等が引取りを求められた場合の引取り、再商品化義務
 - ②小売業者の特定条件下での引取義務、製造業者等への引渡義務
 - ③市町村の製造業者への引渡し
 - ④消費者の小売業者等への引渡し、再商品化等の料金支払等の協力義務
- 等を定めている。

■特別管理産業廃棄物 (P6)

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する物として政令で定められた廃棄物。

廃棄物処理法施行令第2条の4に定める廃油（産廃である揮発油類、灯油類、軽油類）、廃酸（pH2.0以下）、廃アルカリ（pH12.5以上）、感染性廃棄物（医療機関などから排出された感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある産業廃棄物等→感染性廃棄物）及び特定有害産業廃棄物＊をいう。

*廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物及び廃石綿等、並びに、指定下水汚泥、鉛さい、ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリ、第13号（同法施行令第2条13号）廃棄物のうち有害物質が一定の基準に適合しないもの（詳細は参考資料3参照）

■（公財）豊田加茂環境整備公社 (P30)

豊田市、東西加茂郡6町村（当時）及び同区域内の民間90団体の出捐により1989年1月31日に設立された財團法人。

埋立処分事業を目的とし、1992年4月より豊田市御船町において受入を開始し、現在、豊田市、みよし市及びその他一部県内の産業廃棄物並びに豊田市、みよし市及び同市を含む一部事務組合の一般廃棄物（焼却残さ）を最終処分している。

ナ行

■熱回収 (P4)

焼却する時に発生する熱を回収することによるリサイクル。サーマルリサイクルともいう。原材料として使えない物は燃やすなどして、その熱を利用すること。

ハ行

■廃棄物 (P1)

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く）をいう。」（廃棄物処理法第2条）とされており、廃棄物には、一般廃棄物と産業廃棄物がある。

なお、一般に廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要となった物をいい、これに該当するか否かは占有者の意思、その性状等を総合的に勘案して定めるとされる。

■廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために基本的な方針（国の基本方針）(P5)

廃棄物処理法第5条の2に基づき策定された廃棄物の減量、適正処理等に関する国の方針。都道府県はこの方針に即して廃棄物処理計画を策定することとされている（法第5条の5）。

廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項、廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項、非常災害時における廃棄物の減量その他その適正な処理及び処理施設の整備に関する施策の推進を図るために必要な事項等が盛り込まれている。

■廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（P5）

廃棄物処理に対する県民の信頼向上を図るため、廃棄物処理法を補う観点から、愛知県が制定した条例（2003年10月1日施行）。土地所有者や排出事業者の責務の拡大、廃棄物処理施設に関する情報の開示、焼却施設への規制の強化等について規定している。

■排出事業者処理責任（P38）

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない（廃棄物処理法第3条）とされ、事業活動に伴い発生する廃棄物処理に対する排出事業者処理責任の原則がとられている。

この場合の事業者とは必ずしも営利を目的とする事業を営む者のみとは限らず、国、地方公共団体であっても、公共公益事業等を営む場合は含まれる。

また、自らの責任において適正に処理する、とは自ら処理する場合にとどまらず、産業廃棄物処理業者等や地方公共団体へ処理を委託する場合も含む。

■物質フロー（P95）

どれだけの資源を採取、消費、廃棄しているかという「ものの流れ」（物質フロー）。的確に把握することで、廃棄物等の発生抑制や循環利用の促進につながる。

■不法投棄等監視特別機動班（P54）

東三河総局及び各県民事務所等に11班、県庁に1班の計12班を設置し、不法投棄等の未然防止に向けた管内の計画的なパトロール、過剰保管場所の適正化に向けた監視や指導、苦情や立入検査等により発見した不適正事案に対する監視や指導を行う。

■プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）（P2）

国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、2021年6月4日成立した法律。

①基本方針の策定

②製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針の策定

③ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準の策定

④市区町村の分別収集・再商品化計画

⑤製造・販売事業者等による自主回収

⑥排出事業者の排出抑制・再資源化

等が規定されている。

■ポリ塩化ビフェニル（P C B）（P28）

化学的に安定で、絶縁性、不燃性に優れているため、コンデンサー、トランジスタの絶縁油、熱媒体等に幅広く使われてきた。

1968年10月のカネミ油症事件*を契機とし、1972年に生産、使用は原則として中止された。

P C Bの処理方法としては、高温焼却法のほか脱塩素化分解法、水熱酸化分解法、還元熱化学分解法、光分解法、プラズマ分解法等がある。

*米糠油精製の脱臭工程で熱媒体として使用していたP C Bが米糠油に混入し、経口摂取され引き起こされた事件。

■ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB廃棄物特別措置法）（P52）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の速やかな整備と確実、適正な処理を目指し、2001年7月15日から施行された法律。

- ①国のP C B廃棄物処理基本計画の策定
 - ②都道府県のP C B廃棄物処理計画の策定（→愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画）
 - ③事業者の一定期間以内の処分
 - ④事業者の都道府県知事へのP C B廃棄物の保管・処分状況の届出及び知事により縦覧に供すること
- 等を定めている。

マ行

■マニフェスト（産業廃棄物管理票）（P31）

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する際に交付する伝票で、廃棄物の種類、数量、運搬者又は処分を受託した者の氏名又は名称等を記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理するためのもの。

排出事業者が処理を委託した産業廃棄物の流れを把握することにより適正に処理、処分されたかどうかを確認できる。2008年4月からは、前年度のマニフェストの交付状況等を毎年、知事へ報告することが義務付けられている。紙による管理票に加え、電子マニフェストによることもできる。

ヤ行

■優良産廃処理業者認定制度（P52）

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産業廃棄処理業者を、都道府県等が審査して認定する制度。2010年度の廃棄物処理法改正に基づいて創設され、2011年4月1日より施行（廃棄物処理法第14条第2項及び第7項並びに第14条の4第2項及び第7項）。

認定を受けた産業廃棄物処理業者は、許可の有効期間が7年になるほか、許可証に優良マークが表示されるなどのメリットがある。

■容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

（P5）

容器包装廃棄物の減量、リサイクルを目的として1997年4月1日から施行。

- ①消費者は容器包装の合理的な選択により廃棄物の排出を抑制するとともに、容器包装廃棄物を分別して排出するよう努めなければならない。
- ②対象となる容器を製造、又は利用する事業者、対象となる包装を利用する事業者は再商品化をしなければならない。
- ③市町村は分別収集計画を定め、その区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措

置を講ずるよう努めなければならない。

等を定めている。

1997年4月1日よりガラス製容器（無色、茶色、その他の色）、紙パック、ペットボトル、スチール缶及びアルミ缶の7品目を対象としていたが、2000年4月1日から対象が段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装が追加され、10品目に拡大された。

2006年6月に法改正が行われ、発生抑制のため容器包装多量利用事業者に対し、容器包装の使用量及び取組の実施状況に係る定期報告を義務付けることなどが盛り込まれた。

ラ 行

■ レジ袋削減取組店制度（P37）

循環型社会の形成推進のため、レジ袋の削減に積極的に取り組む県内の小売店を「レジ袋削減取組店」として登録し、その利用を通じて、県民に支持される環境にやさしい店づくりを広め、県民、事業者及び行政が協働して、ごみ排出量の削減を図ることを目的とする制度。

ワ 行

■ ワンウェイ（使い捨て）プラスチックごみ削減取組表彰制度（P63）

ワンウェイ（使い捨て）プラスチックごみの削減に関する取組を事業者や団体から募集し、特に優れた取組を実施した者を表彰することによって、プラスチック資源循環促進法に盛り込まれたワンウェイプラスチックごみ削減への関心を高めるとともに、その取組を広く普及し、プラスチックごみゼロに向けた消費者、事業者、行政の一体となった取組を促進することを目的とする制度。2021年1月創設。

3 産業廃棄物の種類

(1) 産業廃棄物の種類

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石炭殻、焼却炉の残灰、炉掃除排出物、その他の焼却残さ
	2 汚泥	排水処理後の泥状のもの、各種製造業の製造工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、凝集沈殿汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、キラなど
	3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、タールピッチなど
	4 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸、廃ホルマリンなどすべての酸性廃液
	5 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液などすべてのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む。）などすべての合成高分子系化合物、石綿を含むPタイル
	7 ゴムくず	天然ゴムくずなど
	8 金属くず	鉄くず、非鉄金属くず、切削くず、ドライ粉、溶接かすなど
	9 ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、耐火レンガくず（工作物でないもの）、陶磁器くず（石綿を含む石膏ボード等）など
	10 鉱さい	鋳物廃砂、高炉・平炉・電気炉などの溶解炉のかす、キューポラのノロ、ボタ、不良石炭、粉炭かすなど
	11 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片、アスファルトの破片、石綿を含むコンクリートの破片、その他これに類する不要物
	12 ダスト類（ばいじん）	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類特別措置法第2条第2項に規定する特定施設、又は汚泥などの産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業（新聞取扱紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業から生ずる紙くず、並びにP C Bが塗布され又は染み込んだもの（注）
	14 木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品製造業（家具製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品貯蔵業から生ずる木くず、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係る木くず（注）並びにP C Bが染み込んだもの（注）
	15 繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず並びにP C Bが染み込んだもの（注）
	16 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど
	17 動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獸畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物
	18 家畜ふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、ニワトリなどのふん尿
	19 家畜の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、ニワトリなどの死体
	20 13号廃棄物	1から19までの産業廃棄物を処分するために処理したもので、それらの産業廃棄物に該当しないもの（有害汚泥のコンクリート固化化物など）

注：貨物の流通のために使用したパレットに係る木くずとP C Bが塗布され又は染み込んだものについては、業種の限定はありません。

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

種類	内容
引火性廃油	産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類 (引火点が70°C未満の廃油)
腐食性廃酸	水素イオン濃度指数 (pH) が 2.0以下の廃酸
腐食性廃アルカリ	水素イオン濃度指数 (pH) が12.5以上の廃アルカリ
感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される、血液、使用済みの注射針などの、感染性病原体を含む又はそのおそれのある産業廃棄物
特定有害廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
特定有害PCB汚染物	紙くずのうちPCBが塗布され、又は染み込んだもの、汚泥・木くず又は繊維くずのうちPCBが染み込んだもの、廃プラスチック類又は金属くずのうちPCBが付着し、又は封入されたもの、陶磁器くず又はがれき類のうちPCBが付着したもの
特定有害PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの (環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)
特定有害廃水銀等	省令別表で定める施設などから発生する廃水銀又は廃水銀化合物、水銀やその化合物が含まれる産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀、これらの廃水銀等を処分するために処理したもの
特定有害指定下水汚泥	下水道法施行令の規定により指定された汚泥のうち、上段に記載された有害物質を含んでおり、その溶出試験又は成分試験の数値が判定基準を超えるもの。
特定有害鉱さい	有害物質である、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレンを含んでおり、その溶出試験の数値が判定基準を超えるもの。
特定有害廃石綿等	建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシートなどで石綿の付着しているおそれのあるもの、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設で集められた飛散性の石綿など
特定有害ダスト類 (ばいじん) 特定有害燃え殻 特定有害廃油 特定有害汚泥 特定有害廃酸 特定有害廃アルカリ	政令別表で定める施設などから発生し、有害物質である、水銀、カドミウム、鉛、有機燐、六価クロム、砒素、シアノ、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類などを含んでおり、その溶出試験又は成分試験の数値が判定基準を超えるもの。